

令和6年度 子ども・子育て支援調査研究事業
地域子育て相談機関のあり方に関する調査研究
－報告書－

株式会社 野村総合研究所

令和 7(2025)年 3 月

第1章 本調査研究の背景・目的及び手法	2
1. 背景・目的	3
2. 調査手法	4
第2章 アンケート調査	9
1. 調査手法	10
2. 調査結果	12
第3章 ヒアリング調査	32
1. 調査手法	33
2. 調査結果	37
ヒアリング個票	42
1. 熊本県美里町	43
2. 高知県四万十市	45
3. 神奈川県逗子市	47
4. 栃木県日光市	50
5. 東京都小平市	52
6. 大阪府豊中市	54
7. 東京都町田市	57
8. 兵庫県尼崎市	60
第4章 総括	62
1. 総括	63
参考資料① アンケート調査 単純集計結果	74
参考資料② アンケート調査票	143

第1章

本調査研究の背景・目的及び手法

1. 背景・目的

1-1 本調査研究の背景

我が国では、出生率の低下・低迷が長らく続く中、より良い家庭環境・養育環境のための体制の構築が喫緊の課題となっている。子育て世帯は、核家族や地域の希薄な関係性により子育てが孤立化し、子育てに対して不安感や負担感を持っていることや、地域や必要な支援とつながらないことが課題である。

こうした課題に対して、こどもの安全や健全な発達を守るために身近な相談機関の確保が求められる。令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）では、虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる地域子育て相談機関を整備することが求められ、令和6年度から施行されている。

また、この地域子育て相談機関については、全ての子育て世帯が身近に相談できるポピュレーションアプローチを実現するため、「地域子育て相談機関の設置運営等について（令和6年）」において、市町村が相談及び助言を適切に行える体制があると判断した場合には、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て相談支援事業所以外にも様々な機関に委託することが可能となっている。

一方、地域子育て相談機関の設置が令和6年度であることから、市区町村における実施の有無や配置状況、相談機関の担い手、業務内容、職員配置の状況等の実施状況の実態は明らかとなっていない。

そこで、地域子育て相談機関の実施状況を踏まえ、そもそもどのような地域子育て相談機関のあり方が望ましいのか、人口規模や地域特性ごとにどのような好事例があるのかを把握する必要がある。

1-2 本調査研究の目的

上記の背景認識のもと、本調査研究では、全国において子育て世帯が身近に相談できるポピュレーションアプローチを実現するため、地域子育て相談機関の実施状況の実態把握や取組事例の収集、今後の地域子育て相談機関の機能等のあり方の検討を行うことを目的に実施した。

2. 調査手法

2-1 調査手法

(1) プレヒアリング調査の実施

1) プレヒアリングの目的

地域子育て相談機関に係る自治体・施設の取組実態を把握するとともに、地域子育て相談機関のあり方の検討の基礎材料とすることを目的として、プレヒアリングを行った。

2) プレヒアリング調査の概要

令和6（2024）年8月から10月にかけて実施し、調査対象は次表の通りである。

図表1 プレヒアリング実施自治体

#	都道府県	市区町村	人口 (2023年度)	出生数 (2023年度)	設置場所	実施団体	設置区域の考え方	特徴的な取組・設置の効果等
1	大分県	豊後高田市	21,960	121	地域子育て支援拠点事業の実施場所	NPO法人	特に明確な区域設定の考え方はない	【情報発信】 HP・SNS・ケーブルテレビの活用、乳幼児健診の待合室における子育て支援紹介動画再生等電子媒体による情報発信を実施。併せて、地域子育て支援拠点チラシ（毎月掲載）、地域子育て支援拠点におけるポスター掲示を実施。 【設置の効果】 子育て世帯にとっていつでも気軽に相談できている。
2	神奈川県	大磯町	32,054	134	その他	自治体	中学校区と同じ区域設定としている	【情報発信】 子育てひろばへの掲示や、Xへの投稿による情報発信を実施。 【設置の効果】 以前から、相談は受け付けていたが、「相談機関」と提示することで、明確に役割を提示出来るようになった。
3	新潟県	新発田市	92,855	516	その他	社会福祉法人	複数の中学校区を統合した区域設定としている	【情報発信】 併設している子育て支援センター内に情報コーナーを設置している。 【設置の効果】 支援の裾野が広がること及び相談内容等の共有により地域の実情・課題が別の角度から見えてくる可能性がある。
4	兵庫県	伊丹市	196,250	1,399	地域子育て支援拠点事業の実施場所	自治体	その他 （子育て支援センターに在 中している利用者支援事業 （地域子育て相談機関） の子育てコンシェルジュが地 域への出張相談も実施して いる。）	【情報発信】 市のHPおよび伊丹市子育て支援センター公式Instagram等で「子育てコンシェルジュからお知らせ」で地域の遊び場の紹介や子育て情報の発信や相談方法の情報発信をしている。 【設置の効果】 利用者支援事業基本1型というより市民にとっては「地域子育て相談機関」という名称のほうがわかりやすい印象である。

調査結果の詳細については第3章に譲る。

(2) アンケート調査の実施

全国の1,741市区町村の子育て支援等を担当している部署を対象に、地域子育て相談機関の設置状況や取組状況等を把握するとともに好取組事例としてヒアリングすべき自治体を抽出することを目的として、「令和6年度こども・子育て支援調査研究事業 地域子育て相談機関のあり方に関する調査研究 アンケート調査」を実施した。

調査実施にあたっては、まずはアンケート調査票の設計を行った。続いて、調査票の確定

後、市区町村への回答依頼にあたっては、都道府県の協力を仰ぎアンケート実施の案内を送信した。

調査期間は、令和 6（2024）年 11 月 1 日から 11 月 22 日とした。有効回答数は、1,006（有効回答率 57.8%）となった。

ここに、調査にご協力いただいた全国の都道府県及び市区町村のご担当者に御礼を申し上げたい。なお、調査対象の抽出方法および調査結果の詳細については第 2 章において詳述し、調査票は参考資料に掲載した。

図表 2 アンケート調査 実施概要

目的	● 地域子育て相談機関の実施状況等を把握する ● 地域子育て相談機関設置に至らない理由、障壁を把握する ● ヒアリング先となる好事例を抽出する
対象	● 日本全国の全市区町村（1,741市区町村）
期間	● 令和6年11月1日（金）～11月22日（金）
方法	● こども家庭庁様から都道府県の担当者経由で市区町村担当者にExcel調査票をメール送付 ● 市区町村担当者回答後、メールで当社に送付
調査項目	「地域子育て相談機関の設置経緯」「地域子育て相談機関の取組内容」「こども家庭センターとの連携状況」「取組上の工夫」「取組上の課題」「取組上の将来展望・支援要望」

（3）ヒアリング調査の実施

1)ヒアリングの目的

地域子育て相談機関に係る自治体・施設の取組実態を把握するとともに、地域子育て相談機関の取組の要諦を抽出することを目的として、ヒアリングを行った。

2)ヒアリング調査の概要

令和 7（2025）年 1 月から同年 2 月にかけて、ヒアリング調査を実施した。調査対象は次表の通りである。

図表 3 ヒアリング実施自治体

#	都道府県	市区町村	人口 (2023年度)	出生数 (2023年度)	設置場所	実施団体	設置区域の考え方	特徴的な取組・設置の効果等
1	熊本県	美里町	23,195	169	地域子育て支援拠点事業の実施場所	社会福祉法人	中学校区と同じ区域設定としている	【設置の効果】 子育て世帯にとっていつでも気軽に相談できている。
2	高知県	四万十市	31,936	175	地域子育て支援拠点事業の実施場所	自治体	複数の中学校区を統合した区域設定としている	【設置の効果】 相談内容をまとめることで、相談内容が明確になり、専門機関の方や保健師さん達と連携が深くなったように感じる。 子育てをする保護者の方の困り感や、子育てへのしんどさに寄り添い支援する事ができる。
3	神奈川県	逗子市	58,510	313	地域子育て支援拠点事業の実施場所	社会福祉法人	その他（市全体）	【情報発信】 広報誌に記事を掲載している。 【設置の効果】 子育て支援センターが地域子育て相談機関を担っており、利用者にとっては気軽に相談できる場となっている。また、市にとっては子ども家庭センターと円滑な連携を図ることで、支援が必要なケースを早期に把握し、その後の支援に繋ぎやすくなっている。
4	栃木県	日光市	76,413	297	地域子育て支援拠点事業の実施場所	自治体	その他（地理的な条件を考慮し市内3カ所に設置）	【情報発信】 施設イベント情報に合わせ子育て支援に関する情報を登録者にLINEで情報発信を行っている。 【設置の効果】 子育て世帯にとっていつでも気軽に相談できている。
5	東京都	小平市	196,913	1,281	地域子育て支援拠点事業の実施場所	株式会社	特に明確な区域設定の考え方はない	【情報発信】 市内の情報などにアクセスしやすくなるよう、施設内にボードを設置して情報の発信を行っている。 【設置の効果】 子育て世帯にとっていつでも気軽に相談できている。
6	大阪府	豊中市	406,836	3,022	その他（認定こども園）	自治体	中学校区と同じ区域設定としている	【情報発信】 公立こども園が地域子育て支援センターの行事予定、種別案内等を市ホームページやアプリにて発信。また、利用者への直接の声かけも行っている。 【設置の効果】 子ども家庭センター等との連携、登録により利用者が利用しやすいイメージを持たせる。 【子育て家庭の登録】 子育て家庭が子育てのかりつけ窓口として登録できるマイ保育園事業を認可保育園等に委託の上実施。5つの地域ごとに地域子育て相談機関があり、マイ保育園に登録委託している。
7	東京都	町田市	430,380	2,244	地域子育て支援拠点事業の実施場所	自治体	その他（支援事業計画での5つの地域分けによる区域設定）	【設置の効果】 地域子育て支援拠点事業と比べ、こども家庭センター等関係機関との連携が深まり、より専門的かつ包括的な相談対応が実施可能となる。公営にて実施しているため、住基連携による家庭訪問等のアプローチが容易となり、子育て家庭との接点が増やす。
8	兵庫県	尼崎市	458,046	3,315	地域子育て支援拠点事業の実施場所	自治体	中学校区と同じ区域設定としている	【設置の効果】 既存の枠組みでは上がってこないようなケース（予防、軽微な子育て相談、リスクが高くない）について情報共有することで、問題が顕在化する前に支援することが可能。

調査結果の詳細については、第3章に譲る。

（4）検討委員会の開催

前項でも述べたように、出生率の低下・低迷が長らく続く中、より良い家庭環境・養育環境のための体制の構築が喫緊の課題となっている。子育て世帯は、核家族や地域の希薄な関係性により孤立化し、子育てに対して不安感や負担感を持っていることや、地域や必要な支援とつながらないことが課題である。こうした課題に対して、こどもの安全や健全な発達を守るために身近な相談機関の確保が求められる。令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）では、虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関を整備することが求められている。

本検討委員会では、地域子育て相談機関の設置状況・取組状況に関するアンケートやヒアリングを踏まえ、地域子育て相談機関の設置促進や取組の充実に向けて、求められる体制整備上の支援や取組は何か等について諮問した。

<検討委員会における主要な問い>

図表 4 第 3 回検討委員会における意見交換をお願いしたい事項

1	【体制整備の観点】 地域子育て相談機関の設置促進や取組の充実に向け、 国、都道府県、区市町村の視点から求められる体制整備上の支援・取組は何か？
2	【相談対応の質の観点】 地域子育て相談機関では、利用者から多岐にわたる相談を受ける中で、 どのように相談対応の質を確保・向上させるか？
3	【情報共有・連携の充実の観点】 地域子育て相談機関と関係機関が双方向に情報共有・連携するためには、 どのような工夫が必要か？

<開催日程及び論点>

図表 5 開催日程及び論点

回数	日程	論点・議題
第 1 回	令和 6（2024）年 10 月 4 日	・ 調査研究の趣旨の説明 ・ プレヒアリング調査結果の報告 ・ アンケート調査の全体像・調査票の報告
第 2 回	令和 6（2024）年 12 月 25 日	・ アンケート分析結果の報告 ・ アンケート結果を踏まえた取組事例の選定方法の議論 ・ ヒアリング先・ヒアリング項目の議論
第 3 回	令和 7（2025）年 3 月 6 日	・ アンケートの追加分析結果の報告 ・ ヒアリング結果の報告 ・ 総括案の議論

令和6年度 子ども・子育て支援調査研究事業
地域子育て相談機関のあり方に関する検討委員会
委員名簿

座長

倉石 哲也 武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授

委員

伊藤 篤 甲南女子大学 人間科学部 総合子ども学科 教授

中條 美奈子 認定 NPO 法人マミーズ・ネット理事長
NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事

沼澤 貴子 新潟県新発田市こども課 課長

大井 由美子 神奈川県中郡大磯町子育て支援課 主査

原田 美穂 兵庫県伊丹市こども未来部こども室 主幹

事務局

横内 暎 株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部
プリンシパル

沢田 佑介 株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部
シニアコンサルタント

神戸 はるか 株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部
シニアコンサルタント

佐藤 夏実 株式会社野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部
コンサルタント

第2章

アンケート調査

1. 調査手法

1-1 調査概要

(1) 調査対象

全国の 1,741 市区町村の子育て支援等を担当している部署を対象にアンケートを行った。

(2) 調査方法

エクセルシートを用いて作成した調査票を、都道府県を経由し、各市区町村へメールで送付した。その後、回答済みエクセルシートをメールにて回収・集計した。

(3) 調査期間

令和 6（2024）年 11 月 1 日（金）～11 月 22 日（金）

(4) 調査内容

地域子育て相談機関の設置状況や取組状況等を把握するとともに、好取組事例としてヒアリングすべき自治体を抽出するために、「地域子育て相談機関の設置経緯」「地域子育て相談機関の取組内容」「こども家庭センターとの連携状況」「取組上の工夫」「取組上の課題」「取組上の将来展望・支援要望」について調査した。

(5) 有効回答数及び有効回答率

対象自治体数：1,741

有効回答自治体数：1,006

有効回答率：57.8%

以下、主要な調査項目に関する調査結果について次ページ以降で考察を行う。なお、全ての質問の単純集計結果については、巻末の参考資料を参照いただきたい。

図表 6 アンケート調査 実施概要(再掲)

目的	● 地域子育て相談機関の実施状況等を把握する ● 地域子育て相談機関設置に至らない理由、障壁を把握する ● ヒアリング先となる好事例を抽出する
対象	● 日本全国の全市区町村（1,741市区町村）
期間	● 令和6年11月1日（金）～11月22日（金）
方法	● こども家庭庁様から都道府県の担当者経由で市区町村担当者にExcel調査票をメール送付 ● 市区町村担当者回答後、メールで当社に送付
調査項目	「地域子育て相談機関の設置経緯」「地域子育て相談機関の取組内容」「こども家庭センターとの連携状況」 「取組上の工夫」「取組上の課題」「取組上の将来展望・支援要望」

2. 調査結果

2-1 調査結果概要・考察

調査結果概要・考察は以下の通り。なお、結果の集計方法は、単純集計およびクロス集計で行った。

(1) 単純集計

① 地域子育て相談機関の設置状況

自治体における地域子育て相談機関の設置有無（質問 3-1）は、「設置している」が最小（17.0%）である。「設置に向けて準備を行っている」自治体は、20.0%程度である。また、設置予定時期（質問 3-2）について、「設置に向けて準備を行っている」自治体のうち、50.0%以上は、今年度および来年度中に設置の意向を示しており、現時点では設置が限られているが、設置の必要性に関する一定の理解が進んでいることが推察できる。

一方、地域子育て相談機関の「設置に向けて準備を行っているおよび設置すべきか否かを検討している」自治体は 42.3%以上であり、今後、設置数が増加していくことが期待される。また、設置しない理由（質問 3-5）に関して、「既存の施設・機関・事業で子育て家庭のニーズを満たしているため」を挙げる自治体が最大（39.4%）であり、子育て家庭のニーズが満たされていると認識している。設置の必要性に関する理解は一定進んでいるが、本制度の趣旨が伝わっていない自治体は依然として多く、設置の必要性や本制度の趣旨を周知していく必要があると考えられる。

図表 7 地域子育て相談機関の設置状況



② 地域子育て相談機関の基本情報

自治体における地域子育て相談機関の設置数（質問 4-1）は、「1 施設」が 50.0%程度である。設置区域の考え方（質問 4-2）に関して、実施要綱記載の「中学校区数と同じ区域設定にしている」自治体は、30.0%程度である。その他、「複数の中学校区数を統合した区域設定」や「中学校区数をさらに複数の区切った区域設定」等、独自の設置区域を定める自治体は、15.0%程度である。特定の設置区域を定める自治体の割合は、50.0%弱を占めており、住民の数や地域性等に配慮し、設置をしていたことが明らかになった。

出張相談を実施する施設（質問 4-4）は、30.0%程度である。50.0%近くの自治体では、地域子育て相談機関が 1 施設しか設置しておらず、地域子育て相談機関の設置への取組が十分でないことが予想され、出張相談へのニーズは一定高いと推察される。出張相談のニーズの把握ができていない可能性や実施に向けた人員確保が困難な状況も考えられる。

自治体から子育て世帯に対する情報発信（質問 4-9）は、80.0%以上の自治体で実施している。情報発信の方法（質問 4-10）は、「自治体の HP」が最大（87.2%）、次いで、「窓口等での周知」（78.7%）、「自治体の広報誌」（70.2%）である。自治体から子育て世帯に対する情報発信は進んでいるが、子育て世帯が日常的に活用する SNS については、まだ取組が進んでいない。例えば、「X（旧 Twitter）」（5.0%）、「Facebook」（5.7%）、「Instagram」（7.1%）、「LINE」（26.2%）で低い数値であった。

地域子育て相談機関の設置にあたり自治体が取り組んだ内容（質問 4-11）は、「実施内容の調整」が最大（55.1%）、次いで、「実施場所の提供」（42.5%）、「設置運営要綱の内容の共有、解説」（30.5%）である。また、地域子育て相談機関の設置場所（質問 5-2）は、「地域子育て支援拠点事業の実施場所」が 60.0%である。既存の施設や取り組みを踏まえて実施を検討した自治体が多いことが推察される。

地域子育て相談機関の実施団体の種別（質問 5-3）は、「自治体」が最大（66.8%）である。地域子育て相談機関の普及において、地域子育て相談機関の設置を促進していくためには、まず、自治体が地域子育て相談機関の意義や必要性を正しく理解する必要がある。その上で、設置する際の運営方法として、委託での実施が考えられるため、委託先となり得る団体に適切な情報提供や周知を積極的に行っていく必要がある。

図表 8 地域子育て相談機関の基本情報



② 地域子育て相談機関の基本情報

【地域子育て相談機関の設置場所】（質問5-2）

➤ 地域子育て相談機関の設置場所については、「地域子育て支援拠点事業の実施場所」の割合が60.0%と最も多かった。



【地域子育て相談機関の実施団体の種別】（質問5-3）

➤ 地域子育て相談機関の実施団体の種別については、「自治体」の割合が66.8%と最も多かった。



③ 地域子育て相談機関の取組内容

地域子育て相談機関における相談内容（質問 5-9）は、「こどもの育ち」が最大（83.7%）、次いで、「子育てに関する施設や事業についての情報提供」（71.7%）である。また、「保護者のメンタルヘルス」（58.9%）、「家族関係」（57.4%）であり、家族関係の相談が 50.0%を超えている。子育てに関する相談の他、家族全体の相談を受けていることが確認できる。

相談内容の記録（質問 5-10）は、記録を作成している相談機関が、88.9%であり、記録様式（質問 5-11）は、「相談機関独自の様式を利用している」施設が 48.7%である。これらの結果から、多くの相談機関で継続的な相談支援を実施する取組が進められているほか、相談内容の記録の蓄積が、必要な支援に繋げていくための基礎資料としての役割や相談員同士の引き継ぎのツールとして、有効であると認識されていることも推察される。行政において定めている記録様式と相談機関において独自に用いている記録様式の違いを明らかにするまでには至らなかったが、こども家庭センターと連携している場合は、情報連携を念頭に置いた様式の作成も検討されている可能性があると考えられる。

図表 9 地域子育て相談機関の取組内容



④ 地域子育て相談機関の準備・運営上の課題

地域子育て相談機関の準備・運営上の課題（質問 6-1）は、「自治体内の人員の確保」が最大（55.1%）、次いで、「相談の質の確保・向上」（40.8%）、「自治体内における地域子育て相談機関の業務内容・意義の理解や周知」（39.5%）である。これらの結果から、地域子育て相談機関は、市区町村が認めた者への委託が可能であるという認識が不足していると思われる点や子育て世帯にとって、敷居が低く、物理的にも近距離に整備することで子育て世帯との接点を増やすことが、子育て世帯の不安解消等につながるという本制度の趣旨を周知していく必要があると考えられる。また、地域子育て相談機関では利用者から多岐にわたる相談や悩みが寄せられることから、相談の質の確保・向上を課題として挙げられていると推察される。

図表 10 地域子育て相談機関の準備・運営上の課題



(2) クロス集計

アンケートの目的である「基本情報の把握」「地域子育て相談機関の設置状況の把握」「地域子育て相談機関の基本情報の把握」「地域子育て相談機関の取組内容の把握」「課題・要望の把握」に基づき、地域子育て相談機関の設置状況や取組内容等をより詳細に分析することを目的として、クロス集計を実施した。

図表 11 クロス集計の設計

アンケートの目的	仮説内容	作業内容	クロス集計で使用する質問	
			質問番号・内容	質問番号・内容
基本情報の把握	①人口の多寡により、地域子育て相談機関の設置状況に違いがあるのではないかと	人口と、地域子育て相談機関の設置状況のクロス集計を実施	(番号なし) 人口	(3-1) 設置有無 (3-2) 設置予定時期 (4-1) 設置数
	②出生数の多寡により、地域子育て相談機関の設置状況に違いがあるのではないかと	出生数と、地域子育て相談機関の設置状況のクロス集計を実施	(番号なし) 出生数	(3-1) 設置有無 (3-2) 設置予定時期 (4-1) 設置数
地域子育て相談機関の設置状況の把握	③出生数の多寡により、地域子育て相談機関の職員体制に違いがあるのではないかと	出生数と、地域子育て相談機関の職員数・相談対応者数のクロス集計を実施	(番号なし) 出生数	(5-4) 職員数 (5-5) 相談対応人数 (5-6) 専任職員の有無
	④こども家庭センターの設置有無により、地域子育て相談機関の設置状況に違いがあるのではないかと	こども家庭センターの設置有無と、地域子育て相談機関の設置状況のクロス集計を実施	(2-3) こども家庭センターの設置有無	(3-1) 設置有無 (4-1) 設置数
地域子育て相談機関の基本情報の把握	⑤地域子育て相談機関の設置有無と、小学校区数・中学校区数の状況に関連があるのではないかと	地域子育て相談機関の設置有無と、小学校区数・中学校区数のクロス集計を実施	(3-1) 地域子育て相談機関の設置有無	(2-1) 小学校区数 (2-2) 中学校区数
	⑥地域子育て相談機関の設置数の多寡により、取組内容に違いがあるのではないかと	地域子育て相談機関の設置数と、取組内容のクロス集計を実施	(4-1) 地域子育て相談機関の設置数	(4-4) 出張相談の実施有無 (4-9) 情報発信の有無 (4-11) 自治体としての取組 (6-1) 相談機関の準備・運営上の課題
地域子育て相談機関の取組内容の把握	⑦地域子育て相談機関の設置数の多寡と、課題に関連があるのではないかと	地域子育て相談機関の設置数と、課題のクロス集計を実施	(4-1) 地域子育て相談機関の設置数	(5-16) 子育て家庭とつながる工夫 (5-27) 情報連携の有無 等
	⑧職員数の多寡により、取組内容に違いがあるのではないかと	職員数と、取組内容のクロス集計を実施	(5-4) 職員数	(2-2) 小学校区数 (2-2) 中学校区数 (4-4) 出張相談の有無 (5-16) 子育て家庭とつながる工夫の取組
課題・要望の把握	⑨設置区域の考え方の違いが、子育て資源の状況や取組内容に関連するのではないかと	設置区域の考え方と、子育て資源の状況、取組内容のクロス集計を実施	(4-2) 自治体における設置区域の考え方	

図表 12 第2回検討委員会でのコメントを踏まえたクロス集計の設計

第2回検討委員会で頂いた意見	仮説内容	作業内容	クロス集計で使用する質問		検証結果
			質問番号・内容	質問番号・内容	
子育て資源に関する意見 子育て資源の多寡と、地域子育て相談機関の設置有無との関係性を把握したい。例えば、保育所が多い自治体ほど地域子育て相談機関の設置が進んでいるのか等。	①子育て資源の多寡により、地域子育て相談機関の設置状況に違いがあるのではないかと ● 具体的には、保育所などの子育て資源が豊富にある自治体ほど地域子育て相談機関の設置が進んでいるのではないかと。	子育て資源の数と地域子育て相談機関の有無と、のクロス集計を実施	(2-4) 設置運営要綱に記載された各施設の施設数	(3-1) 地域子育て相談機関の設置有無	(スライド38) 地域子育て相談機関となり得る地域子育て支援拠点が少ない自治体では、地域子育て相談機関の設置が進んでいないことが推察できた。 他方、保育所や幼稚園等の施設数による地域子育て相談機関の設置有無への相関は見られなかった。
地域子育て相談機関を設置しない(できない)理由に関する意見 質問3(5)「地域子育て相談機関を設置しない(できない)理由のうち、「3.既存の施設・機関・事業で子育て家庭のニーズを満たしているため」が最多の割合であったが、そのままだと解釈していいか。」「3.設置すべきが否か検討している」「4.設置しておらず検討していない」と回答のあった自治体を母数とし、質問3(5)設置しない(できない)理由を用いて詳しく分析する必要があるのではないかと。	①地域子育て相談機関を設置していない自治体においては、総合的に必要性を検討しておらず、既存の事業等で把握できる限られた範囲において、必要性を判断しているのではないかと。	地域子育て相談機関の設置有無と、地域子育て相談機関を設置しない理由のクロス集計を実施	(3-1) 地域子育て相談機関の設置有無	(3-5) 地域子育て相談機関を設置しない(できない)理由	(スライド39) 既存の施設・機関・事業で子育て家庭のニーズを満たしていることと認識しているため、設置に至らない自治体が多いことが、明らかになった。しかし、今回の調査では自治体のニーズ把握の方法まで明らかにすることはできなかったため、今後、利用者ニーズの実態把握を進め、より利用者のニーズに寄り添った相談機関の設置・運営が求められるのではないかと。
地域子育て相談機関の実施主体に関する意見 地域子育て相談機関の普及を考えると、公設公営だけでなく、社会福祉法人、NPO法人、学校法人等の多様な実施主体を軸としたクロス集計をすることで、運営主体別の取組の差異や課題の有無を分析し、課題を明らかにしたい。	②地域子育て相談機関の実施主体の種別により、地域子育て相談機関の取組状況に違いがあるのではないかと。例えば、自治体直営では情報共有・連携が進んでいて、委託による実施団体(自治体以外)では進んでいないのではないかと。	実施団体と、地域子育て相談機関の設置状況のクロス集計を実施	(5-3) 地域子育て相談機関の実施団体	(5-6) 専任職員の配置有無 (5-16) 子育て家庭とつながる工夫の取組 (5-18) 地域子育て相談機関と自治体間での情報共有の実施有無 (5-27) 関連機関との相談内容に関する連携の有無 (6-1) 相談機関の準備・運営上の課題	(スライド40、41) 専任職員については、自治体直営と委託による実施団体(自治体以外)において、配置率に差異はなかった。 他方、情報共有・連携の有無については、実施団体ごとに差があった。

① 人口と地域子育て相談機関の設置状況の関係

自治体における地域子育て相談機関の設置有無（質問 3-1）に関して、「設置に向けて準備を行っている」の割合は、「人口 50,000 人以上 200,000 人未満」で 46.3%、「人口 200,000 人以上」で 42.5%であり、人口 50,000 人以上の自治体の 40.0%以上が、設置に向けた準備を行っている。そのうち、「人口 50,000 人以上 200,000 人未満」の 58.0%、「人口 200,000 人以上」の 64.7%が 2025 年度中に設置予定であり、人口の多い自治体（人口 50,000 人以上）では、設置に向けた取り組みが既に進んでいる状況にあることが推察できる。

地域子育て相談機関の設置数（質問 4-1）が「10 施設以上」の自治体は、「人口 200,000 人以上」で 80.0%、「人口 50,000 人以上 200,000 人未満」の 43.5%である。一方、「人口 10,000 人未満」の自治体の 69.5%は、地域子育て相談機関の設置数が「1 施設」であり、人口が多い自治体（人口 50,000 人以上の自治体）程、地域子育て相談機関の設置数が多い傾向にあることが確認できる。

図表 13 人口と地域子育て相談機関の設置状況の関係



② 出生数と地域子育て相談機関の設置状況の関係

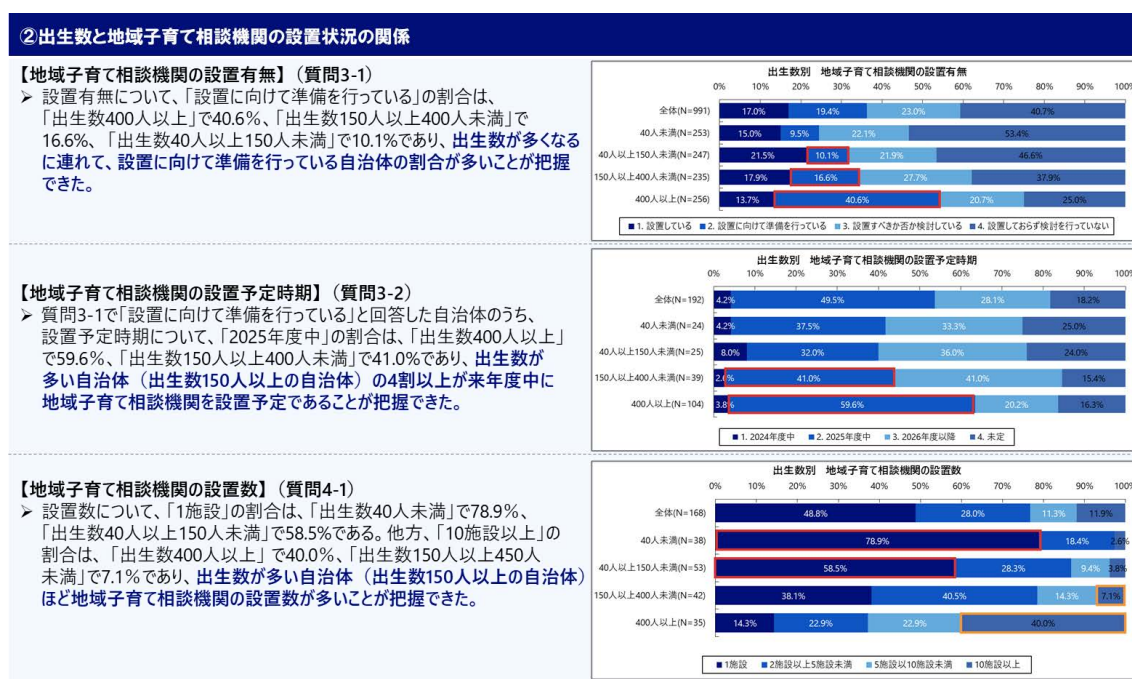
自治体における地域子育て相談機関の設置有無（質問 3-1）に関して、「設置に向けて準備を行っている」の割合は、「出生数 400 人以上」で 40.6%、「出生数 150 人以上 400 人未満」で 16.6%、「出生数 40 人以上 150 人未満」で 10.1%であり、出生数に比例して設置に向けた準備を行う自治体の割合が高まっている。そのうち、「出生数 400 人以上」の 59.6%、「出生数 150 人以上 400 人未満」の 41.0%が 2025 年度中に設置予定であり、出生数の多

い自治体（出生数 150 人以上）では、設置に向けた取り組みが既に進んでいる状況にあることが確認できる。

また、地域子育て相談機関の設置数（質問 4-1）に関して、「出生数 400 人以上」の自治体では、「10 施設以上」が最大（40.0%）、「出生数 150 人以上 400 人未満」では、「2 施設以上 5 施設未満」が最大（40.5%）、「出生数 40 人以上 150 人未満」では、「1 施設」が最大（58.5%）、「出生数 40 人未満」の自治体では、「1 施設」が最大（78.9%）であり、出生数が多い自治体程、地域子育て相談機関の設置数が多い傾向にあることが確認できる。

このことから、出生数が多い自治体では、子育て世帯の数も比例して多くなるため、子育てに関する悩みや課題を抱える家庭が増える傾向があり、子育て支援に対するニーズが高まることで、自治体としても地域子育て相談機関の設置が必要だと認識されることが推察できる。

図表 14 出生数と地域子育て相談機関の設置状況の関係



③ 出生数と地域子育て相談機関の職員体制の関係

地域子育て相談機関に従事する職員数（質問 5-4）に関して、「職員数 10 人以上」の割合は、「出生数 400 人以上」で最大（20.3%）である。また、地域子育て相談機関に従事する職員のうち、相談対応を行う人数に関して、「相談対応人数 10 人以上」は、「出生数 400 人以上」で最大（15.8%）である。そのため、出生数が多い自治体（出生数 400 人以上）程、職員数が多く相談対応に多くの職員を割いていることが確認できる。

また、地域子育て相談機関の設置数（質問 4-1）に関して、「職員数 1 人」の割合は、「地域子育て相談機関 1 施設」で最大（13.6%）、次いで、「地域子育て相談機関 2 施設以上 5 施設未満」で 11.3%である。また、「職員数 10 人以上」の割合は、「地域子育て相談機関 10 施設以上」で最大（26.7%）、次いで、「地域子育て相談機関 5 施設以上 10 施設未満」で 18.4%である。

以上のことから、地域子育て相談機関の設置が進んでいる自治体（地域子育て相談機関の設置数が 5 施設以上）程、職員を確保している傾向があることが確認できる。ヒアリングや検討委員会での議論を通じて、地域子育て相談機関の設置が進んでいる自治体では、子育て支援を重要な政策課題として位置づけている場合が多く、職員の確保や育成に積極的に取り組んでいることが確認された。具体的には、人材の採用や研修体制の充実を図ることで、職員の質と量を確保する努力が行われていることが確認できる。

図表 15 出生数と地域子育て相談機関の職員体制の関係



④ こども家庭センターの設置状況と地域子育て相談機関の設置状況の関係

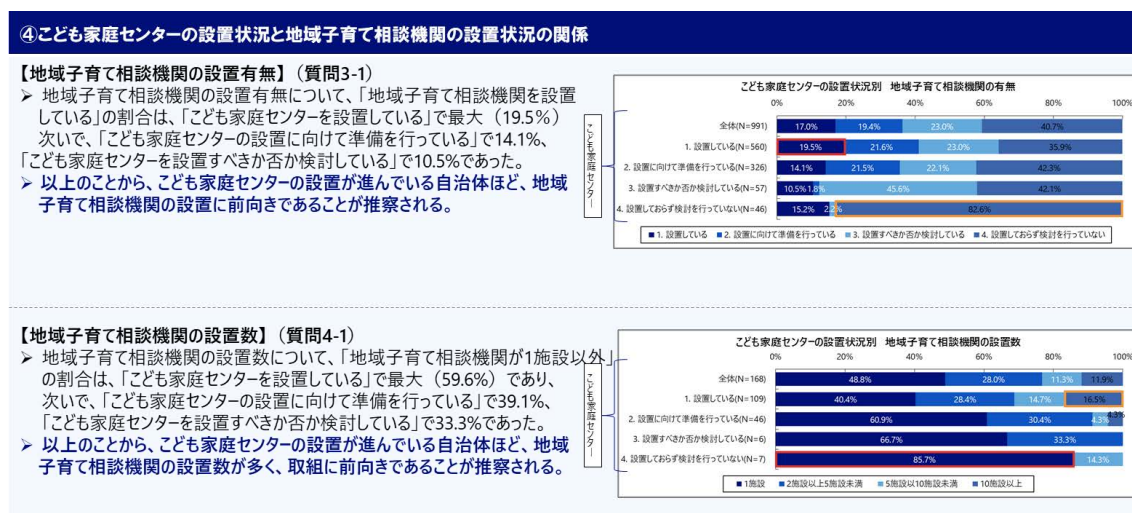
自治体における地域子育て相談機関の設置有無（質問 3-1）に関して、「地域子育て相談機関を設置している」の割合は、「こども家庭センターを設置している」で最大（19.5%）、次いで、「こども家庭センターの設置に向けて準備を行っている」で 14.1%、「こども家庭センターを設置すべきか否か検討している」で 10.5%であった。

また、地域子育て相談機関の設置数（質問 4-1）に関して、「地域子育て相談機関が 1 施設以外」の割合は、「こども家庭センターを設置している」で最大（59.6%）であり、次の

で、「こども家庭センターの設置に向けて準備を行っている」で 39.1%、「こども家庭センターを設置すべきか否か検討している」で 33.3%であった。

以上のことから、こども家庭センターの設置が進んでいる自治体程、地域子育て相談機関の設置に前向きであることが確認できる。ヒアリングや検討委員会での議論を通じて、こども家庭センターの設置が進んでいる自治体では、地域子育て相談機関を設置することで、両者の連携が可能になることを認識していると推察できる。具体的には、地域子育て相談機関が日常的な相談を受け付け、必要に応じてこども家庭センターに専門的な支援を引き継ぐことで、支援の質と効率が向上するといった連携のメリットを認識しているため、設置に前向きになるのではないかと考えられる。

図表 16 こども家庭センターの設置状況と地域子育て相談機関の設置状況の関係



⑤ 地域子育て相談機関の設置状況と小学校区数・中学校区数の関係

自治体における地域子育て相談機関の設置有無と小学校区数（質問 2-1）・中学校区数（質問 2-2）に関して、「地域子育て相談機関を設置している」の割合は、「小学校区数 10 区未満」で最大（18.7%）、小学校区数 10 区以上で 15%弱程度である。また、「中学校区数 30 区以上」で最小（4.2%）、中学校区数 30 区未満では、20.0%未満である。国の定める設置要綱では、中学校区域と同じ区域設定で地域子育て相談機関を設置することが定められているが、小学校区数・中学校区数の違いによる地域子育て相談機関の設置状況の相関は見られなかったことから、小学校区や中学校区の数に設置状況に影響を与えていないことが推察できる。

図表 17 地域子育て相談機関の設置状況と小学校区数・中学校区数の関係



⑥ 地域子育て相談機関の設置数と取組内容の関係

地域子育て相談機関における出張相談の実施有無（質問 4-4）に関して、「実施している」の割合は、「5 施設以上 10 施設未満」で最大（42.1%）、次いで、「10 施設以上」で 35.0%、「1 施設」で 32.9%である。地域子育て相談機関の設置数と出張相談の実施有無の相関は見られなかった。

自治体から子育て世帯に対する情報発信の有無（質問 4-9）に関して、「情報を発信している」の割合は、「5 施設以上 10 施設未満」で最大（100.0%）、次いで、「10 区施設以上」で 90.0%、「1 施設」で 81.7%である。地域子育て相談機関の設置数と情報発信の実施有無の相関は見られなかった。

以上のことから、地域子育て相談機関の設置数によらず、80.0%程度の自治体が情報発信を行っていることが確認できる。一方、出張相談の実施割合は 50.0%以下にとどまっているものの、各相談機関が認識している出張相談の方法は多様で幅広い可能性を持っていると考えられる。出張相談といっても、その形態は様々であり、例えば、戸別訪問による相談の実施や、他施設で開催されるイベントに参加し、その会場でこどもの遊び場を設けながら相談を受けるといった方法が挙げられる。今後は、住民のニーズに応じた柔軟な出張相談の方法を検討し、実施可能な形態を具体化していく必要があるのではないだろうか。また、出張相談を実施するにあたっては、予算や人員体制の確保についても、より具体的かつ現実的な検討が求められると推察できる。

地域子育て相談機関の設置にあたり自治体に取り組んだ内容（質問 4-11）に関して、地域子育て相談機関の設置数によらず、「実施内容の調整」に取り組む自治体が多いことが確認できる。「10 施設以上」の自治体では、「実施内容の調整」に次いで、「自治体独自の実施要綱・マニュアル等の整備」に取り組んでいる。「自治体独自の 5 実施要綱・マニュアル等

の整備」へ取組は、「10 施設以上」で最大（45.0%）、次いで「5 施設以上 10 施設未満」で 26.3%、「2 施設以上 5 施設未満」で 23.4%であり、地域子育て相談機関の設置数が多い自治体では、自治体独自の実施要綱やマニュアルを策定することで、自治体内で統一的な取組を推進する傾向にあることが推察できる。

図表 18 地域子育て相談機関の設置数と取組内容の関係



⑦ 地域子育て相談機関の設置数と課題の関係

地域子育て相談機関の準備・運営上の課題（質問 6-1）に関して、地域子育て相談機関の設置数によらず、「自治体内の人員の確保」に課題を感じる自治体が多いことが確認できる。

「10 施設以上」の自治体では、「自治体内の人員の確保」と同率で、「相談の質の確保・向上」へ課題を感じている。「相談の質の確保・向上」への課題意識は、「10 施設以上」で最大（45.0%）、次いで「5 施設以上 10 施設未満」で 40.0%、「1 施設」で 36.6%であり、地域子育て相談機関の設置数が少ない自治体では、自治体内の人員の確保に対する課題意識が強い傾向にあることが推察できる。

多くの自治体が、「自治体内の人員の確保」を課題として挙げているが、地域子育て相談機関は、こども家庭センターを補完する機能として、親子にとって身近な場所に設置されることがより有効であり、必ずしもその全てを自治体直営で実施しなければいけないものではない。この点を踏まえると、自治体内における地域子育て相談機関の意義や効果的な運営手法についての理解が十分に進んでいないことも推察される。地域子育て相談機関の普及にあたり、「親子にとって身近なところに複数置いて選べる」という地域子育て相談機関の在り方や設置目的等を改めて、自治体へ周知していくことが必要である。

図表 19 地域子育て相談機関の設置数と課題の関係



⑧ 地域子育て相談機関に従事する職員数と取組内容の関係

子育て家庭とつながる工夫の取組の実施有無（質問 5-16）に関して、「イベントやプログラムの開催」の割合は、「職員数 5 人以上 10 人未満」で最大（85.5%）であり、次いで、「職員数 2 人以上 5 人未満」で 77.1%、「職員数 10 人以上」で 69.2%、「職員数 1 人」で 45.8%である。職員数 2 人以上の自治体では、70%程度の自治体において「イベントやプログラムの開催」に取り組んでおり、2 人以上の職員を確保できる自治体では、「イベントやプログラムの開催」に取り組む傾向にあることが把握できる。

一方、「自治体等による訪問・面接時における地域子育て相談機関の案内」の割合は、「職員数 5 人以上 10 人未満」で最大（67.7%）であり、次いで、「職員数 2 人以上 5 人未満」で 55.1%、「職員数 10 人以上」で 51.3%、「職員数 1 人」で 54.2%である。「自治体等による訪問・面接時における地域子育て相談機関の案内」への取組は、職員数によらず、50%程度の実施状況を保持することが把握できる。

以上のことから、イベントやプログラムの開催は一定の人手を要するが、自治体等による訪問・面接時における地域子育て相談機関の案内は、比較的人手に依存しない取組であることが推察できる。

こども家庭センターや要対協等の関係機関への相談内容の連携有無（質問 5-27）に関して、「連携している」の割合は、「職員数 10 人以上」で最大（94.7%）であり、次いで、「職員数 5 人以上 10 人未満」で 93.8%、「職員数 2 人以上 5 人未満」で 90.8%、「職員数 1 人」

で 80.0%であり、こども家庭センターや要対協等の関係機関と連携が取れていることが確認できる。以上のことから、支援が必要なケースを早期に発見できる可能性が高まることを示していることが推察できる。

図表 20 地域子育て相談機関に従事する職員数と取組内容の関係



⑨ 地域子育て相談機関の設置区域の考え方と取組内容の関係

地域子育て相談機関の設置区域の考え方（質問 4-2）に関して、「中学校区と同じ区域設定としている」の割合は、「中学校区 10 区未満」で最大（37.8%）、次いで、「中学校区 20 区以上 30 区未満」、「中学校区 30 区以上」で 33.3%である。地域子育て相談機関の設置数と設置区域の考え方に相関は見られなかった。国が定める設置要綱では、中学校区域と同じ区域設定で地域子育て相談機関を設置することが定められているが、中学校区数と地域子育て相談機関の設置区域の考え方の相関は見られなかった。

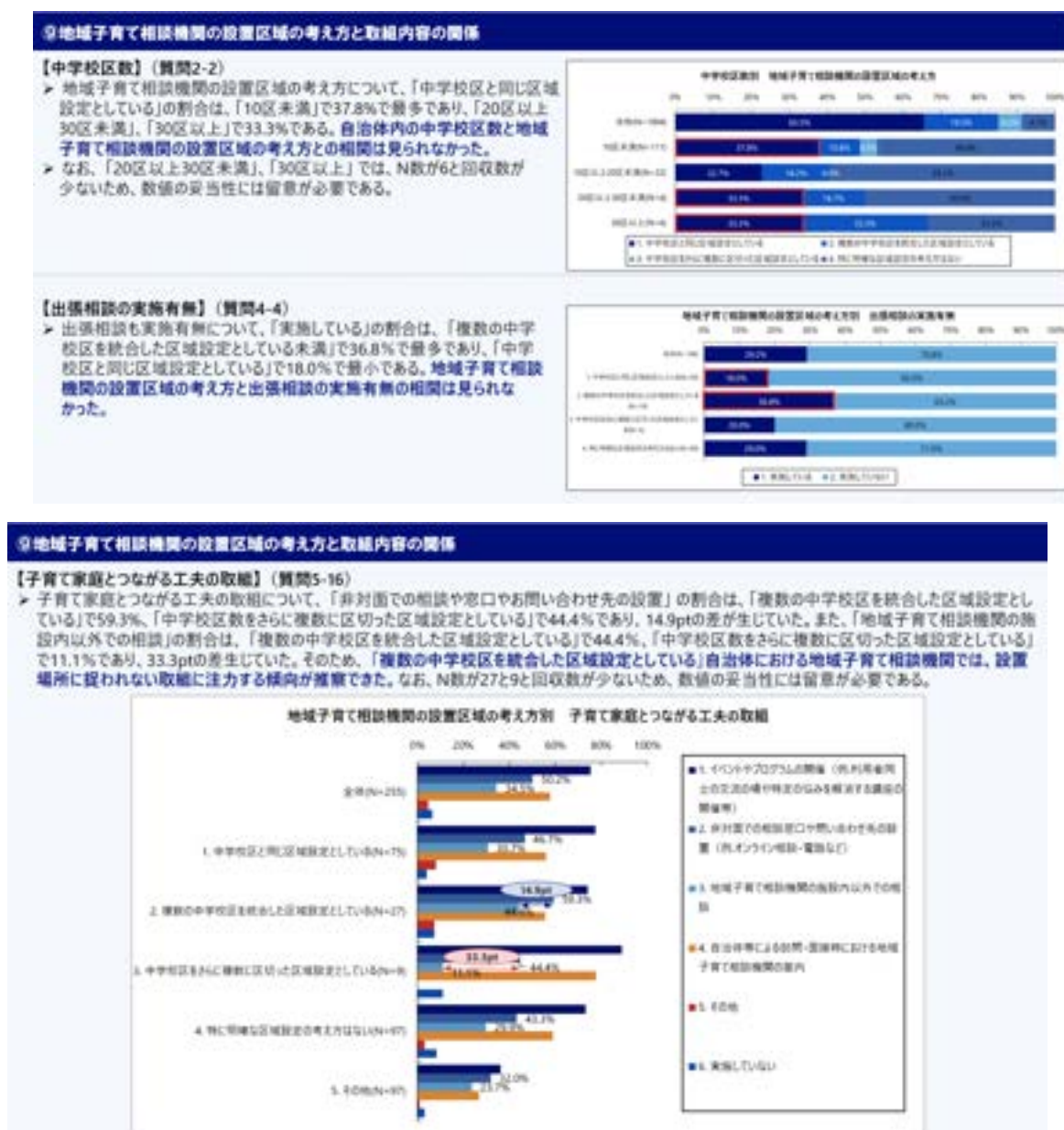
出張相談の実施有無（質問 4-4）に関して、「出張相談を実施している」の割合は、「複数の中学校区を統合した区域設定としている」で最大（36.8%）、「中学校区と同じ区域設定としている」でも最小（18.0%）であり、地域子育て相談機関の設置区域の考え方と出張相談の実施有無の相関は見られなかった。

子育て家庭とつながる工夫の取組（質問 5-16）に関して、「複数の中学校区を統合した区域設定としている」自治体では、「非対面での相談や窓口やお問い合わせ先の設置」が 59.3%、「地域子育て相談機関の施設内以外での相談」が 44.4%であり、14.9pt の差が生じている。他方、「中学校区数をさらに複数の区切った区域設定としている」自治体では、「非対面での

相談や窓口やお問い合わせ先の設置」が 44.4%、「地域子育て相談機関の施設内以外での相談」が、11.1%であり、33.3pt の差が生じている。

以上のことから、「複数の中学校区を統合した区域設定としている」自治体における地域子育て相談機関では、カバーする地域が広がるにつれて、出張相談の必要性に対する認識が高まる可能性があることが推察できる。また、地域住民からオンライン相談に対する要望が増加することにより、設置場所に捉われない柔軟な取組に注力する傾向がみられると推察できる。なお、N 数が少ないため、数値の妥当性には留意が必要である。

図表 21 地域子育て相談機関の設置区域の考え方と取組内容の関係



⑩ 地域子育て相談機関の設置有無と子育て資源の関係

地域子育て相談機関の設置有無（質問 3-1）に関して、「地域子育て相談機関となりうる地域子育て支援拠点の施設数 0 施設」では「設置しておらず検討を行っていない」が最大（30.6%）、「設置している」が最小（10.2%）である。以上のことから、地域子育て相談機関となりうる地域子育て支援拠点の施設数が 0 施設の自治体では、地域子育て相談機関の設置が進んでいないことが確認でき、地域子育て支援拠点事業の延長として地域子育て相談機関を設置する自治体が多いことが推察できる。

また、他の子育て資源である保育所では、「保育所 0 施設」で「設置している」が最大（32.3%）、次いで、「設置しておらず検討を行っていない」で（31.5%）であり、いずれも 30.0%程度の割合である。幼稚園では、「幼稚園 0 施設」で「設置している」が最大（63.0%）、次いで、「設置しておらず検討を行っていない」で 60.4%であり、いずれも 60.0%程度である。以上のことから、保育所・幼稚園の施設数が 0 施設の自治体では、「設置している」、「設置しておらず検討を行っていない」が同程度の割合であり、子育て資源（保育園・幼稚園）と地域子育て相談機関の設置有無の相関は見られなかった。以上のことから、地域子育て相談機関の設置は、保育所や幼稚園の有無とは相関が見られず、地域子育て支援拠点の設置有無や設置数、子育てニーズや出生数と関係して設置が進んでいる可能性が高いと推察できる。

図表 22 地域子育て相談機関の設置有無と子育て資源の関係



⑪ 地域子育て相談機関の設置有無と地域子育て相談機関を設置しない理由の関係

地域子育て相談機関を「設置すべきか否か検討している」または「設置しておらず検討を行っていない」と回答した自治体が、地域子育て相談機関を設置しない（できない）理由（質問 3-5）に関して、「既存の施設・機関・事業で子育て家庭のニーズを満たしているため」を挙げる自治体が最大（39.4%）である。また、両自治体において、「既存の施設・機関・事業で子育て家庭のニーズを満たしているため」の割合が 40.0%程度であり、「設置すべきか否か検討している」自治体では、36.9%、「設置しておらず検討を行っていない」自治体では、40.7%である。その他の理由に関しても、「担い手となる施設がないため」が 20%程度、「整備に向けて何をすべきかわからないため」が 15.0%程度、「予算確保が難しいため」が 10.0%程度であり、地域子育て相談機関の設置を検討中の自治体と設置意向の無い自治体では、設置に至らない理由に関して、検討の有無によらず、理由に差はなかった。

図表 23 地域子育て相談機関の設置有無と地域子育て相談機関を設置しない理由の関係



⑫ 地域子育て相談機関の実施団体と取組内容の関係

専任職員の配置有無（質問 5-6）に関して、「配置している」の割合は、「自治体」で 62.0%、「委託事業全体」で 68.9%である。自治体直営と委託運営のいずれも、専任職員の配置率は 65%程度であり、自治体直営と委託による専任職員の配置率の相関は見られなかった。

地域子育て相談機関と貴自治体の間での情報共有の実施有無（質問 5-18）に関して、「情報を共有している」の割合は、「自治体」で 96.6%、「委託事業全体」で 80.2%である。

また、関連機関との相談内容に関する連携の有無（質問 5-27）に関して、「連携をしている」の割合は、「自治体」で 94.9%、「委託事業全体」で 79.8%である。

以上のことから、自治体直営と委託事業全体の双方において、情報共有や連携が進んでいることが確認できる。委託事業全体の割合が自治体より僅かに低い理由として、個人情報等

の取り扱いに対する不安や、自治体との契約や取り決めに関するルール作りが十分に進んでいない可能性が考えられる。今後は、自治体と委託事業者が相互に連携し、支援の必要なケースや情報共有が求められるケースについて認識を共有するとともに、情報共有に関するルールの策定をする等、相談者に寄り添ったより効果的な支援体制の構築が期待される。

子育て家庭とつながる工夫の取組（質問 5-16）に関して、自治体直営と委託運営のいずれも「イベントやプログラムの開催」への取組が最大であり、「自治体」で74.3%、「委託事業者全体」で75.3%である。自治体直営、委託運営いずれにおいても、高い実施率を保持しており、実施団体によらず、イベントやプログラムの開催へ注力していることから、イベントやプログラムの開催に対する子育て世帯のニーズが高いことが推察できる。

地域子育て相談機関の準備・運営上の課題（質問 6-1）に関して、「自治体」では、「自治体内の人員の確保」が最大（54.8%）、「委託事業全体」では、「自治体における地域子育て相談機関の業務内容・意義の理解や周知」が最大（40.8%）である。

地域子育て相談機関の運営を全て自治体直営で賄う必要はない。一方、自治体は、「自治体内の人員の確保」を課題として認識しており、自治体内における地域子育て相談機関の意義の周知が十分になされていないことが推察できる。

図表 24 地域子育て相談機関の実施団体と取組内容の関係



② 地域子育て相談機関の実施団体と取組内容の関係

【子育て家庭とつながる工夫の取組】（質問5-16）

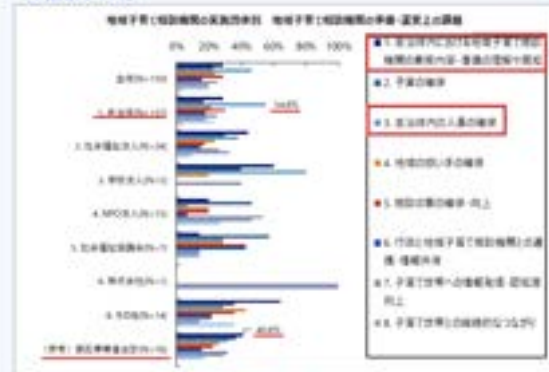
- 子育て家庭とつながる工夫の取組について、「自治体」と「（参考）委託事業者合計」で比較したところ、どちらも最多の割合であるのが「イベントやプログラムの開催」であった。
- 以上のことから、実施団体が自治体直営・委託にかかわらず、どの実施団体もイベント・プログラムの開催に注力していることがわかった。



*本アンケートでは、委託先社への委託先自治体別アンケート回答数が少ない、影響が小さいと判断したため、「委託先社」の結果は考慮しないものとす。

【地域子育て相談機関の準備・運営上の課題】（質問6-1）

- 地域子育て相談機関の準備・運営上の課題について、「自治体」と「（参考）委託事業者合計」で比較したところ、「自治体」では、「自治体内の人員の確保」54.8%の割合が最多であった。「（参考）委託事業者合計」では、「自治体における地域子育て相談機関の業務内容・意義の理解や周知」40.8%の割合が最多であった。
- 以上のことから、自治体直営では、特に人員の確保に課題を感じており、委託による実施団体では、相談支援の実施にあたり、自治体における地域子育て相談機関の業務内容・意義の理解に課題を感じていることが推察された。



第3章

ヒアリング調査

1. 調査手法

(1) プレヒアリング

1) 目的

地域子育て相談機関に係る自治体・施設の取組実態を把握するとともに、地域子育て相談機関のあり方の検討の基礎材料とすることを目的として、プレヒアリングを行った。

2) 調査対象

プレヒアリング先は、こども家庭庁と協議のうえで決定した。プレヒアリング実施先は下図表の通りである。

図表 25 プレヒアリング実施自治体(再掲)

#	都道府県	市区町村	人口 (2023年度)	出生数 (2023年度)	設置場所	実施団体	設置区域の考え方	特徴的な取組・設置の効果等
1	大分県	豊後高田市	21,960	121	地域子育て支援拠点事業の実施場所	NPO法人	特に明確な区域設定の考え方はない	【情報発信】 HP・SNS・ケーブルテレビの活用、乳幼児健診の待合室における子育て支援紹介動画再生等電子媒体による情報発信を実施。併せて、地域子育て支援拠点チラシ（毎月掲載）、地域子育て支援拠点におけるポスター掲示を実施。 【設置の効果】 子育て世帯にとっていつでも気軽に相談できている。
2	神奈川県	大磯町	32,054	134	その他	自治体	中学校区と同じ区域設定としている	【情報発信】 子育てひろばへの掲示や、Xへの投稿による情報発信を実施。 【設置の効果】 以前から、相談は受け付けていたが、「相談機関」と提示することで、明確に役割を提示出来るようになった。
3	新潟県	新発田市	92,855	516	その他	社会福祉法人	複数の中学校区を統合した区域設定としている	【情報発信】 併設している子育て支援センター内に情報コーナーを設置している。 【設置の効果】 支援の裾野が広がること及び相談内容等の共有により地域の実情・課題が別の角度から見えてくる可能性がある。
4	兵庫県	伊丹市	196,250	1,399	地域子育て支援拠点事業の実施場所	自治体	その他 (子育て支援センターに在 中している利用者支援事業 (地域子育て相談機関) の子育てコンシェルジュが地 域への出張相談も実施して いる。)	【情報発信】 市のHPおよび伊丹市子育て支援センター公式Instagram等で「子育てコンシェルジュからお知らせ」で地域の遊び場の紹介や子育て情報の発信や相談方法の情報発信をしている。 【設置の効果】 利用者支援事業基本1型というより市民にとっては「地域子育て相談機関」という名称のほうがわかりやすい印象である。

3) 調査方法

自治体職員及び地域子育て相談機関の職員に対するプレヒアリング調査

4) 調査期間

令和6(2024)年8月～令和6(2024)年10月

5) 調査内容

自治体の状況や基本属性、地域子育て相談機関の状況／設置経緯／取組内容、好事例や効

果、課題、今後の意向や展望について、プレヒアリングを行った。具体的なプレヒアリング項目は、下図表の通りである。

図表 26 プレヒアリング項目

#	確認項目	確認内容	
		自治体職員様	施設職員様
1	自治体の状況・基本属性	- 人口・世帯数・出生数 - 小学校区・中学校区数 - 既存の相談機関の設置状況（こ家セン等） - 地域子育て相談機関となりうる施設の設置数（地域子育て支援拠点、児童館、保育所等） - 地域ごとの上記施設の分布	—
2	地域子育て相談機関の状況	- 設置数とその考え方 - 設置場所 - 実施主体 - 各施設の利用者支援事業における区分	【施設の状況】 - 開所日数、時間 - 施設が実施している他の事業 - 設置前の状況 【利用者の状況】 - 利用者数 - 利用者の属性 - 利用者のうち相談を希望する割合 【職員の状況】 - 全体職員数（職種別） - 相談対応に係る人数
3	地域子育て相談機関の設置経緯	- 地域子育て相談機関を設置した理由・きっかけ - 地域子育て相談機関としての取組に向けた準備内容（例、実施施設の募集・働きかけ） - 準備に要した期間 - 設置にあたり施設に支援したこと	- 準備に要した期間・実施したこと - 設置に伴い新たに必要となった人員、設備等

#	確認項目	確認内容	
		自治体職員様	施設職員様
4	地域子育て相談機関の取組内容	【全体的な取組】 - 情報発信の内容・方法 - 施設に実施を依頼していること 【情報共有に係る取組】 - 自治体と施設間の共有内容・方法 - 施設に対して報告を求めている内容 - 自治体内における個人情報取扱いの整理方法 - 各種会議体への地域子育て相談機関の参加有無	【全体的な取組】 - 相談支援の内容・方法 - 相談担当者の属性、選定方針 - 相談方法の内訳（例、対面、オンライン） - 情報発信の内容・方法 - SNS、アプリ等の活用 - 子育て世帯とつながる工夫の内容・方法 - 行政との連携の内容・方法 【利用者情報の管理】 - 記録内容（例、相談記録、来所記録） - 記録媒体（例、紙、電子） - 記録上の留意点 - 個人情報取得の有無・方法 【情報共有に係る取組】 - 施設と自治体間の共有内容・方法 - 施設内における個人情報取扱いの整理方法
5	好事例・効果	地域子育て相談機関となったことによる連携のしやすさの変化	- 行政との連携がうまくいった事例 - 他の機関や地域住民との連携ができた事例 - 子育て家庭とのつながりを強化できた事例
6	課題	施設への支援上の課題	- 準備段階における課題 - 実施上の課題
7	今後の意向・展望	- 地域子育て相談機関に期待すること - 今後の設置方針 - 取組を強化したいこと	- 取組に関して今後変更を予定していること - 行政に期待すること

(2)ヒアリング

1)目的

地域子育て相談機関に係る自治体・施設の取組実態を把握するとともに、地域子育て相談機関の取組の要諦を抽出することを目的として、ヒアリングを行った。

2)調査対象

ヒアリング先は、こども家庭庁と協議のうえで決定した。プレヒアリング実施先は下図表の通りである。

図表 27 ヒアリング実施自治体(再掲)

#	都道府県	市区町村	人口 (2023年度)	出生数 (2023年度)	設置場所	実施団体	設置区域の考え方	特徴的な取組・設置の効果等
1	熊本県	美里町	23,195	169	地域子育て支援拠点事業の実施場所	社会福祉法人	中学校区と同じ区域設定としている	【設置の効果】 子育て世帯にとっていつでも気軽に相談できている。
2	高知県	四万十市	31,936	175	地域子育て支援拠点事業の実施場所	自治体	複数の中学校区を統合した区域設定としている	【設置の効果】 相談内容をまとめることで、相談内容が明確になり、専門機関の方や保健師さん、通と連携が深くなったように感じる。 子育てをする保護者の方の困り感や、子育てへのしんどさに寄り添い支援する事ができる。
3	神奈川県	逗子市	58,510	313	地域子育て支援拠点事業の実施場所	社会福祉法人	その他（市全体）	【情報発信】 広報誌に記事を掲載している。 【設置の効果】 子育て支援センターが地域子育て相談機関を担っており、利用者にとっては気軽に相談できる場となっている。また、市にとってはこども家庭センターと円滑な連携を図ることで、支援が必要なケースを早期に把握し、その後の支援に繋ぎやすくなっている。
4	栃木県	日光市	76,413	297	地域子育て支援拠点事業の実施場所	自治体	その他（地理的な条件を考慮し市内3カ所に設置）	【情報発信】 施設イベント情報に合わせ子育て支援に関する情報を登録者にLINEで情報発信を行っている。 【設置の効果】 子育て世帯にとっていつでも気軽に相談できている。
5	東京都	小平市	196,913	1,281	地域子育て支援拠点事業の実施場所	株式会社	特に明確な区域設定の考え方はない	【情報発信】 市内の情報などにアクセスしやすくなるよう、施設内にボードを設置して情報の発信を行っている。 【設置の効果】 子育て世帯にとっていつでも気軽に相談できている。
6	大阪府	豊中市	406,836	3,022	その他（認定こども園）	自治体	中学校区と同じ区域設定としている	【情報発信】 公立こども園地域子育て支援センターの行事予定、職員室内等を市ホームページやアプリにて発信。また、利用者への直接の声かけも行っている。 【設置の効果】 子ども家庭センター等との連携、登録により利用者が利用しやすいイメージを持たせた。
7	東京都	町田市	430,380	2,244	地域子育て支援拠点事業の実施場所	自治体	その他（支援事業計画での5つの地域分けによる区域設定）	【子育て家庭の登録】 子育て家庭が子育てのかかりつけ窓口として登録できるマイ保育園事業を認可保育園等に委託の上実施。5つの地域ごとに地域子育て相談機関があり、マイ保育園に登録委託している。 【設置の効果】 地域子育て支援拠点事業と比べ、こども家庭センター等関係機関との連携が深まり、より専門的かつ包括的な相談対応が実施可能となる。公費にて実施しているため、住基連携による家庭訪問等のアプローチが容易となり、子育て家庭との接点が増やす。
8	兵庫県	尼崎市	458,046	3,315	地域子育て支援拠点事業の実施場所	自治体	中学校区と同じ区域設定としている	【設置の効果】 既存の枠組みでは上がってこないようなケース（予防、軽微な子育て相談、リスクが高くない）について情報共有することで、問題が重篤になる前に支援することが可能。

3)調査方法

自治体職員及び地域子育て相談機関の職員に対するヒアリング調査

4)調査期間

令和7（2025）年1月～令和7（2025）年2月

5)調査内容

地域子育て相談機関の設置／取組内容／、こども家庭センターとの連携状況、取組上の工夫／課題／将来展望や支援要望について、ヒアリングを行った。具体的なヒアリング項目は、下図表の通りである。

図表 28 ヒアリング項目

■ ヒアリング調査項目	
①地域子育て相談機関の設置経緯 ★ ● 設置前の体制・関係機関との連携 ● 設置を検討した背景・理由 ● 設置に当たった準備内容 ● 自治体における実施要綱・地域子育て相談機関に求める基準の有無・内容 ● 自治体における委託仕様書の有無・内容	③こども家庭センターとの連携状況 ★★ ● 連携内容 ● 連携基準 ● 連携体制 ● 連携の具体的事例
②地域子育て相談機関の取組内容 ★★ ● 設置運営要綱に記載されている取組内容 地域子育て相談機関の指定により取組内容に変化があった場合には変化内容についてもコメントを頂きたい ● 相談支援 ● 子育て家庭に対する情報発信 ● 子育て家庭とつながる工夫 ● 関係機関との情報共有・連携 ● 利用者情報の管理 ● 職員の体制・実務経験・資格の有無 ● 地域子育て相談機関に対する利用者の認識	④取組上の工夫 ★★ ● 人材確保（量・質）における工夫 ● 設置運営要綱に記載されている取組を進めるための工夫 ● こども家庭センターとつながるための工夫 ● 子育て家庭への支援につながった具体的事例
	⑤取組上の課題 ★★ ● 取組を進める上で直面している課題 ● ヒト・カネ・コトの観点からコメントを頂きたい（例、実務を対応できる人員確保が困難、運営資金が十分でない、等） ● 課題解決に向けた取組 ● 委託している場合の課題・課題解決に向けた取り組み
	⑥取組上の将来展望・支援要望 ★★ ● 新たに取組もうとしていること ● 取組の充実に向けた国・県等への支援要望
★ 自治体向け項目	★★ 地域子育て相談機関向け項目

2. 調査結果

(1) プレヒアリング

プレヒアリングの結果について、「地域子育て相談機関の設置経緯・設置後の状況」の観点で整理したところ、制度化前後で大きな取組の変化はない認識を持っている自治体が多く見られた。

図表 29 プレヒアリング実施自治体における地域子育て相談機関の設置経緯・設置後の状況

#	自治体名 (2023年度人口)	地域子育て相談機関の 運営主体	地域子育て相談機関の設置経緯・設置後の状況
1	大分県 豊後高田市 (22,177人)	NPO法人 アンジュ・ママ	- 地域子育て支援拠点に遊びに来る利用者から相談を受けることが多かったため、身近な相談場所として地域子育て支援拠点に地域子育て相談機関を設置した。 - 設置以前から子育て全般に関する相談に対応していたため、制度化前後で大きな取組の変化はないと認識している。
2	新潟県 新発田市 (94,098人)	社会福祉法人 新発田市社会 福祉協議会	新発田市社会福祉協議会から新発田市に対して、もともと行っていた地域子育て支援拠点事業に加えて利用者支援事業を実施したいと働きかけを行ったことから設置に至った。
3	神奈川県 中郡大磯町 (32,265人)	大磯町	- 改正福祉法の施行に伴い地域子育て相談機関の設置が努力義務になったことで設置を検討し、補助率が高いことおよび設備の導入および人員の追加が不要であったことから設置に至った。 - 設置以前から相談に対応していたため、制度化前後で大きな取組の変化はないという認識を持っている。
4	兵庫県 伊丹市 (196,250人)	伊丹市	令和6年3月30日に利用者支援事業実施要綱が改正されたことを受けて伊丹市の利用者支援事業の要綱を改正し、もともと利用者支援事業基本Ⅰ型を実施していた子育て支援センターに令和6年6月から地域子育て相談機関を設置した。

(2) ヒアリング

ヒアリングの結果について、「地域子育て相談機関の設置経緯」「相談支援」「子育て家庭に対する情報発信」「子育て家庭とつながる工夫」「人材確保における工夫」「関係機関との情報共有・連携」「こども家庭センターとの連携」「利用者情報の管理」の各観点において、下図のとおり整理した。

1)地域子育て相談機関の設置経緯

地域子育て相談機関の設置経緯については、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の延長、こども家庭センターの設置に併せて設置する等、自治体によって様々な実態があった。

図表 30 地域子育て相談機関の設置経緯

地域子育て相談機関の設置経緯

- 多くの自治体では、地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業の延長として地域子育て相談機関を設置していた。
 - ・ 既に実施している地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を活用している。（熊本県美里町）（大阪府豊中市）（高知県四万十市）
 - ・ 地域子育て相談機関に関する作業部会を立上げ、利用者支援事業の延長として、地域子育て相談機関を設置した。（兵庫県尼崎市）
- こども家庭センター設置に合わせて地域子育て相談機関を設置した自治体がみられた。
 - ・ 令和7年4月、こども家庭センター設置に合わせ、こども家庭センターを補足する位置づけとして、地域子育て相談機関を周知する方針である。（高知県四万十市）
- 地域子育て相談機関の委託先は、社会福祉法人・株式会社等多岐にわたる。
 - ・ 社会福祉法人に委託し、平成13年度に、ファミリーサポートセンター・子育て支援センターを設置した。社会福祉法制定以前から、地域子育て支援拠点事業を実施している。（神奈川県逗子市）
 - ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図るため、地域センターや高齢者館において「こども広場（地域子育て支援拠点）」を実施している。こども広場は業務委託により株式会社が運営している。（東京都小平市）
- 市向けに条件を緩和し新たな要綱を定めた自治体が見られた。
 - ・ 豊中独自に条件を緩和した「マイ子育てひろば」に関して新たな要綱を定めた。「マイ子育てひろば」は、市内の子育て支援事業拡大を目的とし、「週1回以上の開放」「月1回以上のイベント開催」「相談対応の実施」を条件とする。（大阪府豊中市）

2)相談支援

相談支援については、多様な形態で相談機会を提供することで利用者が相談しやすい環境をつくる工夫がみられた。

図表 31 相談支援

相談支援

- 多様な形態で相談機会を提供することで、利用者が相談しやすい環境をつくる工夫がみられた。
 - ・ 相談機関の職員のみでの対応の難しいケースにおいては、相談機関の相談員は、栄養士・助産師等の専門家やピアサポーターと連携し、育児不安・子育て等に関する相談対応を実施している。また、ピアサポーターには月に5回程度施設に来訪いただいており、専門家ではない“母親”としての存在が好評である。（高知県四万十市）
- 相談内容を記録し、施設のチェックリストやシステムを活用して、関係機関に連携する工夫がみられた。
 - ・ 各園では、相談対応を実施し、相談内容を適切に記録している。また、規定のチェックリストに基づき、必要に応じてこども家庭センターとの連携を行っている。（大阪府豊中市）
 - ・ 尼崎市では、17施設で相談対応を実施し、児童家庭相談支援システム（児童相談や家庭相談に関わる業務を総合的にサポートするパッケージシステム）を用いて情報を統括している。共通の相談様式に相談内容を記録し、いくしあ（子どもの育ち支援センター）がハブとなり、定期的な情報の集約を行っている。児童家庭相談支援システムは、いくしあ・南北の福祉保健センター・教育委員会を繋ぐシステムであり、世帯情報と連動することで、情報連携を実施している。（兵庫県尼崎市）

3)子育て家庭に対する情報発信

子育て家庭に対する情報発信については、健診や家庭訪問と併せて相談機関の案内をする工夫がみられた。

図表 32 子育て家庭に対する情報発信

子育て家庭に対する情報発信

- 健診や家庭訪問と併せて相談機関を案内する工夫がみられた。
 - ・ 乳幼児健診が充実している美里町では、健診や乳児家庭全戸訪問（2か月訪問）の際にも相談機関の案内を実施している。利用者からの声がけを待つだけでは、十分な情報発信はできないため、転入家庭等への案内が必要であると認識している。（熊本県美里町）
- HP上での情報の掲載や通信の発行、情報発信アプリを通じて、相談機関の情報を周知する工夫がみられた。
 - ・ 市の子育て支援課と協力し、お便り・HP・SNS等を活用して情報発信を行っている。特にSNSでは、InstagramやFacebookを活用し、施設の開放状況やイベント情報などをタイムリーに発信している。（高知県四万十市）
 - ・ ホームページや広報誌などの従来の媒体に加え、子育て・子育て応援アプリ「とよふみ by 母子モ」を活用し、プッシュ通知型の情報発信を行っている。これまで、保護者が広報誌だけでは十分な子育て情報を得ることが難しい状況があったため、すべての子育て関連情報を一元的に提供することを目的として、アプリを導入した。また、「マイ子育てひろば」の登録制度導入以降、かかりつけ園から必要な情報を直接発信できる機能が追加され、よりきめ細やかな情報提供が可能となっている。（大阪府豊中市）

4)子育て家庭とつながる工夫

子育て家庭とつながる工夫については、利用者のニーズを把握し利用者のニーズをとらえたイベントを開催することで定期的につながる工夫がみられた。

図表 33 子育て家庭とつながる工夫

子育て家庭とつながる工夫

- 利用者のニーズを把握し利用者のニーズをとらえたイベントを開催することで、定期的につながる工夫がみられた。
 - ・ 月に1回、こども家庭センターや相談機関等が集い、こども家庭センターにてイベントを実施し、利用者が触れ合う場を提供している。クリスマス会や絵本の読み聞かせ等、利用者の来所を促す工夫を行っている。（熊本県美里町）
- 委託運営であるからこそ、利用者の中には相談しやすいと感じている方が一定数いた。
 - ・ 委託の地域子育て相談機関では、市役所の職員ではなく、子育てを経験した“先輩ママ”がスタッフとして対応しているため、敷居が低く、保護者が気軽に相談しやすい環境が整っている。また、スタッフが以前使用していたおもちゃや絵本などを受け入れることで、直営では実現しないような、足を運びやすい環境となっている。一方で、専門的な支援や相談、サービスの提供を求める保護者はこども家庭センターを利用する傾向があり、それぞれの利用ニーズに応じた対応が実現できている。（神奈川県逗子市）
- 一方的な情報発信ではなく、保護者の口コミやSNSなどを通じて、利用者同士が自然に繋がる仕組みを形成している。
 - ・ こども広場は、市が主体となるだけでなく、利用者同士の繋がりが重要な役割を果たしている。保護者間での口コミや利用者によるSNSでの発信が大きな影響を与えており、こども広場が利用者にとって居心地の良い場所となることで、その利用が広がっている。（東京都小平市）

5)人材確保における工夫

人材確保における工夫については、職員の現場相談の様子を見る機会や研修の機会を提供する工夫がみられた。

図表 34 人材確保における工夫

人材確保における工夫

- 職員の現場相談の様子を見る機会や研修の機会を提供している。
 - ・ 豊中市では、人材の質の確保に注力している。地域子育て相談機関の支援員には、旧保育所長や園長など、経験豊富な専任職員が配置されている。また、地域子育て相談機関における相談対応が安定するまでの間、こども家庭センターから地域子育て相談機関への出張相談を実施し、現場での相談対応の様子を確認する機会や研修の場を提供している。さらに、年2回、「マイ子育てひろば」を実施する園同士の交流や、相談に関する研修会を開催し、支援員のスキル向上と情報共有を図っている。（大阪府豊中市）
- NPO法人等の子育て機関を活用することで人材を確保している自治体がみられた。
 - ・ NPO法人やピアサポーターなどの外部組織に協力をいただいて相談対応を行う取り組みを実施しており、利用者から非常に好評を得ている。ピアサポーターの多くは、「自分の力で地域の子育て環境が良くなるなら喜んで協力したい」というボランティア精神を持って活動している。子育て支援センター利用時に親身な対応を受けた経験が、ピアサポーターとしての活動へと繋がるため、地道な活動の積み重ねが重要であると認識している。（高知県四万十市）

6)関係機関との情報共有・連携

関係機関との情報共有・連携については、システムを活用し関係機関と情報共有を図る工夫がみられた。

図表 35 関係機関との情報共有・連携

関係機関との情報共有・連携

- システムを活用し関係機関と情報共有を図る工夫がみられた。
 - ・ 児童家庭相談システムによる情報共有を実施している。児童家庭相談システムは、いくしあ・南北の福祉保健センター・教育委員会を繋ぐシステムであり、世帯情報と連動することで、情報連携を実施している。必要に応じて電話相談の結果を記録したものを共有している。共有の基準は、尼崎市の定める“子供育ち支援条例”を基準としている。（兵庫県尼崎市）
- 関係機関と家庭が定期的につながる機会を設け、情報共有・連携の機会を創出している。
 - ・ 月に1回、市の保健師や家庭児童相談所の職員が各家庭と情報交換を行い、その内容を保育園へ適切に連携している。また、家庭児童相談所や保健師は、不安を抱える保護者を子育て支援センターへ誘導し、情報交換や連携の機会を積極的に創出している。（高知県四万十市）

7)子ども家庭センターとの連携

子ども家庭センターとの連携については、日常的につながることで有事の際に連携できるようにしている自治体がみられた。

図表 36 子ども家庭センターとの連携

子ども家庭センターとの連携

- 子ども家庭センターとの連携基準を明確に設けている自治体はなかったが、日常的に関係を築くことで、有事の際にスムーズに連携できる体制を整えている自治体が見られた。
 - ・ 子ども家庭センターの職員とは、地域子育て相談機関としての取組の前から顔見知りであり、日ごろから連携ができていた。（熊本県美里町）
 - ・ 豊中市では、連携基準としてチェックリストを作成していたが、「非常に深刻な相談にしか繋がれない」という課題が地域子育て相談機関の職員から指摘されていた。そのため、少しでも難しいと感じたり、連携が必要だと判断した相談事項については、気軽に相談できるように市から相談機関に対して周知を徹底している。（大阪府豊中市）
 - ・ 月に2回、ファミリーサポートセンターおよび子育て支援センターと定例会議を実施している。会議は、事務局ラインを通じた委託先・委託元間の会議体と子ども家庭センターとのケース会議に分かれており、ケース会議では、「誰がどのような内容で相談してきたのか」といった具体的な事例を検討する。（神奈川県逗子市）

8)利用者情報の管理

利用者情報の管理については、自治体独自の登録票を用いて、利用者情報を把握する工夫や、今後はデジタルな方式を採用することで効率的に情報を管理しようとする自治体がみられた。

図表 37 利用者情報の管理

利用者情報の管理

- 自治体独自の登録票を用いて、利用者情報を把握する工夫がみられた。
 - ・ 町独自の地域子育て相談機関登録票を用いて、利用者の情報を管理している。登録票には、要綱内に定められた必要情報（利用者名・子どものなまえ等）を掲載している。（熊本県美里町）
- 現状では情報管理をアナログな方式で行っているが、今後はデジタルな方式を採用することで効率的に情報を管理しようとする自治体が存在した。
 - ・ 現状では、申し込み用紙に記入いただき、利用者向けに登録番号の記載されたカードを配布する。来訪時は、カードを掲げていただき、来訪回数管理を行っているが、「誰がどこに登録しているか」を一目で確認することができず、アナログな方式で確認を行っている。
 - ・ 令和8年度以降、デジタルツールを用いて誰がどこに情報を登録しているかを把握できるように、令和7年度に試行予定である。具体的には、塾の入退館管理を行う「入退くん」をカスタムし、管理する方針である。（大阪府豊中市）
- 個人利用カードを活用し来訪履歴を管理している。
 - ・ 個人利用カードを活用し、来訪履歴の管理を行っている。また、子ども家庭センターと子育て支援センターと打ち合わせの際には、来訪頻度の状況により、電話で声掛けを行うなどの取り組みを実施している。相談記録には、日付、相談内容、出来事などを詳細に記録している。（神奈川県逗子市）

ヒアリング個票

1. 熊本県美里町

■熊本県美里町の基本情報

図表 38 熊本県美里町の基本情報

面積	144.00 km ² *
人口（令和5年度）	8,873人
世帯数（令和5年度）	4,119世帯
出生数（令和4年度）	27人
小学校区数	3か所
中学校区数	2か所
こども家庭センターの設置有無	有
地域子育て相談機関の設置数	2か所
保育所	3か所
幼稚園	0か所
認定こども園	2か所
地域子育て支援拠点事業の実施場所	2か所
児童館	0か所
利用者支援事業（基本型）の実施場所	0か所



図表 39 実施施設の概況

実施施設の概況			
施設名	美里町子育て支援センターあおぞら／ 美里町子育て支援センターキラキラひろば	地域子育て相談機関としての開設日 数・時間	あおぞら：週5日（月曜日～金曜日） 9:00-16:00 きらから：週5日（月曜日～金曜日） 9:00-14:00
運営主体	社会福祉法人	その他特徴	利用者情報の管理では、町独自の地域 子育て相談機関登録票を用いている。
地域子育て相談機関の職員としての職員数	1人／1人		

図表 40 設置経緯・取組

地域子育て相談機関の設置経緯	
■ 地域子育て支援拠点事業の延長として、地域子育て相談機関を設置した。 ・ 国による地域子育て相談機関の設置要綱の発出に伴い、従来の地域子育て支援拠点事業の実施場所に地域子育て相談機関を設置した。 ■ 社会福祉法人に委託をしている。社会福祉法人とは、委託契約書を結んでおり、委託の内容は、国が定める相談支援・子育て世帯に対する情報発信・世帯と繋がる工夫に加えて、関係機関との連携等が挙げられる。	
地域子育て相談機関の取組	
相談支援	子育て家庭とつながる工夫
・ 地域子育て相談機関の設置から日が浅いため、込み入った質問は出ていない。職員が利用者との対話を通じて子育てに関する日常の悩み等を聞き取っている。	＜施設への来所を促す工夫＞ ・ 月に1回、こども家庭センターや相談機関等が集い、こども家庭センターにてイベントを実施し、利用者が触れ合う場を提供している。イベントは初めてのばかりで手探りの状態であるが、クリスマス会や絵本の読み聞かせ等、利用者の来所を促す工夫を行っている。 ・ また、利用者の来所時には、要望を聞き、次回のイベント内容の企画に反映することで、利用者のニーズをとらえたイベントの開催に努めている。
子育て家庭に対する情報発信	関係機関との情報共有・連携
＜乳幼児健診等と併せての情報発信＞ ・ HP上での地域子育て相談機関の情報の掲載や、月に1回通信を発行している。通信には、相談機関のイベントや開所日等の情報を掲載している。 ・ 乳幼児健診が充実している美里町では、健診や乳児家庭全国訪問（2か月訪問）の際にも相談機関の案内を実施している。利用者からの声かけを待つだけでは、十分な情報発信はできないため、転入家庭等への案内が必要であると認識している。	・ 登録用紙・管理シートを相談機関に渡している。相談があったケースは、家庭センターへ引き継いでいただけるように案内を実施している。現状では、引継ぎが必要な重篤なケースはないが、状況に応じて連携可能な体制を整備している。 ・ 要保護児童対策地域協議会（要対協）への参画について、要対協へ参加するようなケースがないことから、要対協の構成員になっていない。

地域子育て相談機関の取組

利用者情報の管理

<町独自の登録票の活用>

- 町独自の地域子育て相談機関登録票を用いて、利用者の情報を管理している。登録票には、要綱内に定められた必要情報（利用者名・こどものなまえ等）を掲載している。

地域子育て相談機関登録票	
利用者名	こどものなまえ
氏名	氏名
性別	性別
生年月日	生年月日
住所	住所
電話番号	電話番号
相談内容	相談内容
担当者	担当者
相談日時	相談日時
相談場所	相談場所
相談結果	相談結果

こども家庭センターとの連携

- こども家庭センターの職員とは、地域子育て相談機関としての取組の前から顔見知りであり、日ごろから連携ができています。
- 連携の基準は設けておらず、相談機関の担当職員の判断となる。
- 担当職員は、保育士の免許を有しており、各施設1名体制である。利用者の多くが未就園児であるため、基本的には保育士1名で対応ができています。保育士で解決が困難な場合には、こども家庭センターの職員に情報連携している。

工夫事例

<人材確保における工夫>

- 各施設に委託しているため、各施設の中で人員確保を行っている。現状、相談が少なく、人材確保ができていない状況である。また、こども家庭センターに専門職員がいるため、必要な助言を迅速に行うことができています。

<相談内容の記録>

- 相談受付票を活用している。こどもや保護者、相談内容などの統一的な項目を設けることで、情報を漏れなく把握できるようにしている。

相談受付票	
利用者名	こどものなまえ
氏名	氏名
性別	性別
生年月日	生年月日
住所	住所
電話番号	電話番号
相談内容	相談内容
担当者	担当者
相談日時	相談日時
相談場所	相談場所
相談結果	相談結果

2. 高知県四万十市

■高知県四万十市の基本情報

図表 41 高知県四万十市の基本情報

面積	632.32 km ²	
人口（令和5年度）	15,166人	
世帯数（令和5年度）	16,515世帯	
出生数（出生率）（令和4年度）	175人	
小学校区数	13か所	
中学校区数	3か所	
こども家庭センターの設置有無	準備段階	
地域子育て相談機関の設置数	2か所	
子育て支援の状況		
保育所	18か所	
幼稚園	0か所	
認定こども園	2か所	
地域子育て支援拠点事業の実施場所	2か所	
児童館	1か所	
利用者支援事業（基奉型）の実施場所	1か所	

図表 42 実施施設の概況

実施施設の概況			
施設名	地域子育て支援センターなかもむら「ぽっぽ」	地域子育て相談機関としての開設日数・時間	週5日（月曜日～金曜日） 9:30-11:30, 13:30-16:30
運営主体	四万十市	その他特徴	市町村共通でこども子育て支援事業計画を定め、各項目に対して指標を設定している。指標の進捗状況と現場の声を両方を参考に、新たな取組を進めている。
地域子育て相談機関の相談員としての職員数	地域子育て支援拠点事業の職員は4名		

図表 43 設置経緯・取組

地域子育て相談機関の設置経緯	
■ こども家庭センター設置に合わせ、迅速な事業開始を支援する機関として地域子育て相談機関を設置した。 - 令和7年4月、こども家庭センター設置に合わせ、こども家庭センターを補足する位置づけとして、地域子育て相談機関を開設する方針である。 ■ 利用者支援事業の延長として地域子育て相談機関を設置したため、地域子育て相談機関に関する新たな基準は設けていない。 - 利用者支援事業を取り入れ、相談機能の強化を図ってきた施設を地域子育て相談機関として位置付けている。	
地域子育て相談機関の取組	
相談支援 ＜多様な形態での相談機会の提供＞ - 電話・面談・オンライン相談を実施し、多様な形態で相談機会を提供している。 - 相談機関の職員のみでの対応の難しいケースにおいては、相談機関の相談員は、栄養士・幼稚園等の専門家やピアサポーターと連携し、育児不安・子育て等に関する相談対応を実施している。また、ピアサポーターには月に5回程度施設に集約されており、専門家ではない「母親」としての存在が好評である。	子育て家庭とつながる工夫 ＜施設への来所を促す工夫＞ - 保育施設を利用していない家庭や孤立傾向にある家庭との接点を創出するための取り組みを行っている。不安を抱える保護者に対しては、家庭児童相談所や保健師が直接的に子育て支援センターへの利用を促す支援を実施している。 - また、妊婦教室を施設内で開催することで、出産前・産後に施設を利用できる環境を整備している。
子育て家庭に対する情報発信 ＜施設への来所を促す工夫＞ 市の子育て支援課と連携し、お便り、ホームページ（HP）、SNSなどを活用して情報発信を行っている。特にSNSでは、InstagramやFacebookを活用し、施設の開放状況やイベント情報などをタイムリーに発信している。	関係機関との情報共有・連携 ＜連携により支援につながった事例＞ 月に1回、市の保健師や家庭児童相談所の職員が各家庭と情報交換を行い、その内容を保育園へ適切に連携している。また、家庭児童相談所や保健師は、不安を抱える保護者を子育て支援センターへ誘導し、情報交換や連携の機会を積極的に創出している。

地域子育て相談機関の取組

利用者情報の管理

- 施設来訪時に利用者情報を登録し、子育て支援センター内で情報管理を行っている。

こども家庭センターとの連携

- <今後こども家庭センターの設置に伴い連携を進める予定>
- 今後、こども家庭センターの設置を予定しているため、現時点では、こども家庭センターと支援センター間での具体的な連携は行っていない。現段階では、連携の具体的なイメージは固まっていないものの、関係者一人ひとりが情報に対する意識を高め、相談機関の一員として積極的に情報連携に取り組むことが求められる。
 - 現時点では、社会福祉士をコーディネーターとした家庭児童相談室（相談員4名）との連携を想定している。こども家庭センターの設置により、情報が一元的に集約され、関係機関間の情報共有がより活発に行われることを期待している。

工夫事例

<人材確保における工夫>

- 保育現場でキャリアを積んだ職員が支援センターへ異動する際、子育て支援に対する意識を日頃から醸成し、迅速かつ的確に相談対応ができるよう人材育成を行っている。
- また、NPO法人やピアサポーターなどの外部組織に協力をいただいで相談対応を行う取り組みを実施しており、利用者から非常に好評を得ている。ピアサポーターの多くは、「自分の力で地域の子育て環境が良くなるなら喜んで協力したい」というボランティア精神を持って活動している。子育て支援センター利用時に親身な対応を受けた経験が、ピアサポーターとしての活動へと繋がるため、地道な活動の積み重ねが重要であると認識している。

<相談内容の工夫>

- 現状では、大きな虐待案件は発生していないが、各家庭が重大な課題を抱える前に早期に対応することが重要であると認識している。小規模な市であるからこそ、些細な悩みにも丁寧に対応し、大きな事故や事件へ繋がらないよう努めている。

<課題解決の工夫>

- 市町村共通の「こども・子育て支援事業計画」を策定し、各項目に対して具体的な指標を設定している。毎年、役所内の各部署で実施状況を検証し、市の有識者会議（こども・子育て会議）にて意見をいただきながら改善を図っている。指標の進捗状況と現場の声の両方を参考にし、新たな取り組みを積極的に進めている。

参考資料：子育て施策に関する指標と実績（一部抜粋）

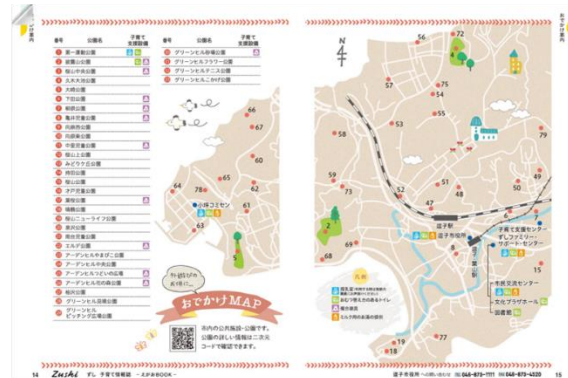
施策の名称	施策の内容	施策の目的・目標	実施項目	担当	実施年度	目標（2020）	2019		2018		2017		2016		備考
							実績	達成率	実績	達成率	実績	達成率	実績	達成率	
基本目標2 無事に育つ子育ての支援	子育て支援センターの機能強化	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センター	2019	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	子育て支援センターの機能強化	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センター	2018	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	子育て支援センターの機能強化	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センター	2017	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	子育て支援センターの機能強化	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センター	2016	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	子育て支援センターの機能強化	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センター	2015	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	子育て支援センターの機能強化	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センター	2014	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	子育て支援センターの機能強化	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センター	2013	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	子育て支援センターの機能強化	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センター	2012	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	子育て支援センターの機能強化	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センター	2011	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	子育て支援センターの機能強化	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。子育て支援センターの機能強化を図る。	子育て支援センター	2010	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 神奈川県 神奈川 逗子市

■神奈川県 神奈川 逗子市の基本情報

図表 44 神奈川県 神奈川 逗子市の基本情報

面積	17.28 km ²	
人口（令和5年度）	58,510人	
世帯数（令和5年度）	27,927世帯	
出生数（令和4年度）	313人	
小学校区数	5か所	
中学校区数	3か所	
こども家庭センターの設置有無	有	
地域子育て相談機関の設置数	1か所	
子育て支援の状況	保育所	12か所
	幼稚園	3か所
	認定こども園	1か所
	地域子育て支援拠点事業の実施場所	4か所
	児童館	0か所
	利用者支援事業（基本型）の実施場所	1か所



図表 45 実施施設の概況

実施施設の概況			
施設名	逗子子育て支援センター	地域子育て支援機関としての開設	満期日（月曜～土曜）10:00～17:00／19:00～19:00
運営主体	社会福祉法人 青い鳥	日数・時間	
地域子育て相談機関の相談員としての職員数	2名	その他特徴	【情報発信】 広報誌に記事を掲載している。

図表 46 設置経緯・取組

地域子育て相談機関の取組	
相談支援	子育て家庭とつながる工夫
<多様な悩みに対応した相談支援> 委託先である社会福祉法人 青い鳥と自治体が密に連携し、相談対応を実施している。相談内容としては、子どもの発達に関する問題、夫婦間の不和など多岐にわたる。また、精神疾患や発達障害を抱える保護者の方々が相談に訪れるケースも見受けられる。	<施設への来所を促す工夫> - 妊娠段階のイベントである「バビママ準備クラス」において、妊娠後の次のステップとして利用を検討いただくための施設として、市役所や子育て支援センターの概要を説明している。 - また、「赤ちゃんの日」「パパの日」といったテーマごとにイベントを分けて開催することで、保護者同士の繋がりを構築する効果を期待している。これらのイベントでは、委託先が企画したプログラムに自治体の意見を反映し、赤ちゃん人形を用いた実習や心理士による言葉の発達に関する講義等、利用者のニーズに応じた内容を実施している。 - 委託の地域子育て相談機関では、市役所の職員ではなく、子育てを経験した「先輩ママ」がスタッフとして対応しているため、敷居が低く、保護者が気軽に相談しやすい環境が整っている。また、スタッフが以前使用していたおもちゃや絵本などを受け入れることで、直営では実現しないような、足を運びやすい環境となっている。一方で、専門的な支援や相談、サービスの提供を求める保護者はこども家庭センターを利用する傾向があり、それぞれの利用ニーズに応じた対応が実現できている。
子育て家庭に対する情報発信	関係機関との情報共有・連携
<多様な手段により情報発信> 「ずし子育てワクワメール」やショートメッセージサービスを活用し、子育てに関する情報発信を行っている。メールマガジンでは、赤ちゃんから高校生までの家庭を対象に、イベントや講座、健診等の情報を発信している。 - また、子育て情報誌を通じた情報発信として、「子育て応援し陽だまり」や「ずし子育て情報誌」を発行している。「陽だまり」は、逗子市在住の子育て中の母親たちが編集スタッフとして携わり、作成から配布までを担当している。	<多様な相談事例への対応> - 夫婦間の不和に関する相談事例が多く寄せられており、女性相談ではDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談を受けることもある。その中には、子どもがいる家庭という理由から、子育て相談につながるケースも見られる。 - また、子育て相談を通じて女性相談へ連絡が行われる場合もあり、両者が相互に連携を図りながら対応している。

地域子育て相談機関の取組

利用者情報の管理

<個人利用カードを活用した来訪履歴の管理>

- 個人利用カードを活用し、来訪履歴の管理を行っている。また、こども家庭センターと子育て支援センターと打ち合わせの際には、来訪頻度の状況により、電話で声掛けを行うなどの取り組みを実施している。相談記録には、日付、相談内容、出来事などを詳細に記録している。

こども家庭センターとの連携

<定例会議・個別ケース会議の実施>

- 月に2回、ファミリーサポートセンターおよび子育て支援センターと定例会議を実施している。会議は、事務局ラインを通じた委託先・委託元間の会議体とこども家庭センターとのケース会議に分かれており、ケース会議では、「誰がどのような内容で相談してきたのか」といった具体的な事例を検討する。
- 子育て支援センターの職員は医療職や福祉職ではないため、専門職が相談内容に対してアドバイスを行っている。また、精神疾患を持つ母親など、地域の子育て相談機関の職員が異変に気付いた場合には、こども家庭センターへ連絡を行い、対応を依頼している。
- こども家庭センターでは、保護者の来訪時期を管理し、定期的な来訪があるかどうかを確認している。来訪頻度が減少した場合には、電話で状況確認を行うよう依頼することもある。

工夫事例

<連携の工夫>

- 子育て支援センターとファミリーサポートセンターが同じ委託先元により、同じ建物内で運営されていることで、複数の視点から利用者に寄り添うことが可能となり、必要十分な連携が図れる。委託先の職員が家庭の異変に気付いた際、電話等によりこども家庭センターへ連絡が入る仕組みとなっている。
- 委託先から相談があがるだけでなく、子ども家庭センター側から、「この母親が来たらこの会話をしてほしい」と依頼することもあり、バックアップがあることで、対応が難しいとされる保護者を受け入れていただけている印象である。
- 委託の地域子育て相談機関では、市役所の職員ではなく、子育てを経験した“先輩ママ”がスタッフとして対応しているため、敷居が低く、保護者が気軽に相談しやすい環境が整っている。また、スタッフが以前使用していたおもちゃや絵本などを受け入れることで、直営では実現しないような、足を運びやすい環境となっている。一方で、専門的な支援や相談、サービスの提供を求める保護者はこども家庭センターを利用する傾向があり、それぞれの利用ニーズに応じた対応が実現できている。

参考資料：情報誌による情報発信

子育て応援紙だまり



ずし子育て情報誌



2024年度 子育て支援センターのイベント

＜ブルジョア的イデオロギ＞

이러한 연구의 결과에 따르면, 한국 기업들은 해외 진출 시 현지 문화와 관습을 이해하고 존중하는 태도를 보여주고 있다. 이는 글로벌 시장에서 성공적으로 경쟁하기 위한 필수적인 요소로 평가된다.

[illegible][illegible]

	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0
100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0

＜読みかえしやすさ＞

	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0	11.5	12.0	12.5	13.0	13.5	14.0	14.5	15.0	15.5	16.0	16.5	17.0	17.5	18.0	18.5	19.0	19.5	20.0	20.5	21.0	21.5	22.0	22.5	23.0	23.5	24.0	24.5	25.0	25.5	26.0	26.5	27.0	27.5	28.0	28.5	29.0	29.5	30.0	30.5	31.0	31.5	32.0	32.5	33.0	33.5	34.0	34.5	35.0	35.5	36.0	36.5	37.0	37.5	38.0	38.5	39.0	39.5	40.0	40.5	41.0	41.5	42.0	42.5	43.0	43.5	44.0	44.5	45.0	45.5	46.0	46.5	47.0	47.5	48.0	48.5	49.0	49.5	50.0	50.5	51.0	51.5	52.0	52.5	53.0	53.5	54.0	54.5	55.0	55.5	56.0	56.5	57.0	57.5	58.0	58.5	59.0	59.5	60.0	60.5	61.0	61.5	62.0	62.5	63.0	63.5	64.0	64.5	65.0	65.5	66.0	66.5	67.0	67.5	68.0	68.5	69.0	69.5	70.0	70.5	71.0	71.5	72.0	72.5	73.0	73.5	74.0	74.5	75.0	75.5	76.0	76.5	77.0	77.5	78.0	78.5	79.0	79.5	80.0	80.5	81.0	81.5	82.0	82.5	83.0	83.5	84.0	84.5	85.0	85.5	86.0	86.5	87.0	87.5	88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5	95.0	95.5	96.0	96.5	97.0	97.5	98.0	98.5	99.0	99.5	100.0
標準偏差	0.05	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.35	1.40	1.45	1.50	1.55	1.60	1.65	1.70	1.75	1.80	1.85	1.90	1.95	2.00	2.05	2.10	2.15	2.20	2.25	2.30	2.35	2.40	2.45	2.50	2.55	2.60	2.65	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.70	3.75	3.80	3.85	3.90	3.95	4.00	4.05	4.10	4.15	4.20	4.25	4.30	4.35	4.40	4.45	4.50	4.55	4.60	4.65	4.70	4.75	4.80	4.85	4.90	4.95	5.00	5.05	5.10	5.15	5.20	5.25	5.30	5.35	5.40	5.45	5.50	5.55	5.60	5.65	5.70	5.75	5.80	5.85	5.90	5.95	6.00	6.05	6.10	6.15	6.20	6.25	6.30	6.35	6.40	6.45	6.50	6.55	6.60	6.65	6.70	6.75	6.80	6.85	6.90	6.95	7.00	7.05	7.10	7.15	7.20	7.25	7.30	7.35	7.40	7.45	7.50	7.55	7.60	7.65	7.70	7.75	7.80	7.85	7.90	7.95	8.00	8.05	8.10	8.15	8.20	8.25	8.30	8.35	8.40	8.45	8.50	8.55	8.60	8.65	8.70	8.75	8.80	8.85	8.90	8.95	9.00	9.05	9.10	9.15	9.20	9.25	9.30	9.35	9.40	9.45	9.50	9.55	9.60	9.65	9.70	9.75	9.80	9.85	9.90	9.95	10.00
標準偏差	0.05	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.35	1.40	1.45	1.50	1.55	1.60	1.65	1.70	1.75	1.80	1.85	1.90	1.95	2.00	2.05	2.10	2.15	2.20	2.25	2.30	2.35	2.40	2.45	2.50	2.55	2.60	2.65	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.70	3.75	3.80	3.85	3.90	3.95	4.00	4.05	4.10	4.15	4.20	4.25	4.30	4.35	4.40	4.45	4.50	4.55	4.60	4.65	4.70	4.75	4.80	4.85	4.90	4.95	5.00	5.05	5.10	5.15	5.20	5.25	5.30	5.35	5.40	5.45	5.50	5.55	5.60	5.65	5.70	5.75	5.80	5.85	5.90	5.95	6.00	6.05	6.10	6.15	6.20	6.25	6.30	6.35	6.40	6.45	6.50	6.55	6.60	6.65	6.70	6.75	6.80	6.85	6.90	6.95	7.00	7.05	7.10	7.15	7.20	7.25	7.30	7.35	7.40	7.45	7.50	7.55	7.60	7.65	7.70	7.75	7.80	7.85	7.90	7.95	8.00	8.05	8.10	8.15	8.20	8.25	8.30	8.35	8.40	8.45	8.50	8.55	8.60	8.65	8.70	8.75	8.80	8.85	8.90	8.95	9.00	9.05	9.10	9.15	9.20	9.25	9.30	9.35	9.40	9.45	9.50	9.55	9.60	9.65	9.70	9.75	9.80	9.85	9.90	9.95	10.00
標準偏差	0.05	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.35	1.40	1.45	1.50	1.55	1.60	1.65	1.70	1.75	1.80	1.85	1.90	1.95	2.00	2.05	2.10	2.15	2.20	2.25	2.30	2.35	2.40	2.45	2.50	2.55	2.60	2.65	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.70	3.75	3.80	3.85	3.90	3.95	4.00	4.05	4.10	4.15	4.20	4.25	4.30	4.35	4.40	4.45	4.50	4.55	4.60	4.65	4.70	4.75	4.80	4.85	4.90	4.95	5.00	5.05	5.10	5.15	5.20	5.25	5.30	5.35	5.40	5.45	5.50	5.55	5.60	5.65	5.70	5.75	5.80	5.85	5.90	5.95	6.00	6.05	6.10	6.15	6.20	6.25	6.30	6.35	6.40	6.45	6.50	6.55	6.60	6.65	6.70	6.75	6.80	6.85	6.90	6.95	7.00	7.05	7.10	7.15	7.20	7.25	7.30	7.35	7.40	7.45	7.50	7.55	7.60	7.65	7.70	7.75	7.80	7.85	7.90	7.95	8.00	8.05	8.10	8.15	8.20	8.25	8.30	8.35	8.40	8.45	8.50	8.55	8.60	8.65	8.70	8.75	8.80	8.85	8.90	8.95	9.00	9.05	9.10	9.15	9.20	9.25	9.30	9.35	9.40	9.45	9.50	9.55	9.60	9.65	9.70	9.75	9.80	9.85	9.90	9.95	10.00
標準偏差	0.05	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.35	1.40	1.45	1.50	1.55	1.60	1.65	1.70	1.75	1.80	1.85	1.90	1.95	2.00	2.05	2.10	2.15	2.20	2.25	2.30	2.35	2.40	2.45	2.50	2.55	2.60	2.65	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.70	3.75	3.80	3.85	3.90	3.95	4.00	4.05	4.10	4.15	4.20	4.25	4.30	4.35	4.40	4.45	4.50	4.55	4.60	4.65	4.70	4.75	4.80	4.85	4.90	4.95	5.00	5.05	5.10	5.15	5.20	5.25	5.30	5.35	5.40	5.45	5.50	5.55	5.60	5.65	5.70	5.75	5.80	5.85	5.90	5.95	6.00	6.05	6.10	6.15	6.20	6.25	6.30	6.35	6.40	6.45	6.50	6.55	6.60	6.65	6.70	6.75	6.80	6.85	6.90	6.95	7.00	7.05	7.10	7.15	7.20	7.25	7.30	7.35	7.40	7.45	7.50	7.55	7.60	7.65	7.70	7.75	7.80	7.85	7.90	7.95	8.00	8.05	8.10	8.15	8.20	8.25	8.30	8.35	8.40	8.45	8.50	8.55	8.60	8.65	8.70	8.75	8.80	8.85	8.90	8.95	9.00	9.05	9.10	9.15	9.20	9.25	9.30	9.35	9.40	9.45	9.50	9.55	9.60	9.65	9.70	9.75	9.80	9.85	9.90	9.95	10.00
標準偏差	0.05	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.35	1.40	1.45	1.50	1.55	1.60	1.65	1.70	1.75	1.80	1.85	1.90	1.95	2.00	2.05	2.10	2.15	2.20	2.25	2.30	2.35	2.40	2.45	2.50	2.55	2.60	2.65	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.70	3.75	3.80	3.85	3.90	3.95	4.00	4.05	4.10	4.15	4.20	4.25	4.30	4.35	4.40	4.45	4.50	4.55	4.60	4.65	4.70	4.75	4.80	4.85	4.90	4.95	5.00	5.05	5.10	5.15	5.20	5.25	5.30	5.35	5.40	5.45	5.50	5.55	5.60	5.65	5.70	5.75	5.80	5.85	5.90	5.95	6.00	6.05	6.10	6.15	6.20	6.25	6.30	6.35	6.40	6.45	6.50	6.55	6.60	6.65	6.70	6.75	6.80	6.85	6.90	6.95	7.00	7.05	7.10	7.15	7.20	7.25	7.30	7.35	7.40	7.45	7.50	7.55	7.60	7.65	7.70	7.75	7.80	7.85	7.90	7.95	8.00	8.05	8.10	8.15	8.20	8.25	8.30	8.35	8.40	8.45	8.50	8.55	8.60	8.65	8.70	8.75	8.80	8.85	8.90	8.95	9.00	9.05	9.10	9.15	9.20	9.25	9.30	9.35	9.40	9.45	9.50	9.55	9.60	9.65	9.70	9.75	9.80	9.85	9.90	9.95	10.00
標準偏差	0.05	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.35	1.40	1.45	1.50	1.55	1.60	1.65	1.70	1.75	1.80	1.85	1.90	1.95	2.00	2.05	2.10	2.15	2.20	2.25	2.30	2.35	2.40	2.45	2.50	2.55	2.60	2.65	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.70	3.75	3.80	3.85	3.90	3.95	4.00	4.05	4.10	4.15	4.20	4.25	4.30	4.35	4.40	4.45	4.50	4.55	4.60	4.65	4.70	4.75	4.80	4.85	4.90	4.95	5.00	5.05	5.10	5.15	5.20	5.25	5.30	5.35	5.40	5.45	5.50	5.55	5.60	5.65	5.70	5.75	5.80	5.85	5.90	5.95	6.00	6.05	6.10	6.15	6.20	6.25	6.30	6.35	6.40	6.45	6.50	6.55	6.60	6.65	6.70	6.75	6.80	6.85	6.90	6.95	7.00	7.05	7.10	7.15	7.20	7.25	7.30	7.35	7.40	7.45	7.50	7.55	7.60	7.65	7.70	7.75	7.80	7.85	7.90	7.95	8.00	8.05	8.10	8.15	8.20	8.25	8.30	8.35	8.40	8.45																															

● 心身疾病

※注意：この場合、 $\frac{1}{2}$ は、 $\frac{1}{2}$ と $\frac{1}{2}$ の積で、 $\frac{1}{2}$ と $\frac{1}{2}$ の和ではない。また、 $\frac{1}{2}$ と $\frac{1}{2}$ の積は、 $\frac{1}{2}$ と $\frac{1}{2}$ の和の半分である。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
林分(10-14)	6	-	1	4	5	11	5	2	1	4	1	-
林分(15-19)	200	14	14	20	17	21	14	14	21	14	14	14

Copyright © 2004 John Wiley & Sons, Inc.

《圖說》(圖說卷五)

[illegible]

● **《土地法》**

10.1.1 鋼筋の引張強さ 10.1.2 鋼筋の引張強さ 10.1.3 鋼筋の引張強さ	10.1.1 鋼筋の引張強さ (10.1.1) 10.1.2 鋼筋の引張強さ (10.1.2) 10.1.3 鋼筋の引張強さ (10.1.3)	10.1.1 鋼筋の引張強さ (10.1.1) 10.1.2 鋼筋の引張強さ (10.1.2) 10.1.3 鋼筋の引張強さ (10.1.3)	10.1.1 鋼筋の引張強さ (10.1.1) 10.1.2 鋼筋の引張強さ (10.1.2) 10.1.3 鋼筋の引張強さ (10.1.3)
10.2.1 鋼筋の引張強さ 10.2.2 鋼筋の引張強さ	10.2.1 鋼筋の引張強さ (10.2.1) 10.2.2 鋼筋の引張強さ (10.2.2)	10.2.1 鋼筋の引張強さ (10.2.1) 10.2.2 鋼筋の引張強さ (10.2.2)	10.2.1 鋼筋の引張強さ (10.2.1) 10.2.2 鋼筋の引張強さ (10.2.2)
10.3.1 鋼筋の引張強さ 10.3.2 鋼筋の引張強さ	10.3.1 鋼筋の引張強さ (10.3.1) 10.3.2 鋼筋の引張強さ (10.3.2)	10.3.1 鋼筋の引張強さ (10.3.1) 10.3.2 鋼筋の引張強さ (10.3.2)	10.3.1 鋼筋の引張強さ (10.3.1) 10.3.2 鋼筋の引張強さ (10.3.2)

(三) 國庫券制度。發行公債與發售國庫券，均為政府籌措公債之途徑。

[illegible]

本報編、校對及排版均由本報編輯部負責，印刷由本報印刷部負責。

電子市子商で支援センター

附錄一：讀者來信(4) (15)

© 2004 Blackwell Publishing Ltd *Journal of Internal Medicine* 255: 107–114

附錄三：各學系——各學系

地址：上海南京路100号

圖 1 主編者 - 圖 1 主編者

[illegible]

4. 栃木県日光市

■栃木県日光市基本情報

図表 47 栃木県日光市の基本情報

面積	36.39 km ² *	
人口（令和5年度）	76,413人	
世帯数（令和5年度）	36,435世帯	
出生数（令和4年度）	297人	
小学校区数	20か所	
中学校区数	14か所	
こども家庭センターの設置有無	有	
地域子育て相談機関の設置数	3か所	
子育て資源の状況	保育所	18か所
	幼稚園	3か所
	認定こども園	3か所
	地域子育て支援拠点事業の実施場所	3か所
	児童館	3か所
	利用者支援事業（基本型）の実施場所	0か所



図表 48 実施施設の概況

実施施設の概況			
施設名	名古屋市地域子育て支援センター「ほのぼの」／日光朝平ふれあい広場／豊田西郷子ふれあい広場	地域子育て相談機関としての開設 日数・時間	週5日（月曜日～金曜日） 9:00-12:00, 15:00-16:30
運営主体	名古屋市／NPO法人公益財団法人豊田西郷子ふれあい広場／財団法人豊田西郷子ふれあい広場	その他特徴	【多様な手段を活用した情報発信】 InstagramやLINE等のSNSによる情報発信により、幅広い子育て家庭に情報が行き届くようにしている。
地域子育て相談機関の相談員としての職員数	7名／6名／3名		

図表 49 設置経緯・取組

地域子育て相談機関の設置経緯	地域子育て相談機関の取組
■ 子ども子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）の延長として、地域子育て相談機関を設置した。 - 日光市では、自治体・NPO法人・社会福祉法人が運営する子育て支援拠点が3拠点あり、3カ所の支援拠点に合わせて相談機関を位置づけた。 ■ 地域子育て相談機関に関する新たな要綱は定めておらず、委託事業者とは地域子育て支援拠点事業として契約を結んでいる。 - 日光市が以前から取り組む地域子育て支援拠点事業と概ね同じであり、事業の一部が相談事業であると認識している。現状、こども家庭庁の要綱の内容は含まれておらず、来年度以降、委託契約書に盛り込む想定である。	相談支援 ＜相談対応の実施＞ - 就学前の親子を対象に、来訪したいたに相談対応を行っている。利用者が気軽に訪ねてくる環境を整え、子どもと遊びながら相談ができるよう、親しみやすい雰囲気づくりを心がけている。そのため、利用者側では「相談機関」という堅いイメージを持たず、自然な形で相談を行っている印象である。 - 児童相談所と繋がるような深刻な案件は年間数十〜十数件程度にとどまり、主に保育園への入園や各種手当の申請に関する相談が多く寄せられている。
子育てで家庭に対する情報発信 ＜情報発信アプリの活用＞ - 情報発信の方法は、3つの拠点で異なる形態を採用している。自治体では、広報誌や公式ホームページを中心に情報を発信しており、地域住民に向けた重要な情報を提供している。一方、NPO法人や社会福祉法人では、InstagramやLINEなどのSNSを活用し、イベントの告知や子育てに関する情報を発信している。 - 特にLINEの活用は、現在の子育て世代のニーズに合った効果的な手段となっている。公式LINEのようない位置づけで運用されており、月に2〜3回程度の頻度で情報を発信することで、利用者との円滑なコミュニケーションを図っている。	子育てで家庭とつながる工夫 ＜施設への来所を促す工夫＞ - 相談しやすい環境の整備を心がけ、保護者と子どもが気軽に来訪し、ふれあえる場を提供することを目指している。その一環として、週に1〜2回程度、さまざまなイベントを実施している。 - イベントの内容は、節分の豆まきやクリスマス会、英会話教室など多岐にわたり、保護者のニーズを職員が把握しながら企画している。これにより、来訪のきっかけを作り、施設を利用しやすい環境づくりを進めている。
関係機関との情報共有・連携 ＜要対協への情報連携＞ - 虐待が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会（要対協）へ適切に情報を連携している。また、地域子育て支援センターのセンター員は、情報共有を目的とした会議に定期的に参加している。 - 現在のように、NPO法人や社会福祉法人から虐待に該当する案件の連絡を受けた事例はないが、必要に応じて保護課を通じた情報共有を行い、迅速かつ適切な対応に努めている。	

地域子育て相談機関の取組

利用者情報の管理

- ・利用者情報の管理に関しては、概ね国が定める要綱に基づいて適切に実施している。ただし、利用者の関係機関への情報提供に関する同意書は現在設けていませんが、必要に応じて関係機関と連携を図っていく。
- ・また、各拠点では相談内容の記録を行っています。記録の様式については統一されたフォーマットが定められていない状況である。今後、より効率的かつ適切な情報管理を目指し、運用方法の見直しを検討していく必要がある。

こども家庭センターとの連携

<こども家庭センターとの連携基幹事例>

- ・令和6年4月より、こども家庭センターが設置されたことを受け、こども家庭センターと地域子育て相談機関との連携体制について現在模索を進めている。設置以降、連携が必要となる重大な案件はまだ発生していないが、今後の対応に備え、連携の基幹や具体的な運用方法について検討を進める予定である。

工夫事例

<人材確保における工夫>

- ・日光市では、比較的大規模な団体へ業務を委託しているため、人材確保に大きな課題はなく、恵まれた環境にあるといえる。委託先のNPO法人は保育士資格を有する団体であり、退職者などの経験豊富な人材が所属している。また、社会福祉法人は保育園を運営する団体であり、保育士資格を持つ職員が在籍している。
- ・職員の質の向上に関しては、研修受講の重要性を積極的に周知している。県や市が実施する子育て関連の研修に対し、自治体職員へ参加を促すとともに、委託団体の職員にも積極的に声掛けを行い、多くの職員が研修に参加している。これにより、専門性の向上と質の確保を図っている。

<関係機関との情報共有>

- ・現在、要保護児童対策地域協議会（要対協）との連携が必要となる重大な案件は発生していないが、未就学児の保護者に対して入園に関する情報共有を行っている。また、特別な配慮が必要な子どもに対しては、適切な施設を紹介するなど、入園に関するサポートを実施している。これにより、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりを支援している。

参考資料：広報誌およびLINEによる情報発信



5. 東京都小平市

■東京都小平市の基本情報

図表 50 東京都小平市の基本情報

面積	20.51 km ²	
人口（令和5年度）	196,913人	
世帯数（令和5年度）	96,344世帯	
出生数（令和4年度）	1,281人	
小学校区数	19ヵ所	
中学校区数	8ヵ所	
こども家庭センターの設置有無	有	
地域子育て相談機関の設置数	7ヵ所	
保育所等	50ヵ所	
幼稚園	9ヵ所	
認定こども園	6ヵ所	
地域子育て支援拠点事業の実施場所	7ヵ所	
児童館	3ヵ所	
利用者支援事業（基本型）の実施場所	2ヵ所	

図表 51 実施施設の概況

実施施設の概況			
施設名	こども広場（子育てコンシェルジュを配置）	地域子育て支援機関としての開設	週6日（月曜日～土曜日）10:00-17:00 / 10:00-18:00
運営主体	株式会社明日葉	その他特徴	【情報発信】 市内の情報等にアクセスしやすくなるよう、施設内にボードを設置して情報の発信を行っている。
地域子育て相談機関の相談員としての職員数	各施設3名（相談員は、ローテーション）		

図表 52 設置経緯・取組

地域子育て相談機関の設置経緯	
■ 小平市では、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図るため、地域センターや高齢者館において「こども広場（地域子育て支援拠点）」を実施している。 ■ 令和5年9月より常設こども広場6ヵ所で、令和6年4月より子ども家庭支援センターで利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）を開始した。 ・ 東京都が定めた研修（地域子育て支援コース「基本研修」及び「専門研修」）を修了した職員を配置した。 ・ 子育て家庭のニーズを把握し、様々な情報提供や、相談等の支援を行うと同時に、地域の関係機関との連携や協働の体制づくりを行う「基本型」を実施。 ■ こども広場は業務委託により株式会社明日葉が運営している。	
地域子育て相談機関の取組	
相談支援 ＜相談対応の実態＞ ・ こども広場は、乳幼児と子育て世帯が安心して過ごせる場所であり、小平市内に常設広場として6ヵ所開設している。各広場では3名体制で運営し、そのうち1名が相談員として対応している。電話受付を可能としているが、相談については原則として来訪をお願いしている。 ・ 令和6年4月から12月までの相談件数は約70件で、そのうち育児・発達に関する相談が全体の約半数を占めている。また、教育やしつけに関する相談対応は全体の約15%を占めている。	子育て家庭とつながる工夫 ・ こども広場は、市が主体となるだけでなく、利用者同士の繋がりが重要な役割を果たしている。保護者間での口コミや利用者によるSNSでの発信が大きな影響を与えており、こども広場が利用者にとって居心地の良い場所となることで、その利用が広がっている。 ・ 相談体制の支援として、地域に明るい民生委員や子育てガイドブックの活用により相談員をバックアップし、利用者が安心して過ごせる居心地の良いこども広場を目指している。子育てガイドブックには、子育て関連事業の情報が網羅的に記載されており、児童相談所・こども家庭センター・市の窓口の連絡先等、必要な情報が掲載されている。
子育て家庭に対する情報発信 ＜市報への掲載や子育てマップの配布による子育て家庭への情報発信＞ ・ 市報への掲載や学校・保育園への子育てマップの配布等、紙媒体を中心とした情報発信が主な手段となっている。 ・ 一方で、計画策定に伴うパブリックコメントや子ども・子育て審議会における委員からの意見では、情報発信の不足について指摘をいただいていた。小平市として情報発信に対する課題を認識している。市の公式LINE等のSNS活用を活用した情報発信の強化について検討を進めている。	関係機関との情報共有・連携 ・ こども広場では、児童相談所に係る案件について、子ども家庭支援センターを通じて連携を図り、必要に応じて子ども家庭支援センターが児童相談所と連携を図っている。また、保護者だけでなく、こども広場を利用する児童・生徒から相談を受けることもあり、必要に応じて学校や警察へ情報共有を行っている。 ・ 具体的な連携事業としては、外国籍の保護者に対する日本語教室の案内や、児童の非行に関する相談対応など、多岐にわたる支援を行っている。

地域子育て相談機関の取組

利用者情報の管理

- ・利用者支援事業を実施しているこども広場を、地域子育て相談機関として位置付けているが、現時点では利用者登録制度は導入していない。こども広場を利用する中で、職員との信頼関係を築きながら相談を行う保護者が多いため、登録制を導入することで利用しづらくなる可能性が懸念されている。
- ・相談記録を作成しているが、利用者支援事業として受け付けた相談であるのか、日常的な雑談の中で自然に発生した相談であるかを明確に区別することが難しい状況である。

子ども家庭支援センターとの連携

- ・年に2回程度、こども広場と子ども家庭支援センターで情報共有を実施している。市の担当者や事業者が集まり、相談受付の方法や子ども家庭支援センターへの連携事例、相談内容等について情報を共有し、連携体制の強化を図っている。

工夫事例

<人材確保における工夫>

- ・委託契約の仕様には、研修の受講や相談員の加配に関する内容を記載している。このことにより、従前はこども広場の職員体制を2名としていたが、令和5年9月以降、相談員を1名を加配し、3名体制とした。相談員の業務を行うにあたり、職員の多くが研修を受講し、相談員として対応可能な体制を整えている。こども広場職員3名のうち1名が「子育てコンシェルジュ」として相談対応を行っている。
- ・また、「子育てガイドブック」を活用することで、職員は市の基本的な情報や知識を習得している。市には数名のベテラン職員が在籍しており、その経験や知識を継りにする来訪する親子もいる。長期間在籍している職員がいることにより、地域情報を活かしたきめ細やかな相談対応が可能となっている。経験の浅い職員については、スキル向上のため現場での経験を重視しており、ベテラン職員からノウハウを学びながら成長している。

<気軽に相談できる関係性の構築>

- ・利用者が職員に気軽に話しかけられる雰囲気づくりを大切にしている。相談目的でなくとも、こども広場を訪れる親子が職員との信頼関係を築くことで、日常の雑談の中で自然に相談ができる環境を整えている。

<子育て相談員の設置>

- ・小平市では、地域の民生委員を「子育て相談員」として委嘱し、各こども広場で子育てに関する相談を行っている。研修受講等の取組は行っていないが、子育てや地域のことを熟知しており、保護者・事業者職員へアドバイスが出来る体制を整備している。

参考資料：「こだいら子育てガイド」による情報発信

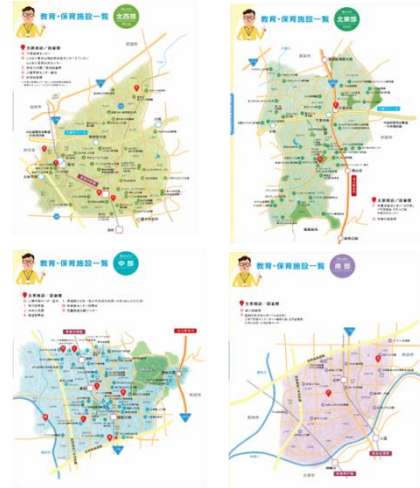


6. 大阪府豊中市

■大阪府豊中市の基本情報

図表 53 大阪府豊中市の基本情報

面積	36.39 km ² *	
人口（令和5年度）	406,836人	
世帯数（令和5年度）	197,768世帯	
出生数（令和4年度）	3,022人	
小学校区数	39か所	
中学校区数	18か所	
こども家庭センターの設置有無	有	
地域子育て相談機関の設置数	16か所	
子育て資源の状況	保育所等	66か所
	幼稚園	14か所
	認定こども園	59か所
	地域子育て支援拠点事業の実施場所	16か所
	児童館	0か所
	利用者支援事業（基本型）の実施場所	6か所



図表 54 実施施設の概況

実施施設の概況	
施設名	公立こども園地域子育て支援センター
運営主体	豊中市
実施事業	地域子育て相談機関
職員数	地域子育て相談機関の職員数は2名
開設日数・時間	週5日（月曜日～金曜日） 9:00-12:00, 15:00-16:30
同法人で実施している他の事業	障害児保育事業, 緊急一時保育事業, 延長保育事業, 地域活動事業, 同和・人権保育
その他特徴	【情報発信】 公立こども園地域子育て支援センターの行事予定、講座案内等を市ホームページやアプリにて発信。また、利用者への直接の声かけも行っている。

図表 55 設置経緯・取組

地域子育て相談機関の設置経緯	
■ 地域子育て支援拠点事業の延長として、地域子育て相談機関を設置した。 - 地域子育て相談機関の事業開始に伴い、従来の地域子育て支援拠点の取組に地域子育て相談機関の取組を含めるかたちで事業を開始した。 ■ 地域子育て相談機関に関する新たな要綱は定めていないが、豊中独自に条件を緩和した「マイ子育てひろば」に関して新たな要綱を定めた。 「マイ子育てひろば」は、市内の子育て支援事業拡大を目的とし、「週1回以上の開放」「月1回以上のイベント開催」「相談対応の実施」を条件とする。	
地域子育て相談機関の取組	
相談支援	子育て家庭とつながる工夫
<相談対応の実施> - 各園では、相談対応を実施し、相談内容を適切に記録している。また、規定のチェックリストに基づき、必要に応じてこども家庭センターとの連携を行っている。 - 豊中市では、待機児童や入所・入園に関する相談ニーズが特に高い状況である。地域子育て相談機関の保育教諭が窓口となり、相談内容に応じてこども家庭センターや各種専門職と連携を図りながら、保護者の支援に努めている。	<施設への来所を促す工夫> - 各園では、年齢別のイベントの実施や園庭・部屋の開放などを通じて、保護者や子どもたちが気軽に施設を訪れる機会を提供している。また、市全体の公立園で統一したイベント名を用いることで、取り組みの一体感を高め、広く周知を図っている。 - イベントでは、0歳児を対象とした講座や離乳食に関する講座、保健師による講座など、多岐にわたるテーマで情報発信を行い、保護者の子育てを支援する内容を充実させている。
子育て家庭に対する情報発信	関係機関との情報共有・連携
<情報発信アプリの活用> - 豊中市では、ホームページや広報誌などの従来の媒体に加え、子育て・子育て応援アプリ「とよあみ by 母子も」を活用し、プッシュ通知型の情報発信を行っている。 - これまで、保護者が広報誌だけでは十分な子育て情報を得ることが難しい状況があったため、すべての子育て関連情報を一元的に提供することを目的として、アプリを導入した。また、「マイ子育てひろば」の登録制度導入以降、かかりつけ園から必要な情報を直接発信できる機能が追加され、よりきめ細やかな情報提供が可能となっている。	<こども家庭センターとの連携> 地域子育て機関では、保護者にこども家庭センターへの連携への同意をもらい、連携を行っている。現在、地域子育て機関が直接つながりを持つ機関はこども家庭センターのみであり、児童相談所との直接的な連携は行っていない。相談内容については、こども家庭センターが窓口となり、適切な部署や機関へ連携を図るフローが一般的となっている。

地域子育て相談機関の取組

利用者情報の管理

<登録番号による情報管理>

- 現状では、申し込み用紙に記入いただき、利用者向けに登録番号の記載されたカードを配布する。来訪時は、カードを提示していただき、来訪回数管理を行っているが、「誰がどこに登録しているか」を一目で確認することができず、アナログな方式で確認を行っている。
- 令和8年度以降、デジタルツールを用いて誰がどこに情報を登録しているかを把握できるように、令和7年度に試行予定である。具体的には、塾の入退館管理を行う「入退くん」をカスタムし、管理する方針である。

こども家庭センターとの連携

<こども家庭センターとの連携基準・事例>

- 豊中市では、連携基準としてチェックリストを作成していたが、「非常に深刻な相談にしか繋がらない」という課題が地域子育て相談機関の職員から指摘されていた。そのため、少しでも難しいと感じたり、連携が必要だと判断した相談事項については、気軽に相談できるように市から相談機関に対して周知を徹底している。

工夫事例

<人材確保における工夫>

- 豊中市では、人材の質の確保に注力している。地域子育て相談機関の支援員には、旧保育所長や園長など、経験豊富な専任職員が配置されている。また、地域子育て相談機関における相談対応が安定するまでの間、こども家庭センターから地域子育て相談機関への出張相談を実施し、現場での相談対応の様子を確認する機会や研修の場を提供している。
- さらに、年2回、「マイ子育てひろば」を実施する園同士の交流や、相談に関する研修会を開催し、支援員のスキル向上と情報共有を図っている。

<情報発信の工夫>

- 子育て・子育て応援アプリ「とふあみ by 母子モ」を活用した情報発信は、保護者から好評を得ている。イベント参加者の多くがアプリを通じて情報を得ており、アプリへの情報掲載がイベントの集客に大きく貢献している。
- アプリの普及を促進するため、各施設に対して積極的に情報発信を呼びかけている。導入初期段階では、コーディネーターが直接民間施設を訪問し、アプリの操作方法を丁寧に説明する取り組みを行った。このような活動を通じて、アプリを利用する園を着実に増やすことを目指している。



参考資料：豊中市マイ子育てひろば事業実施要綱

豊中市マイ子育てひろば事業実施要綱 (目的) 第1条 妊婦および就学までの子どもを子育てしている家庭が保育所等の子育て支援施設において身近に相談することができきる環境を整備し、子育て世帯の不安解消や必要な支援に確実につなげるため豊中市マイ子育てひろば（以下「マイ子育てひろば」）を実施するにあたり必要な事項を定める。 (実施主体) 第2条 本事業は豊中市または豊中市が適切と認めた者が実施する。 (対象) 第3条 マイ子育てひろばの対象とする家庭（以下「対象家庭」という。）は、豊中市内に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた妊婦または未就学の子どものいる家庭とする。 (実施場所) 第4条 マイ子育てひろばを実施する場所は、豊中市長が相談、助言等を適切に行うことができると認めた場所とする。 (実施内容) 第5条 対象家庭に対し、実施場所において次の事業を実施する。 (1) 相談支援 対象家庭からの相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や利用者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言を行う。また、必要に応じてより専門的かつ包括的な相談対応等を行うために、豊中市はぐくみセンターに迅速かつ適切に情報共有・連携し、必要な支援につなげるとともに、共同して継続的な見守りを行う。 (2) 子育て世帯とつながる工夫 利用者同士の交流の場や講座の開催等により利用者が積極的に足を運びやすい環境づくりを行うため、以下に掲げる事業を行う。 ア 利用者の登録受付及び管理 イ 園開放（週1回以上） ウ 講座またはイベントの開催（月1回以上） エ 市が指定する事業の開催（年1回以上） (3) 子育て世帯に対する情報発信 対象家庭に対し子育て支援に関する情報の発信・提供を行う。	(利用者情報の管理) 第6条 マイ子育てひろばに従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身の上に関する秘密を守らなければならない。 (事業の報告等) 第7条 マイ子育てひろばを実施する者は、別に定める様式により登録者数等の利用状況を豊中市長に報告する。 附 則 この要綱は、令和6年6月1日から実施する。
--	--

[illegible][illegible]

7. 東京都町田市

■東京都町田市

図表 56 東京都町田市の基本情報

面積		71.80 km ² *
人口（令和5年度）		430,380人
世帯数（令和5年度）		208,637世帯
出生数（令和4年度）		2,244人
小学校区数		42か所
中学校区数		20か所
こども家庭センターの設置有無		有
地域子育て相談機関の設置数		5か所
子育て資源の状況	保育所	76か所
	幼稚園	24か所
	認定こども園	14か所
	地域子育て相談機関の実施場所	5か所
	児童館	12か所
	その他、利用者支援事業の実施場所	0か所
	その他、地域子育て相談機関が実施可能な場所	0か所



図表 57 実施施設の概況

主な地域子育て相談機関の概況			
施設名	堺地域子育て相談センター／鶴川地域子育て相談センター／忠生地域子育て相談センター	地域子育て支援機関としての開設日数・時間	堺地域子育て相談センター／鶴川地域子育て相談センター 週 6 日（火曜日を除く）10:00-18:00／忠生地域子育て相談センター 週5日（月曜日～土曜日）8:30-17:00／
運営主体	上記全て自治体	その他特徴	認可保育所等が、地域の子育て家庭の相談・援助窓口となるマイ保育園事業を実施。各地域子育て相談センターは、マイ保育園事業の推進、子育てひろば事業等を行う。
地域子育て支援機関の相談員としての職員数	8名／8名／8名		

図表 58 設置経緯・取組

地域子育て相談機関の取組	
利用者情報の管理	工夫事例
- 利用者情報は、業務システムを導入し、子どもの名前、年齢、保護者の名前、電話番号、住所（必要に応じて）などの国の要綱に基づいた項目を記録している。 - 情報の管理方法としては、紙媒体と電子媒体の両方を使用している。紙媒体は専用の書庫に安全に保管し、電子媒体はパスワードで保護することで、情報の適切な管理を徹底している。 - また、育児講座の予約受付や当日の来訪者情報については、紙媒体で記録するとともに、電子媒体にも保存し、必要に応じて迅速に確認できる体制を整えている。	<職員のスキル向上> - 職員のスキル向上を目的として、各地域の子育て相談機関内で研修を実施している。特に、スーパーバイザーを招いた年間3～4回の研修を通じて、専門的な知識や技術の向上を図っている。さらに、ロールプレイなどの実践的な研修を取り入れることで、傾聴力や対応力を磨き、より質の高い支援を提供できるよう努めている。 <マイ保育園事業> 「マイ保育園事業」は、私立保育園等を含めた地域全体で子育てを支援する取り組みである。この事業では、保育園や学童、乳児院などと連携し、「かかりつけの病院」のように、子育て家庭が気軽に相談できる存在を目指している。保育園を単に「入園する場所」としてではなく、地域の子育て家庭が安心して相談できる拠点として認識してもらえるよう、さまざまな工夫を行っている。 <マイ保育園事業の推進> - 住民基本台帳より、転入や出生による対象者を抽出し、登録勧奨通知を送付するとともに、地域子育て相談機関の職員が、全件家庭訪問を行っている（こにちは赤ちゃん訪問とは別）。
こども家庭センターとの連携	
<こども家庭センターとの連携基準・事例> - ネットワーク会議やケース会議に積極的に参加し、関係機関との情報共有を行っている。 - 共催で育児講座を年8回・講演会を1回程度実施し、虐待防止啓発を行っている。 - 虐待が疑われるケースや虐待の兆候が見られるケースについては、速やかに通告や情報提供を行い、こども家庭センターと連携して対応方法を相談している。さらに、緊急性が高い場合には、電話で迅速に連絡を取り、適切な対応を図っている。	

地域子育て相談機関の設置経緯

- 町田市では、以前から公立・私立保育園で地域の子育て家庭向けに「子育てひろば事業」を実施していた。
- 2014年度に「子育てひろば事業」の拡充を目的として、保育園を拠点に子育て相談ができる事業「マイ保育園事業」を開始した。この取り組みの一環として、市内5カ所に「子育て相談センター」を設置した。
 - ・ 子育て相談センターには、保育士、保健師、心理職員、ソーシャルワーカーなどの専門職を配置し、幅広い相談に対応できる体制を整えている。
 - ・ また、保育園（マイ保育園）などの後方支援を行うとともに、出生した子どもに対して「マイ保育園」への登録を推奨する取り組みも実施している。
- 子育て相談センターは町田市が直営で運営しており、私立保育園や幼保連携型認定こども園には「マイ保育園事業」を委託する形で連携を図っている。

地域子育て相談機関の取組

相談支援

<相談対応の実施>

- ・ 0～18歳を対象に、子育てに関する相談を受け付けている。相談方法は、来訪、電話、家庭訪問、オンラインなど、多様な手段を用意しており、利用者の状況に応じて柔軟に対応している。特に多いのは、「子育てひろば」での何気ない相談や会話であり、全体の74%を占めている。
- ・ 相談内容は統計を取り、Excelで管理している。この統計データを基に、施策の立案や対応方針に関する研修を実施し、支援の質の向上を図っている。また、離乳食や卒乳、いやいや期、兄弟育児など、相談内容に応じた育児講座を開催し、保護者のニーズに応える取り組みを行っている。

子育て家庭に対する情報発信

- ・ 子育て家庭を支援するため、さまざまな情報発信を行っている。毎月、5つの地域ごとに「子育てひろばカレンダー」を発行し、地域ごとのイベントや活動情報を提供している。また、年に4回、町田市の情報誌を登録家庭向けに発行し、子育てに役立つ情報を届けている。
- ・ さらに、子育て支援に特化したウェブサイト運営し、保育園や子育てひろばの情報を一元化して提供している。このサイトでは、「何歳向けのひろばがあるか」など、利用者のニーズに応じた情報を簡単に検索できる仕様となっており、保護者が必要な情報をスムーズに得られるよう工夫されている。

子育て家庭とつながる工夫

<施設への来所を促す工夫>

- ・ 施設への来所を促進するため、さまざまな取り組みを行っている。具体的には、園庭開放やイベントの開催、利用者のリフレッシュ目的の一環としての活動などを含む「子育てひろば」を定期的に実施している。
- ・ また、家庭訪問を通じて「マイ保育園」や「子育てひろば」の情報を丁寧に説明し、利用を促進している。さらに、保健師や外部講師を招いた育児講座を開催し、保護者が気軽に参加できる学びの場を提供している。

関係機関との情報共有・連携

- ・ 私立保育園や幼保連携型認定こども園と連携し、「マイ保育園事業」を実施している。この事業を通じて、地域の子育て家庭を支援する体制を整えている。
- ・ また、地域の支援機関との連携を強化するため、年に3～4回「地域支援連絡会」を開催し、子育て支援事業を行う各機関との情報共有や意見交換を行っている。さらに、保健予防課や子ども家庭支援課との会議にも積極的に参加し、関係部署間での連携を深め、子育て支援の充実を図っている。

参考資料：サイト「まちだ子育てサイト」や動画の配信等による各種情報発信





● 東洋の地味な研究で知られる山本一（以下「山本博士」と呼ぶ）が、1992年に著した『日本列島の地味な研究』という本が、この分野の地味な研究の集大成である。この本の著者は、地味な研究の第一人者である。

● 税額をいかに低くするに努めることにより、税額控除の効果が得られます。この節では、税額控除の計算額としない100万円とするとその節税効果が、次の節減率＝100割減額÷100万円×100％とし、減額の割合が税の負担の軽減率として活用することによって節税効果の増大が図られる旨を図1として示しておきます。



1

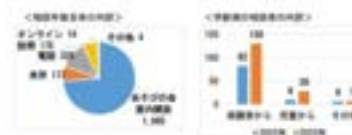
[illegible][illegible]

憲法改正論は、マイノリティの権利の中には争点とした事項もあり、認められたらマイノリティの権利が認め、我々の政治文化の根柢にも異なった点も生ずる。我々も立場が必要で憲法に積極的に賛否し、結果は憲法をどうなすかに依りていふ事。

項目	金額	設備投資						資金使済				
		現金	債権	負債	株主	債権	負債	現金	債権	負債	株主	
1. 設備投資	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35. 資金使済	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36. 資金使済	1,000	1,000										

[illegible]

	海鹽湖	東鹽池	心海湖	鹽池總量
2012年產量	9	3	4	16
2013年產量	9	0	21	30
2014年產量	10	0	23	33
2015年產量	10	0	40	50

[illegible]

＜発展問題＞

製造材料費		半加工費(材料費)		半加工費(労務費)		製造労務費	
数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価
150	200	800	200	10	7	1	8

製造材料費		半加工費(材料費)		半加工費(労務費)		製造労務費	
数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価
150	200	800	200	10	7	1	8



8. 兵庫県尼崎市

■兵庫県尼崎市の基本情報

図表 59 兵庫県尼崎市の基本情報

面積	50.70 km ²
人口（令和5年度）	458,046人
世帯数（令和5年度）	242,193世帯
出生数（令和4年度）	3,315人
小学校区数	41か所
中学校区数	17か所
こども家庭センターの設置有無	有
地域子育て相談機関の設置数	17か所
子育て資源の状況	
保育所	92か所
幼稚園	20か所
認定こども園	20か所
地域子育て支援拠点事業の実施場所	1か所
児童館	0か所
利用者支援事業（基本型）の実施場所	3か所



図表 60 実施施設の概況

実施施設の概況			
施設名	子どもの育ち支援センター「いくしあ」	地域子育て相談機関としての開設日	週5日（月曜日～金曜日）9:00-17:30
運営主体	尼崎市	数・時間	
地域子育て相談機関の相談員としての職員数	「いくしあ」における相談員は7名	その他特徴	尼崎市では、児童相談システムによる情報共有を実施している。子どもの育ち支援センター「いくしあ」がハブとなり、情報の集約を行い、強固に連携を図っている。

図表 61 設置経緯・取組

地域子育て相談機関の取組	
相談支援	子育て家庭とつながる工夫
・尼崎市では、17施設で相談対応を実施し、児童家庭相談支援システムを用いて情報を統括している。共通の相談様式に相談内容を記録し、いくしあ（子どもの育ち支援センター）がハブとなり、定期的な情報の集約を行っている。 ・児童家庭相談支援システムは、いくしあ・南北の福祉保健センター・教育委員会を繋ぐシステムであり、世帯情報と連動することで、情報連携を実施している。	<施設への来所を促す工夫> ・尼崎市では以前から行う利用者支援事業を実施しており、その事業の延長として地域子育て相談機関を設置したため、地域子育て相談機関としての工夫はしていない。 ・いくしあの1階がサロンとなっており、就学前の母子が予約無で来訪することが可能である。サロンの利用者は年々増加しており、相談機関の広報・情報発信を継続して行っている。
子育て家庭に対する情報発信	関係機関との情報共有・連携
・情報発信が課題であり、利用者支援拠点としてではなく、地域子育て相談機関としての情報発信をどこまで行うべきかを検討中である。特に、保育事業を主とする公立保育所において情報発信を行う場合、相談過多になることが懸念される。	<児童家庭相談システムによる情報共有> ・児童家庭相談システムによる情報共有を行っている。必要に応じて電話相談の結果を記録したものを共有している。情報共有は、尼崎市が定める「尼崎市子どもの育ち支援条例」を基準としている。 ・現状、児童家庭相談システムは、保健師等に関する権限が無い状況である。個人情報の問題等を踏まえたうえで、更なるシステム化を検討中である。

地域子育て相談機関の取組

利用者情報の管理

- ・ こども家庭庁の要綱に基づき、利用者の名前・年齢等の情報を収集している。
- ・ 情報共有にあたり、同意欄を設けたが、概ね同意なしであり、同意を得ることへのハードルが高い印象である。地域子育て機関は、“日常生活の延長による相談”を趣旨としているが、同意を取ることはその趣旨と沿わない印象を受ける。

こども家庭センターとの連携

- ・ こども家庭センターといくしあ・南北の福祉保健センターは、児童家庭相談システムにより情報の共通管理を行っている。保育所は、虐待・緊急ケースに関して、以前からいくしあ・南北の福祉保健センターとの情報連携を実施していたが、地域子育て相談機関設置以降、予防的な相談も連携するよう変化した。
- ・ 虐待等を除き、基本的な相談の連携は、保護者の同意を得て行っている。

工夫事例

<人材・資金確保への工夫>

- ・ 人材・資金確保等の課題がある中、既存の枠組みを活用したことが工夫点である。対人援助職の人材確保が、年々厳しくなる中、ベテランの職員をもつ公立保育所等既存の機関を活用することで、人材の質・量の確保を行っている。今後委託事業を行うにあたり、人材・資金確保への懸念は大きい。

<作業部会の立ち上げ>

- ・ 地域子育て相談機関の設置にあたり、作業部会を立ち上げ、設置後も継続的に作業部会を実施している。地域子育て相談機関の今後に関して、管理職等を含めた議論の場を提供することで、当事者意識が芽生え、前向きに取り組むことができていると認識している。

参考資料：子どもの育ち支援センター「いくしあ」における情報発信



第4章

総括

1. 総括

本調査研究を通じて行ってきた検討委員会での議論や、アンケート調査、ヒアリング調査の結果を通じて、第3回検討委員会では、「体制整備の観点」「相談対応の質の観点」「情報共有・連携の充実の観点」の3つの観点について、議論を行った。

まず、「体制整備の観点」については、「第2章アンケート調査」において記述のとおり、「地域子育て相談機関の設置有無」に関する設問では、「設置している」と回答した割合が17.0%にとどまり、設置がまだ進んでいない実態が明らかになった。地域子育て相談機関は既存施設の活用が主であることを踏まえると、設置が進まない要因について検討を行い、設置促進に向けた必要な支援や具体的な取組について議論をした。

次に、「相談対応の質の観点」については、「第2章アンケート調査」において記述のとおり、「地域子育て相談機関の準備・運営上の課題」に関する設問では、「相談の質の確保・向上」と回答した割合が40.8%と2番目に多い回答結果となり、職員が相談対応に課題を感じていることが明らかになった。利用者からの悩み・相談に適切に対応するためには、職員の相談対応の質の確保向上が必要であるが、そのためには、どのような工夫が求められるかについて議論をした。

最後に、「情報共有・連携の充実の観点」については、「第2章アンケート調査」において記述のとおり、「地域子育て相談機関と貴自治体の間での情報共有の実施有無」「関連機関との相談内容に関する連携の有無」に関する設問では、情報共有や情報連携は実施されていることが把握できた一方で、ヒアリングの結果から、さらなる改善や向上の余地があることが明らかになった。職員が利用者から悩みや相談を受け、その相談内容を適切な機関へ繋ぐためには、どのような工夫が求められるかについて議論をした。

図表 62 第3回検討委員会において意見交換が行われた3つの観点

1

【体制整備の観点】

地域子育て相談機関の設置促進や取組の充実に向けて、国、都道府県、区市町村の視点から求められる体制整備上の支援・取組は何か？

2

【相談対応の質の観点】

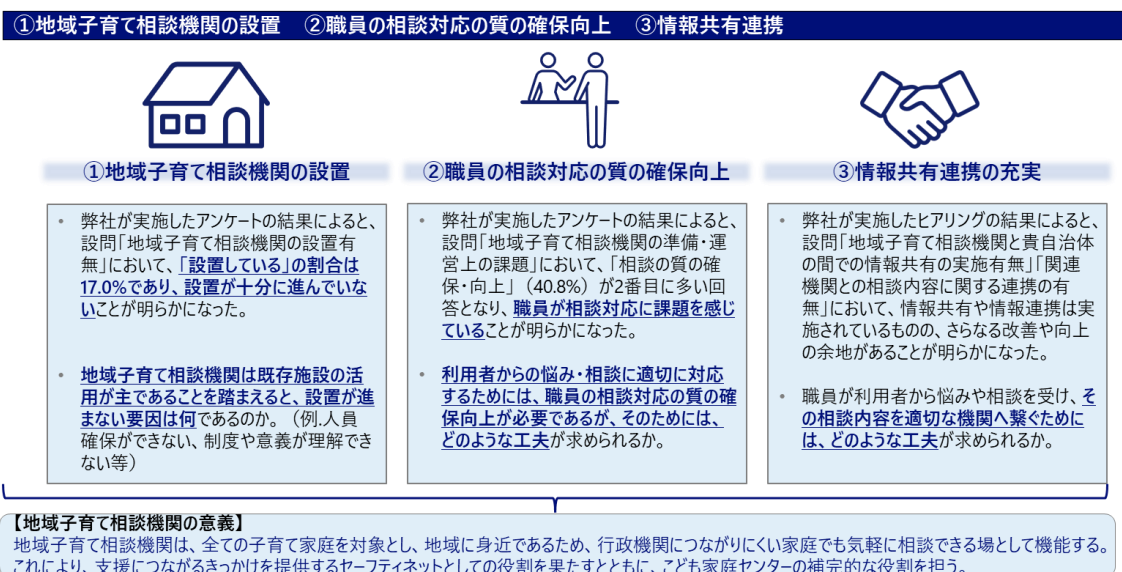
地域子育て相談機関では、利用者から多岐にわたる相談を受ける中で、どのように相談対応の質を確保・向上させるか？

3

【情報共有・連携の充実の観点】

地域子育て相談機関と関係機関が双方向に情報共有・連携するためには、どのような工夫が必要か？

図表 63 3つの観点の関係

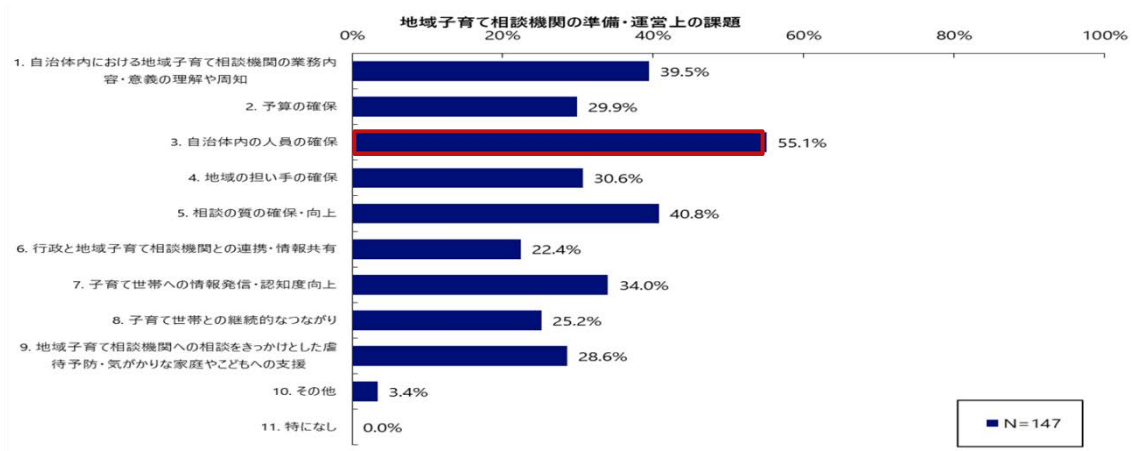


1-1 体制整備の観点

（1）地域子育て相談機関の準備・運営上の課題

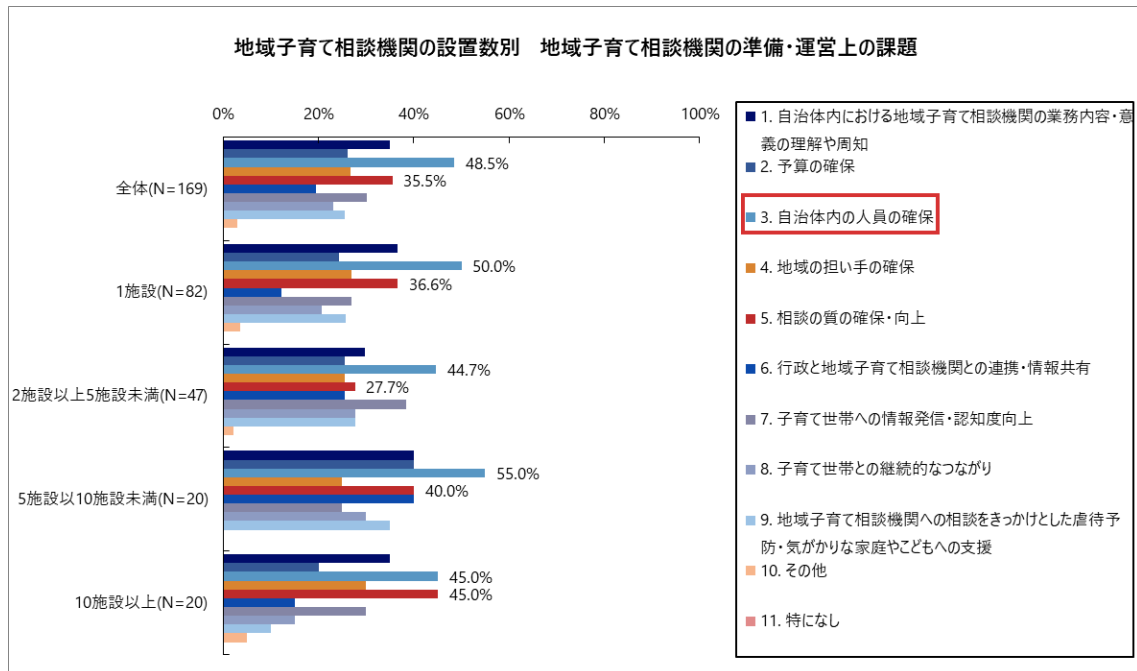
体制整備の観点を検討する前提として、地域子育て相談機関の準備・運営上の課題を見たところ、「自治体内の人員の確保」が最多（55.1%）であり、「相談の質の確保・向上」（40.8%）、「自治体内における地域子育て相談機関の業務内容・意義の理解や周知」（39.5%）が続いた。また、検討委員会では、「設置が進まない課題として自治体で実施するうえで人が足りないのであれば、積極的に NPO 法人等の子育て機関に委託を検討すべき、そのような認識がないことが課題である」「自治体で実施するうえで相談員になり得る資格や資質をもつ人の確保が課題である」といった意見が挙げられた。

図表 64 地域子育て相談機関の準備・運営上の課題



また、地域子育て相談機関の設置数と準備・運営上の課題のクロス集計の結果、地域子育て相談機関の設置数に関わらず、「自治体内の人員の確保」に課題を感じる地域子育て相談機関が一番回答が多くなっており、設置数による差が見られなかった。このことから、委託を含めた人員確保の好事例の周知等が必要であることが推察された。

図表 65 地域子育て相談機関の設置数別 地域子育て相談機関の準備・運営上の課題



また、人員確保については、ヒアリング調査を通じて、下記の意見が挙げられた。

＜人員確保について、ヒアリングで挙げられた意見＞

- 地域子育て相談機関の職員となりうる職種の人材不足
 - ・ 地域子育て相談機関の職員となりうる職種の人材が十分ではないと認識している。そのような人材不足の中、委託先の社会福祉法人からは、大学在学中の若者等の若い世代が地元で就職できるよう、また、職員の待遇改善について国や県からの支援を求める声が挙げられている。特に、若い世代が県外へ流出してしまい、地元に残る人が少ないという課題が指摘されている。
 - ・ 自施設では自治体が直営で運営しているが、限られた人員を、人事異動によって何とか配置している状況である。
- NPO 法人等の子育て機関に委託するための資金が十分でない
 - ・ 自自治体では人員が十分でないため NPO 法人等の子育て機関に委託をしたいが、委託するための資金が十分でないため、国や都道府県からの助成があるとよい。
- 補助の要件が十分に理解できていないため補助金申請に至らない
 - ・ 補助制度の案内を、より分かりやすくしていただきたい。特に、自自治体の取り組みが地域子育て相談機関の要件を満たしているかどうか、また満たしている場合にはⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型のどれに該当するのかが明確に分かるよう、具体的な例を示していただけるとよい。

また、アンケート調査の「地域子育て相談機関の準備・運営上の課題」で示されている通り、「自治体内における地域子育て相談機関の業務内容・意義の理解や周知」が挙げられていた。検討委員会では、「国や都道府県による地域子育て相談機関の制度の周知が十分になされていないのではないか」という課題意識が提示された。

（２）求められる体制整備上の支援・取組

前節で述べた地域子育て相談機関の準備・運営上の課題として、「自治体内の人員の確保」「地域子育て相談機関の職員となりうる職種の人材不足」「NPO 法人等の子育て機関に委託に必要な資金の不足」「補助金申請に関する要件の理解不足」等、様々な課題が挙げられた。これらの課題に対し、「国」「都道府県」「市区町村」等がそれぞれ以下につき、取り組むことが重要であると考えます。

まず、「国」は、改めてこの地域子育て相談機関の意義を市区町村にきちんと説明することが必要である。特に、利用者にとって、敷居が低く、物理的にも近距離に整備され、気軽に利用できること、地域住民からの子育ての相談に応じて、必要な助言や必要な支援に繋ぐことが求められており、中学校区に１つの設置に向けて、各市町村は検討を進めていただく必要がある。具体的には、民間委託により実施されている例や既存の子育て資源を活用する方法の案内や相談機関の要件、相談員の条件に関する Q&A の提供が有効である。また、国

が示している補助金の概要資料だけでは、理解することが難しいとの意見もあったことから、適用例を示すことも有効である。引き続き、地域子育て相談機関の設置状況や実施内容、補助金の活用状況等を確認しつつ、設置が進むよう課題を解決していくことが求められる。

次に、「都道府県」における支援としては、国が示す制度内容を補足し、地域の実情に応じた具体例を提示することが挙げられる。都道府県は国と市町村を繋ぐ中枢的な役割を担うため、市町村が制度をより理解しやすい形で案内を行えるよう支援する。また、町村等単独で職員養成ができないケースもあることから、研修を広域実施していただくことも考えられる。

最後に、「市区町村」における取組としては、気軽に相談できる体制の整備という観点から、直営での対応だけでなく、民間委託も含めた検討が必要となる。また、地域子育て相談機関の職員について、利用者支援専門員は、子育て支援員研修で養成可能であるため、研修の実施も有効と考える。民間委託にあたっては、こども家庭センターとの連携が重要になってくることから、定期的に情報共有できる体制を整備するだけでなく、地域子育て相談機関の業務範囲も予め整理しておくとうい。

図表 66 求められる体制整備上の支援・取組

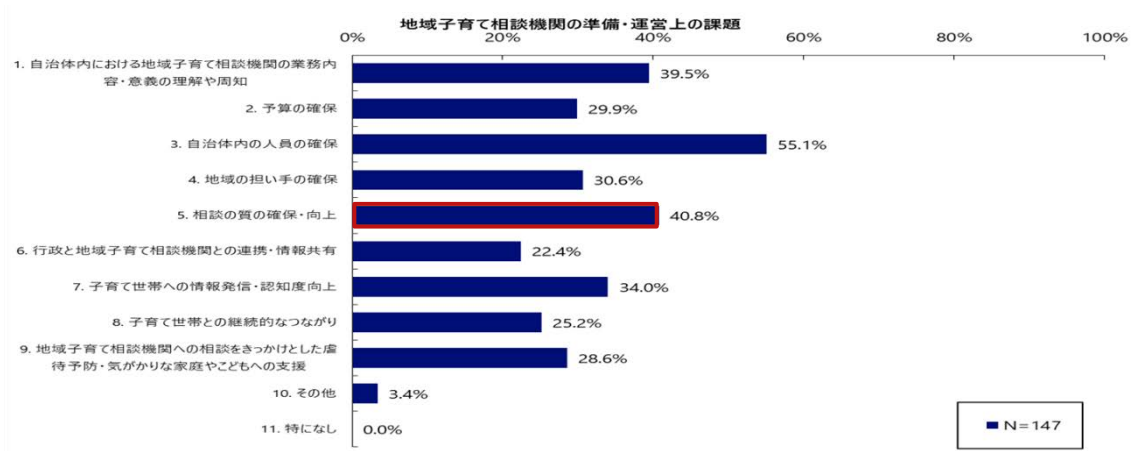
求められる体制整備上の支援・取組	
国	- 地域子育て相談機関の制度の周知 (例：民間委託により実施されている例や既存の子育て資源を活用する方法の案内や相談機関の要件、相談員の条件に関するQ&Aの提供、補助金の適用例の提示 等) - 地域子育て相談機関を設置している事例の周知 - 地域子育て相談機関の職員の人員に係る予算の拡充
都道府県	- 地域子育て相談機関の制度の周知 (例：市町村が制度をより理解しやすい形で案内を行えるような支援、研修の広域実施 等) - 地域子育て相談機関を設置している事例の周知
市区町村	- 子育て資源の開拓・活用 - 地域子育て相談機関の職員の確保と育成 (例：地域子育て相談機関の職員に該当する利用者支援専門員は子育て支援研修で養成可能であるため、その旨を市町村内で認識いただくとともに研修を受講いただくこと 等)

1-2 相談対応の質の観点

(1) 地域子育て相談機関の準備・運営上の課題

前節で記載のとおり、地域子育て相談機関の準備・運営上の課題について、「相談の質の確保・向上」(40.8%)が2番目に大きな割合を占めていた。

図表 67 地域子育て相談機関の準備・運営上の課題



また、相談対応については、ヒアリング調査を通じて、下記の事例が挙げられた。

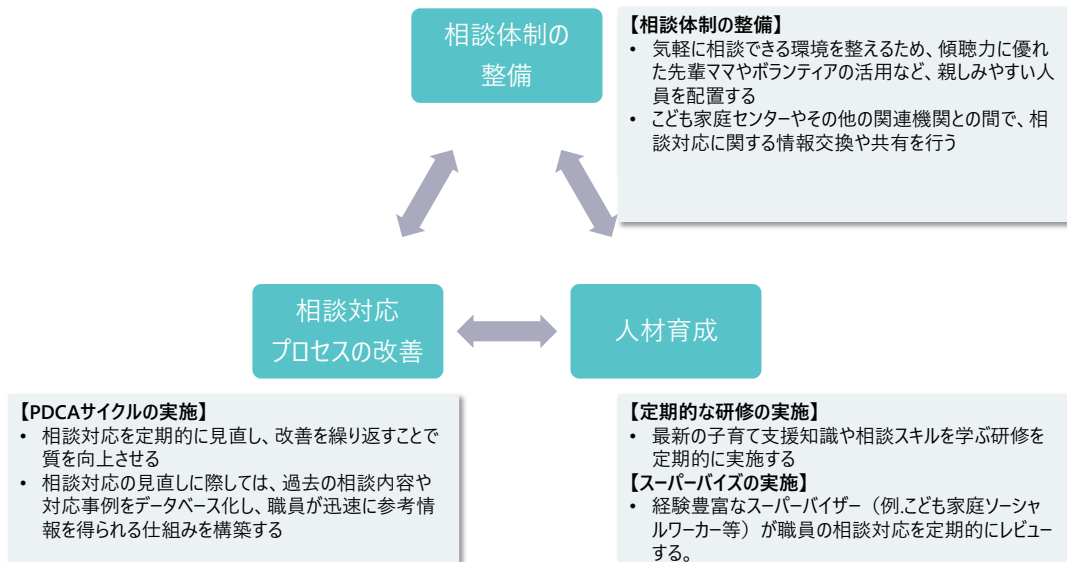
<相談対応について、ヒアリングで挙げられた事例>

- 地域子育て相談機関ではあらゆる相談・悩みを受けるため、通常業務以上に高いスキル（例. 傾聴力）や経験が求められる。
 - ・ 地域子育て相談機関の職員として、相談支援を円滑に行うためには、傾聴力が最も重要なスキルである。利用者からの悩みや相談に対して、職員がすべて答えを提示するのではなく、利用者自身が考え、行動できるよう促す聞き方を大切にしている。傾聴力を向上できるように、外部研修や施設内のロールプレイ、スーパーバイズ等を実施している。（東京都町田市）
- 記録の様式を統一化したフォーマットがないため、効率的かつ効果的な情報管理を目指したい。
 - ・ 各拠点では相談内容の記録を行っているが、記録の様式については統一されたフォーマットが定められていない状況である。今後、より効率的かつ適切な情報管理を目指し、運用方法の見直しを検討していく必要がある。（栃木県日光市）

（２）相談対応の質の確保・向上に向けた取組

前節で述べた地域子育て相談機関の準備・運営上の課題や検討委員会での議論を踏まえて、気軽に相談できる環境の整備やスーパーバイズ、相談対応の見直し等が重要であることが明らかになった。そのため、相談対応の質の確保・向上させるための具体的な取組としては、「相談体制の整備」「人材育成」「相談対応プロセスの改善」が必要である。また、これらの取組は、相互に密接に関連しているため、それぞれを連携させながら継続的に改善のサイクルを回していくことが重要である。

図表 68 相談対応の質の確保・向上に向けた取組



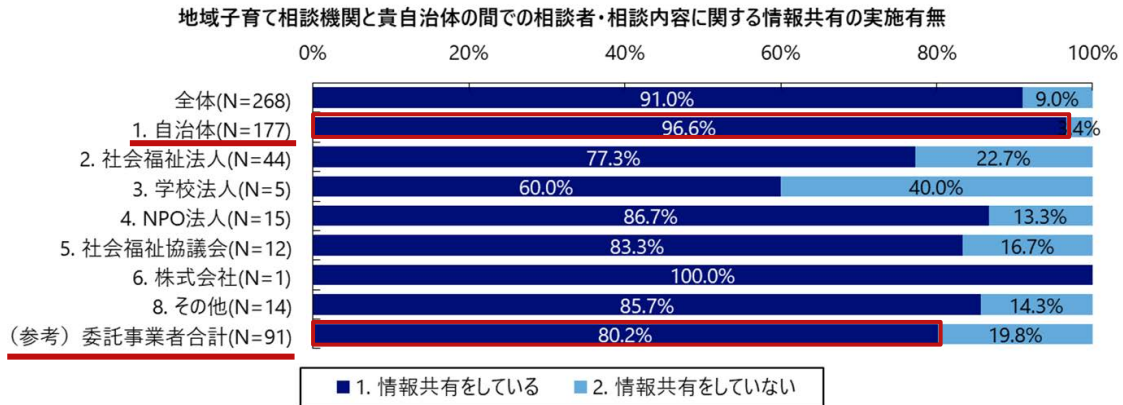
1-3 情報共有・連携の充実の観点

（１）地域子育て相談機関と自治体の間での情報共有・関係機関との相談内容に関する連携の有無

情報共有・情報連携の充実を検討する前提として、地域子育て相談機関と自治体の間での情報共有の実施有無について、「自治体」と「(参考) 委託事業者合計」で比較したところ、「情報共有をしている」の割合は、「自治体」で 96.6%、「(参考) 委託事業者合計」で 80.2%であった。また、関係機関との相談内容に関する連携の有無について、「自治体」と「(参考) 委託事業者合計」で比較したところ、「情報連携をしている」の割合は、「自治体」で 94.9%、「(参考) 委託事業者合計」で 79.8%であった

以上のことから、自治体直営と委託事業全体の双方において、情報共有や連携が進んでいることが確認できる。委託事業全体の割合が自治体より僅かに低い理由として、個人情報等の取り扱いに対する不安や、自治体との契約や取り決めに関するルール作りが十分に進んでいない可能性が考えられる。今後は、自治体と委託事業者が相互に連携し、支援の必要なケースや情報共有が求められるケースについて認識を共有するとともに、情報共有に関するルールの策定をする等、相談者に寄り添ったより効果的な支援体制の構築が期待される。

図表 69 地域子育て相談機関と自治体の間での情報共有の実施有無



図表 70 関連機関との相談内容に関する連携の有無



また、関係機関との情報共有・連携については、ヒアリング調査を通じて、下記の事例が挙げられた。

<関係機関との情報共有・連携について、ヒアリングで挙げられた事例>

- システムを活用し関係機関と情報共有を図る工夫がみられた。
 - ・ 児童相談システムによる情報共有を実施している。児童相談システムは、いくしあ・南北の福祉保健センター・教育委員会を繋ぐシステムであり、世帯情報と連動することで、情報連携を実施している。必要に応じて電話相談の結果を記録したものを共有している。共有の基準は、尼崎市が定める“尼崎市子どもの育ち支援条例”を基準としている。(兵庫県尼崎市)
- 関係機関と家庭が定期的につながる機会を設け、情報共有・連携の機会を創出している。
 - ・ 月に1回、市の保健師や家庭児童相談所の職員が各家庭と情報交換を行い、その内容を保育園へ適切に連携している。(高知県四万十市)

- 同じ委託元・同じ建物内で関係機関を運営するため、情報連携が容易となる。
 - ・ 子育て支援センターとファミリーサポートセンターが同じ委託元、同じ建物内で運営されているため、十分な連携を図れている。委託先の職員が家庭の異変に気付いた際、電話等により市へ連絡が入る仕組みとなっている。(神奈川県逗子市)

(2) 情報共有の頻度と判断基準

次に、情報共有の頻度について、「情報共有の判断基準を設けている」と「情報共有の判断基準を設けていない」で比較したところ、「随時」の割合は、「情報共有の判断基準を設けている」で 88.6%、「情報共有の判断基準を設けていない」で 80.0%であった。また、「情報共有の判断基準を設けていない」では、情報共有の頻度が「四半期に 1 回程度」で 4.3%、「年に 1 回程度」で 1.4%と回答されており、判断基準を設けていない場合には情報共有の頻度が低くなる傾向が確認できる。

図表 71 関連機関との相談内容に関する連携の有無



(3) 地域子育て相談機関と関係機関の双方向の情報共有・連携に向けた工夫

地域子育て相談機関は、こども家庭センター等の関係機関との連携が求められる。一方で、前節で述べたとおり、自治体と委託事業者では、「情報連携をしている」の割合に差が生じていた。これは、本制度が今後順調に広がっていくためには、課題となる点であることから、なぜ連携が必要であるかをこども家庭センターの職員と地域子育て相談機関の職員それぞれが理解いただく必要がある。また、ヒアリングでは、システムを活用し関係機関と情報共有を図る工夫が見られ、「情報共有・連携の仕組みづくり」が重要であることが示唆された。また、情報連携が進んでいる地域子育て相談機関では、連携の基準を設けている事例や相談対応を定期的に見直している事例もあったことから、「情報共有・連携の基準策定」「情報共有・連携に係る PDCA サイクルの導入」も有効である。

図表 72 地域子育て相談機関と関係機関の双方向の情報共有・連携に向けた工夫

	概要	取組例
1 情報共有・連携の仕組みづくり	会議体の設置や情報共有ツールの導入により、情報共有・連携するための仕組みを作る	- 定期的な情報共有・連携の会議体を設置する - 児童相談システム等の情報共有ツールを導入する - SNS活用に取り組む自治体も一定数存在するため、そのような事例を国の行政資料や調査研究事業の報告書に掲載する
2 情報共有・連携の基準策定	職員が情報共有・連携の判断に迷わないように、統一的な基準を策定する	情報共有・連携が進んでいる地域相談機関の情報共有・連携の基準を他相談機関に共有する
3 情報共有・連携に係るPDCAサイクルの導入	計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のサイクルを回し、連携体制を最適化する	情報共有・連携の状況を定期的に評価し、評価結果を基に改善策を講じることで、連携体制を継続的に向上させる

1-4 おわりに

子育て世帯は、核家族や地域の希薄な関係性により孤立化し、子育てに対して不安感や負担感を抱えている、困っていても地域や必要な支援とつながりにくいという現状がある。このような課題を解決するために制度化された地域子育て相談機関の今後の在り方を検討するため、本調査研究を実施した。

本調査研究を通じて、地域子育て相談機関の設置・運営における現状と課題が明らかになった。アンケート調査やヒアリング調査、検討委員会での議論を通じて、地域子育て相談機関の「体制整備の観点」「相談対応の質の観点」「情報共有・連携の充実の観点」の3つの観点が重要であることを示唆することができた。

まず、「体制整備の観点」では、地域子育て相談機関の設置が十分に進んでいない現状から、「自治体内の人員の確保」や「職員となりうる人材の不足」、「NPO 法人等の子育て機関に委託に必要な資金の不足」等が主な課題として挙げられた。これらの課題に対しては、国、都道府県、市町村がそれぞれの立場や役割から講じていくべき具体的な支援策を整理した。

次に、「相談対応の質の観点」では、職員が相談対応に課題を感じている実態が明らかになった。利用者の多様な悩みに適切に対応するためには、職員のスキル向上が不可欠である。傾聴力をはじめとする相談対応スキルの向上を目的とした研修やスーパーバイズの実施、相談対応プロセスの改善が必要であり、これらを継続的に実施する仕組みづくりが重要である。

さらに、「情報共有・連携の充実の観点」では、自治体内での情報共有は一定程度進んでいるものの、関係機関との連携にはさらなる改善の余地があることが明らかになり、情報共有・連携の仕組みづくりや基準の策定、PDCA サイクルの導入等を通じて、双方向の情報共

有を強化することが求められることが示唆された。

以上のように、地域子育て相談機関の実態把握のための調査を進め、そこで明らかになった課題について分析し、工夫や解決策を示唆するとともに、望ましい地域子育て相談機関の在り方について考察してきた。今後、地域子育て相談機関が、利用者にとってさらに身近な相談機関として、ポピュレーションアプローチを実現していくためには、地域を基盤としたソーシャルワーク機能が必要になってくるのではないだろうか。ソーシャルワークの 8 つの機能としては、「広範なニーズへの対応」「本人の解決能力の向上」「連携と協働」「個と地域の一体的支援」「予防的支援」「支援困難事例への対応」「権利擁護活動」「ソーシャルアクション」が挙げられており、このようなソーシャルワークの分野で通底している概念が浸透することも欠かせないだろう。「支援困難事例への対応」が含まれるように、8 つの機能を基盤とすることにより、地域子育て相談機関がポピュレーションアプローチと共に、こども家庭センターを代表とする地域の資源と連携しつつハイリスクアプローチ機能を備えることとなる。

ハイリスクアプローチを含めたポピュレーションアプローチを展開できるようにするためには、地域子育て相談機関における職員の人材育成や関係機関との連携強化、を進めることも期待したい。

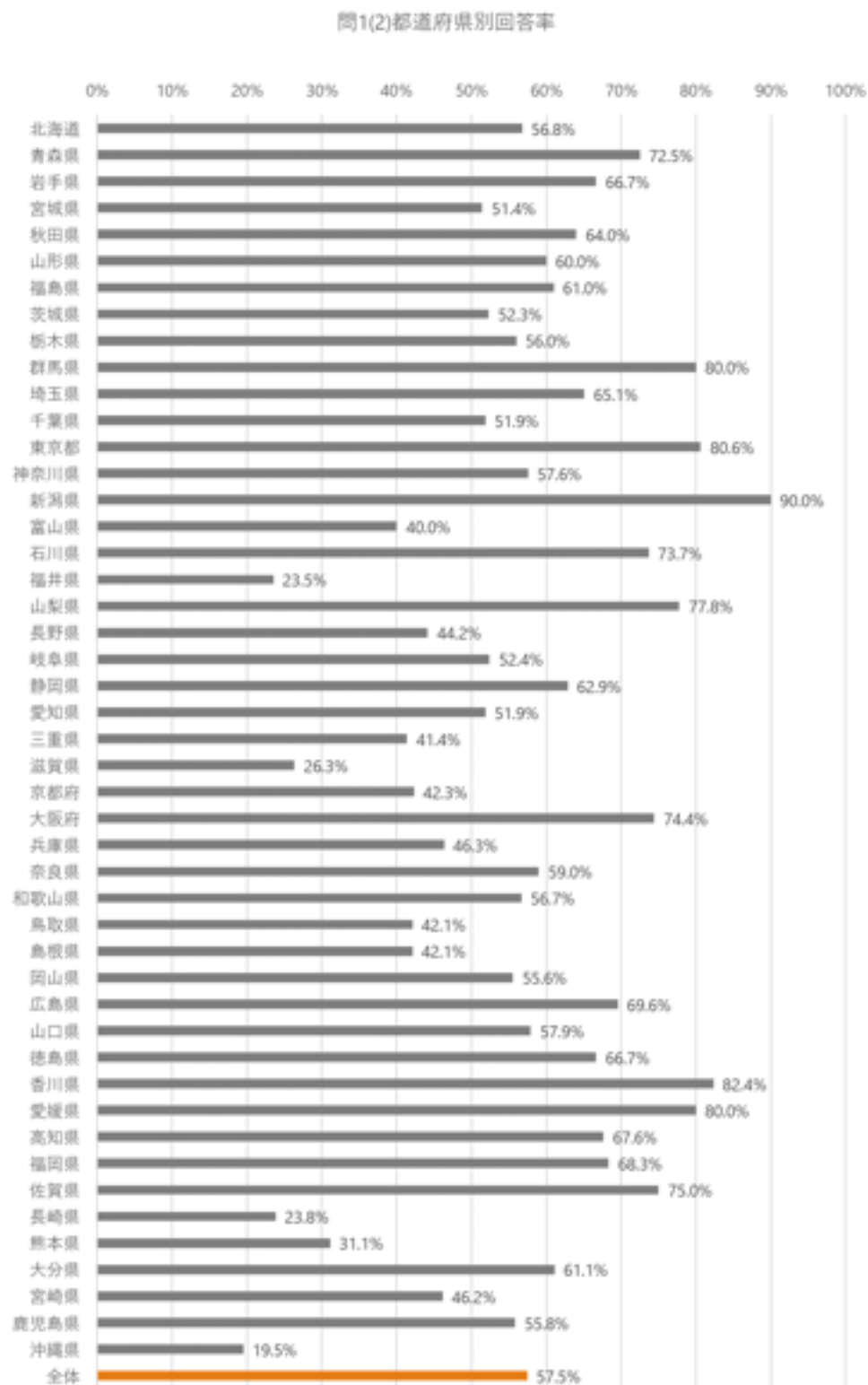
最後に、地域子育て相談機関では、子育て世帯が気軽に相談できる場を提供し、子育てに関する悩みや不安を解消するためのサポートを行っている。例えば、子育てのちょっとした困りごとや、地域の子育て資源の紹介、親同士の交流の場の提供等、利用者にとって具体的なメリットが多くある。子育てに関する何らかのリスクを抱えた子育て家庭は早期に支援につながることができ、あるいは専門の機関を紹介されることにより、リスクの軽減に至ることも期待できる。地域子育て相談機関を利用することで、子育ての負担が軽減され、親が安心して子育てに向き合える環境が整い、その結果として、親子の関係が良好になり、こどもの健全な発達が促されるとともに、虐待の未然防止にもつながる。これらの取り組みそのものが子育てにやさしい街づくりに貢献することが期待できる。本調査研究の成果が、その実現に役立つことを期待し、結びとしたい。

参考資料①

アンケート調査 単純集計結果

質問１ 貴施設の基本情報についてお伺いします。

(２) 貴施設が所属する①都道府県名・②市町村名をご記入ください。

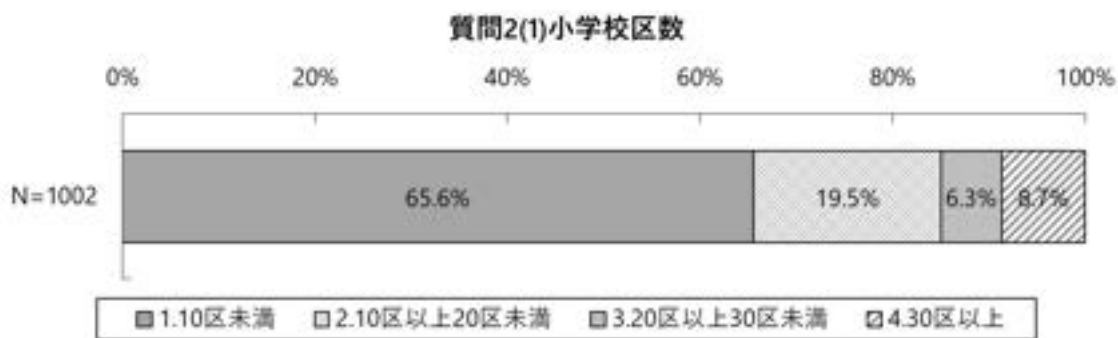


都道府県	回答数	自治体数	回答率
北海道	105	179	58.7%
青森県	29	40	72.5%
岩手県	22	33	66.7%
宮城県	18	35	51.4%
秋田県	16	25	64.0%
山形県	21	35	60.0%
福島県	36	59	61.0%
茨城県	23	44	52.3%
栃木県	14	25	56.0%
群馬県	28	35	80.0%
埼玉県	41	63	65.1%
千葉県	28	54	51.9%
東京都	50	62	80.6%
神奈川県	19	33	57.6%
新潟県	27	30	90.0%
富山県	6	15	40.0%
石川県	14	19	73.7%
福井県	4	17	23.5%
山梨県	21	27	77.8%
長野県	34	77	44.2%
岐阜県	22	42	52.4%
静岡県	22	35	62.9%
愛知県	28	54	51.9%
三重県	12	29	41.4%
滋賀県	5	19	26.3%

都道府県	回答数	自治体数	回答率
京都府	11	26	42.3%
大阪府	32	43	74.4%
兵庫県	20	41	48.8%
奈良県	23	39	59.0%
和歌山県	17	30	56.7%
鳥取県	8	19	42.1%
島根県	8	19	42.1%
岡山県	15	27	55.6%
広島県	16	23	69.6%
山口県	11	19	57.9%
徳島県	16	24	66.7%
香川県	14	17	82.4%
愛媛県	16	20	80.0%
高知県	23	34	67.6%
福岡県	41	60	68.3%
佐賀県	15	20	75.0%
長崎県	5	21	23.8%
熊本県	14	45	31.1%
大分県	11	18	61.1%
宮崎県	12	26	46.2%
鹿児島県	24	43	55.8%
沖縄県	9	41	22.0%
全体	1,006	1,741	57.8%

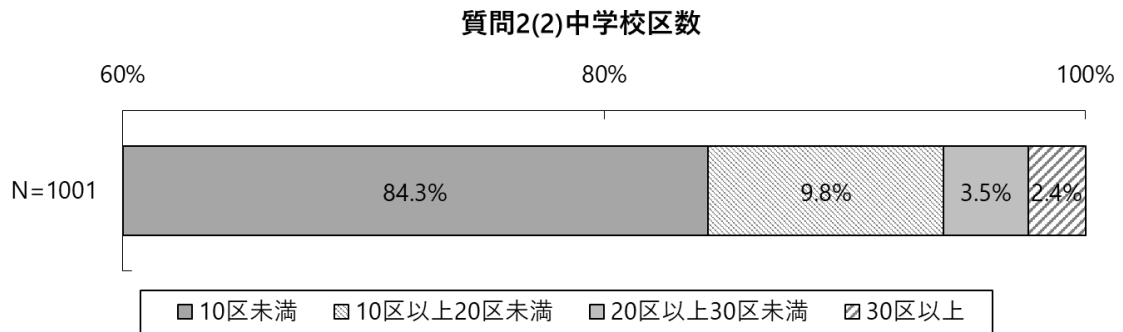
質問 2

(1) 貴自治体の小学校区数をご記入ください。



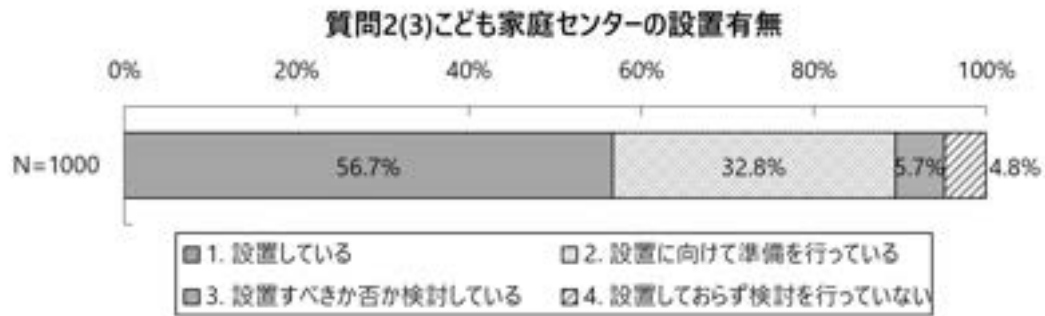
	回答数	割合
	N=1, 002	N=1, 002
10 区未満	657	65. 6%
10 区以上 20 区未満	195	19. 5%
20 区以上 30 区未満	63	6. 3%
30 区以上	87	8. 7%
総計	1, 002	100%

(2) 貴自治体の中学校区数をご記入ください。



	回答数	割合
	N=1,001	N=1,001
10 区未満	844	84.3%
10 区以上 20 区未満	98	9.8%
20 区以上 30 区未満	35	3.5%
30 区以上	24	2.4%
総計	1,001	100%

(3) こども家庭センターの設置有無について、当てはまるものを一つお選びください。



	回答数	割合
	N=1,000	N=1,000
1. 設置している	567	56.7%
2. 設置に向けて準備を行っている	328	32.8%
3. 設置すべきか否か検討している	57	5.7%
4. 設置しておらず検討を行っていない	48	4.8%
総計	1,000	100%

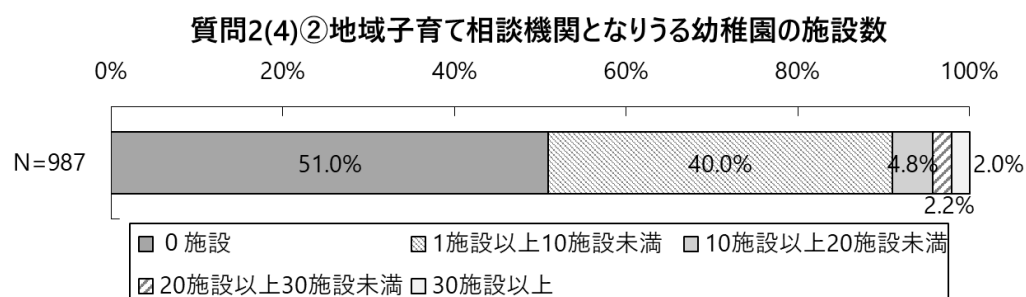
（４）地域子育て相談機関設置運営要綱では、地域子育て相談機関の実施場所の例が下表のとおり記載されています。設置運営要綱に示された各施設について、貴自治体内に所在する施設数をご記入ください。該当施設が無い場合は“0”とご記入ください。

①保育所



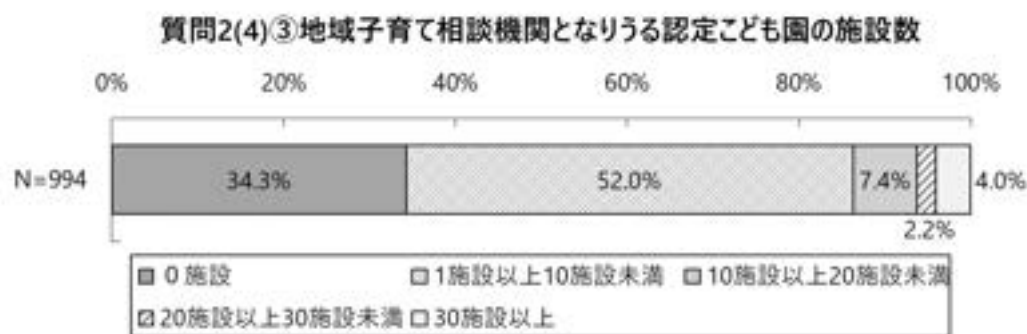
	回答数	割合
	N=993	N=993
0 施設	271	27.3%
1 施設以上 10 施設未満	447	45.0%
10 施設以上 20 施設未満	125	12.6%
20 施設以上 30 施設未満	45	4.5%
30 施設以上	105	10.6%
総計	993	100%

②幼稚園



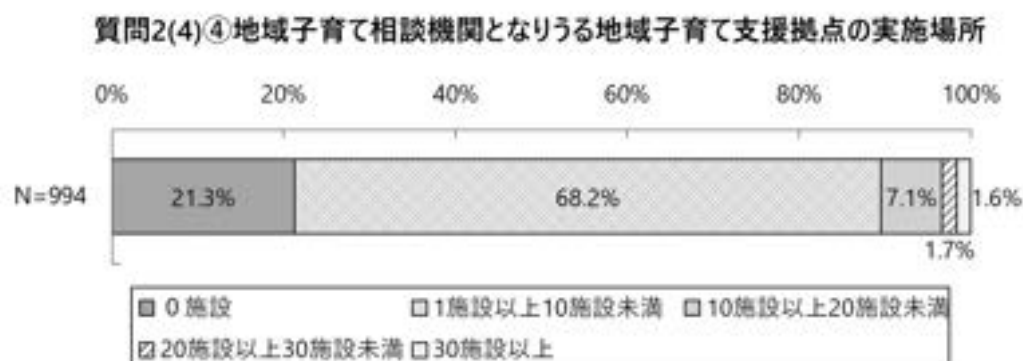
	回答数	割合
	N=987	N=987
0 施設	503	51.0%
1 施設以上 10 施設未満	395	40.0%
10 施設以上 20 施設未満	47	4.8%
20 施設以上 30 施設未満	22	2.2%
30 施設以上	20	2.0%
総計	987	100%

③認定こども園



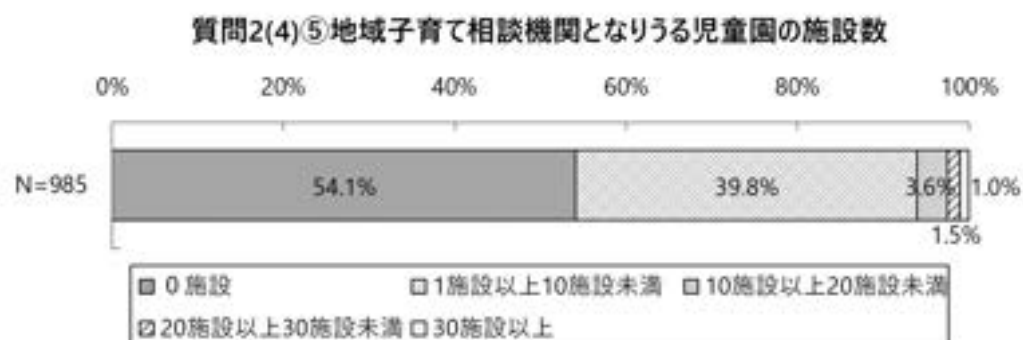
	回答数	割合
	N=994	N=994
0 施設	341	34.3%
1 施設以上 10 施設未満	517	52.0%
10 施設以上 20 施設未満	74	7.4%
20 施設以上 30 施設未満	22	2.2%
30 施設以上	40	4.0%
総計	994	100%

④地域子育て支援拠点事業の実施場所



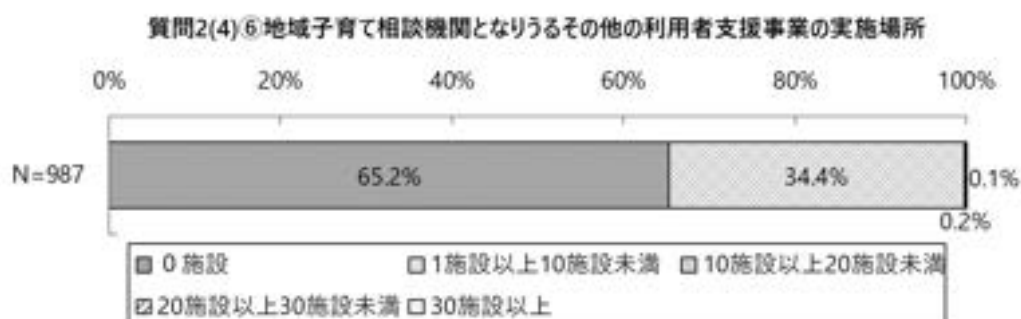
	回答数	割合
	N=994	N=994
0 施設	212	21.3%
1 施設以上 10 施設未満	678	68.2%
10 施設以上 20 施設未満	71	7.1%
20 施設以上 30 施設未満	17	1.7%
30 施設以上	16	1.6%
総計	994	100%

⑤児童園



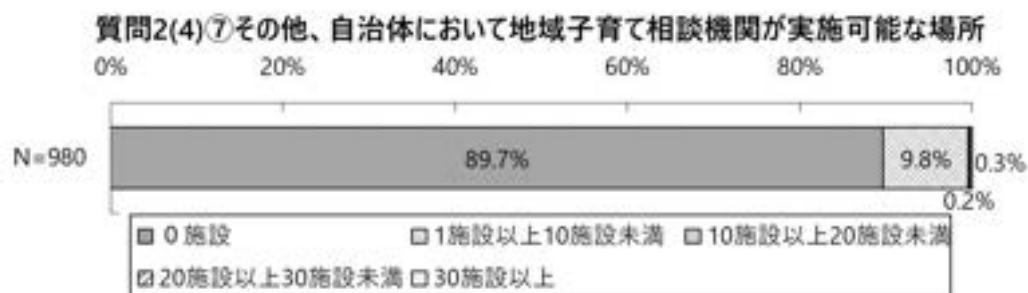
	回答数	割合
	N=985	N=985
0 施設	533	54.1%
1 施設以上 10 施設未満	392	39.8%
10 施設以上 20 施設未満	35	3.6%
20 施設以上 30 施設未満	15	1.5%
30 施設以上	10	1.0%
総計	985	100%

⑥上記以外の利用者支援事業の実施場所



	回答数	割合
	N=987	N=987
0 施設	644	65.2%
1 施設以上 10 施設未満	340	34.4%
10 施設以上 20 施設未満	2	0.2%
20 施設以上 30 施設未満	1	0.1%
30 施設以上	0	0.0%
総計	987	100%

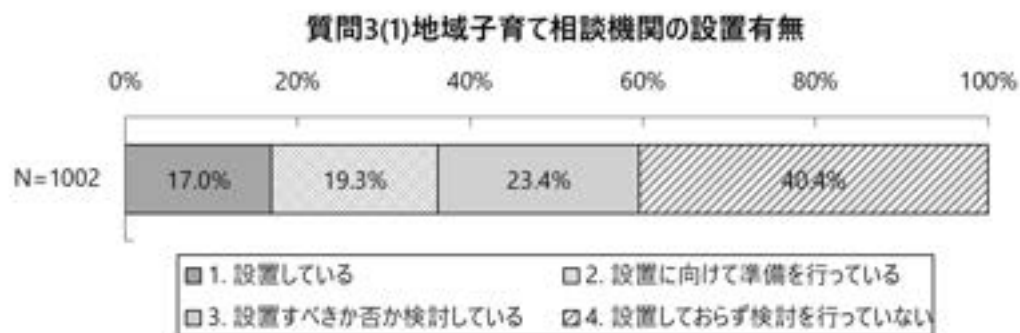
⑦その他、貴自治体において地域子育て相談機関が実施可能な場所



	回答数	割合
	N=980	N=980
0 施設	879	89.7%
1 施設以上 10 施設未満	96	9.8%
10 施設以上 20 施設未満	2	0.2%
20 施設以上 30 施設未満	0	0.0%
30 施設以上	3	0.3%
総計	980	100%

質問3

(1) 地域子育て相談機関の設置有無について、当てはまるものを一つお選びください。



	回答数	割合
	N=1,002	N=1,002
1. 設置している	170	17.0%
2. 設置に向けて準備を行っている	193	19.3%
3. 設置すべきか否か検討している	234	23.4%
4. 設置しておらず検討を行っていない	405	40.4%
総計	1,002	100%

（２）質問 3-1 にて 2 とご回答された方にお伺いします。地域子育て相談機関の設置予定時期について、当てはまるものを一つお選びください。



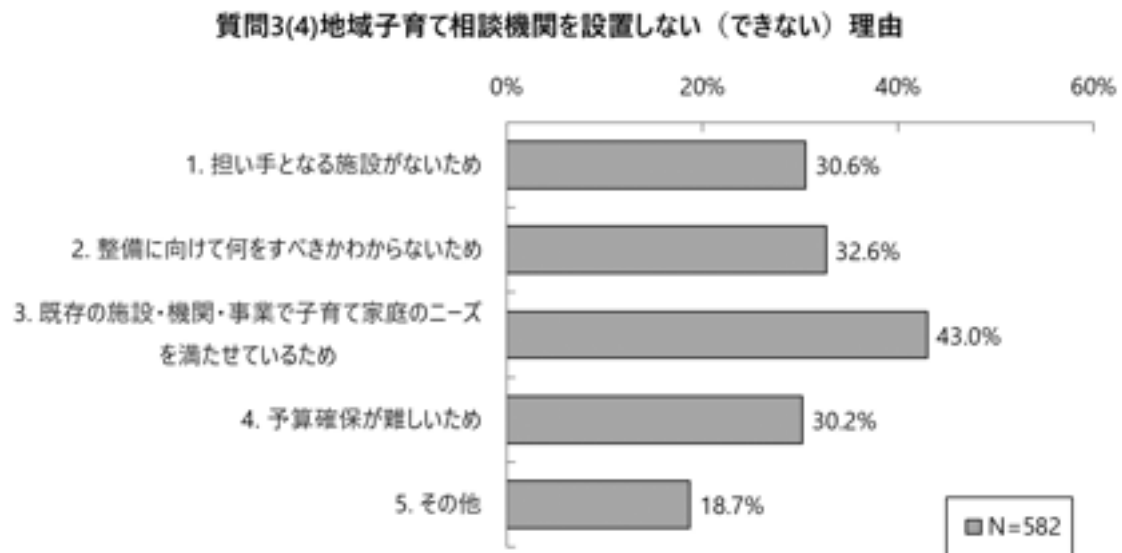
	回答数	割合
	N=193	N=193
1. 2024 年度中	8	4. 1%
2. 2025 年度中	96	49. 7%
3. 2026 年度以降	54	28. 0%
4. 未定	35	18. 1%
総計	193	100%

（３）貴自治体の子ども子育て支援事業計画における、地域子育て相談機関の設置に関する記載の有無について、当てはまるものを一つお選びください。



	回答数	割合
	N=1,001	N=1,001
1. ある	266	26.6%
2. ない	735	73.4%
総計	1,001	100%

（４）質問 3-1 にて 3 または 4 とご回答された方にお伺いします。地域子育て相談機関を設置しない（できない）理由について、当てはまるものを全てお選びください。



	回答数	割合
	N=582	N=582
1. 担い手となる施設がないため	178	30.6%
2. 整備に向けて何をすべきかわからないため	190	32.6%
3. 既存の施設・機関・事業で子育て家庭のニーズを満たしているため	250	43.0%
4. 予算確保が難しいため	176	30.2%
5. その他	109	18.7%

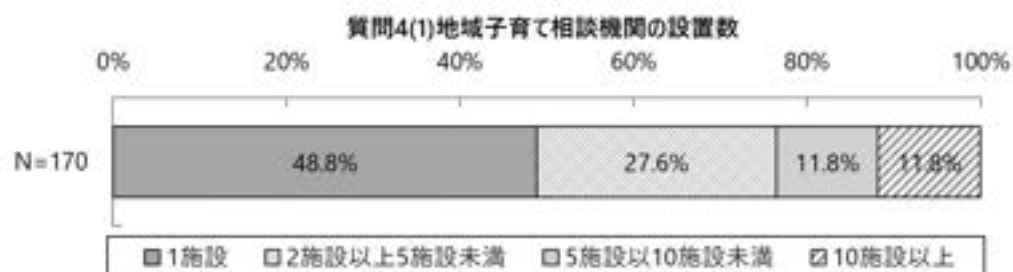
(5) 質問 3-4 にて回答された選択肢の中で、地域子育て相談機関を設置しない（できない）理由に最も当てはまるものを一つお選びください。



	回答数	割合
	N=580	N=580
1. 担い手となる施設がないため	112	19.3%
2. 整備に向けて何をすべきかわからないため	98	16.9%
3. 既存の施設・機関・事業で子育て家庭のニーズを満たしているため	229	39.5%
4. 予算確保が難しいため	61	10.5%
5. その他	80	13.8%
総計	580	100%

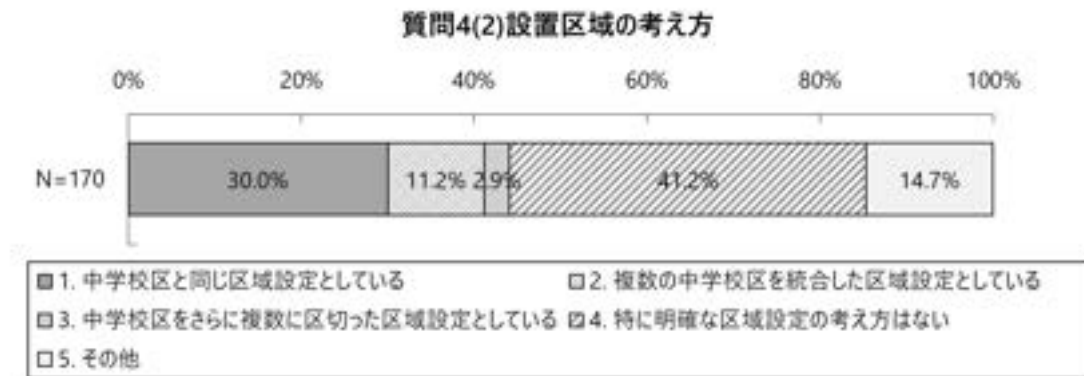
質問 4

(1) 地域子育て相談機関の設置数をご記入ください。



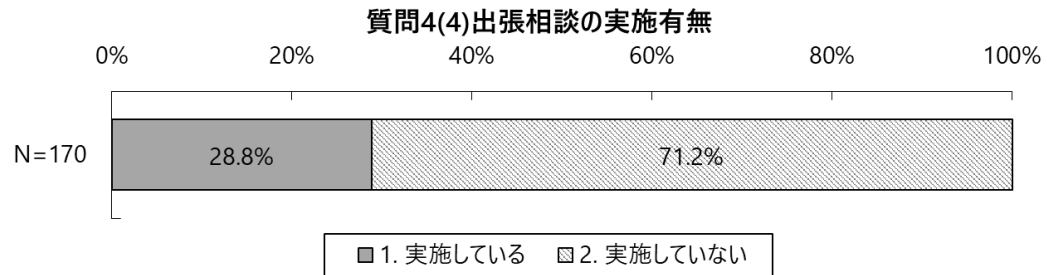
	回答数	割合
	N=170	N=170
1 施設	83	48. 8%
2 施設以上 5 施設未満	47	27. 6%
5 施設以 10 施設未満	20	11. 8%
10 施設以上	20	11. 8%
総計	170	100%

(2) 貴自治体における設置区域の考え方について、当てはまるものを一つお選びください。



	回答数	割合
	N=170	N=170
1. 中学校区と同じ区域設定としている	51	30.0%
2. 複数の中学校区を統合した区域設定としている	19	11.2%
3. 中学校区をさらに複数の区切った区域設定としている	5	2.9%
4. 特に明確な区域設定の考え方はない	70	41.2%
5. その他	25	14.7%
総計	170	100%

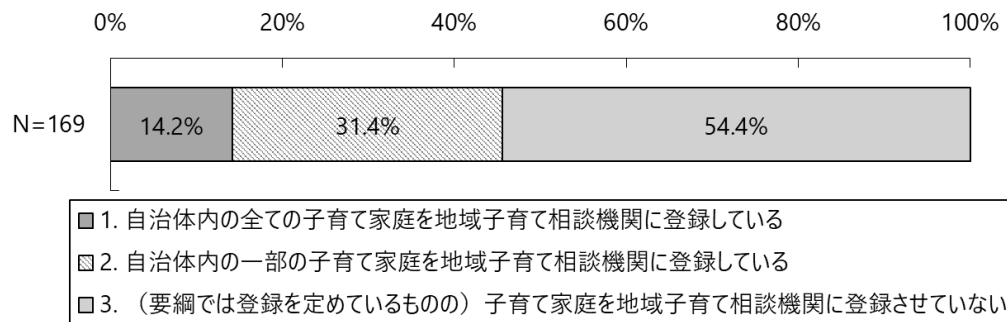
（４）地域子育て相談機関における出張相談の実施有無について、当てはまるものを一つお選びください。



	回答数	割合
	N=170	N=170
1. 実施している	49	28.8%
2. 実施していない	121	71.2%
総計	170	100%

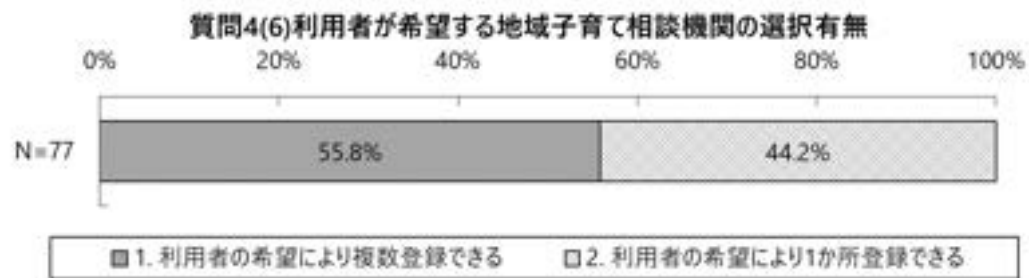
(5) 地域子育て相談機関における出張相談の実施有無について、当てはまるものを一つお選びください。

質問4(5)地域子育て相談機関への家庭の登録の有無



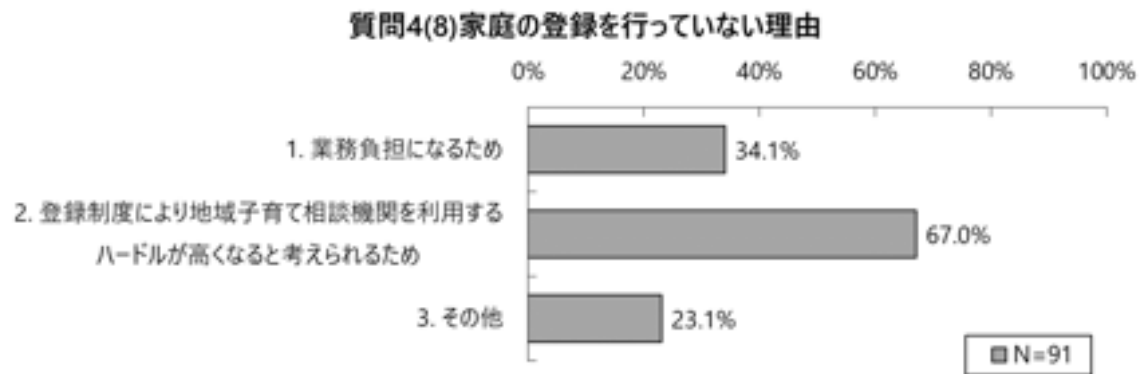
	回答数	割合
	N=169	N=169
1. 自治体内の全ての子育て家庭を地域子育て相談機関に登録している	24	14.2%
2. 自治体内の一部の子育て家庭を地域子育て相談機関に登録している	53	31.4%
3. (要綱では登録を定めているものの) 子育て家庭を地域子育て相談機関に登録させていない	92	54.4%
総計	169	100%

(6) 質問 4-5 にて 1 または 2 とご回答された方にお伺いします。利用者が希望する地域子育て相談機関の選択有無について、当てはまるものを一つお選びください。



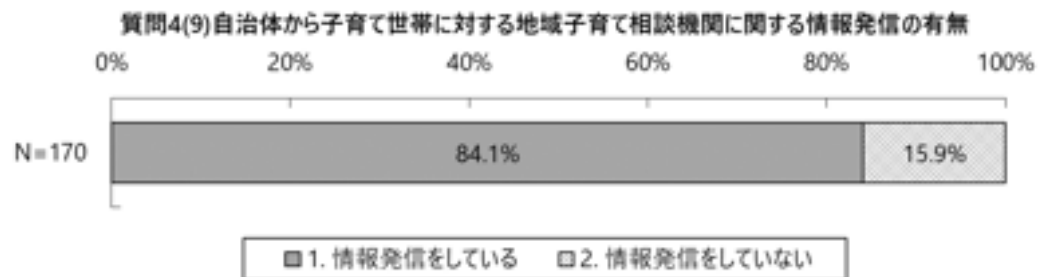
	回答数	割合
	N=77	N=77
1. 利用者の希望により複数登録できる	43	55.8%
2. 利用者の希望により1か所登録できる	34	44.2%
総計	77	100%

（８）質問 4-5 にて 3 とご回答された方にお伺いします。登録させていない理由や課題について、当てはまるものを全てお選びください。



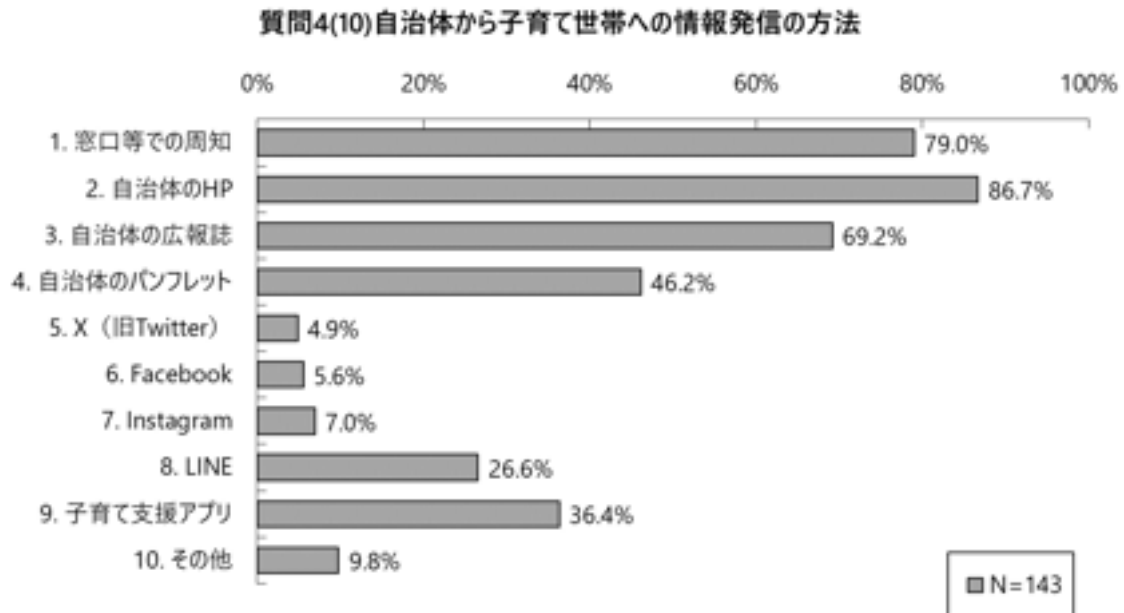
	回答数	割合
	N=91	N=91
1. 業務負担になるため	31	34.1%
2. 登録制度により地域子育て相談機関を利用するハードルが高くなると考えられるため	61	67.0%
3. その他	21	23.1%

（９）自治体から子育て世帯に対する地域子育て相談機関に関する情報発信の有無について、当てはまるものを一つお選びください。



	回答数	割合
	N=170	N=170
1. 情報発信をしている	143	84.1%
2. 情報発信をしていない	27	15.9%
総計	170	100%

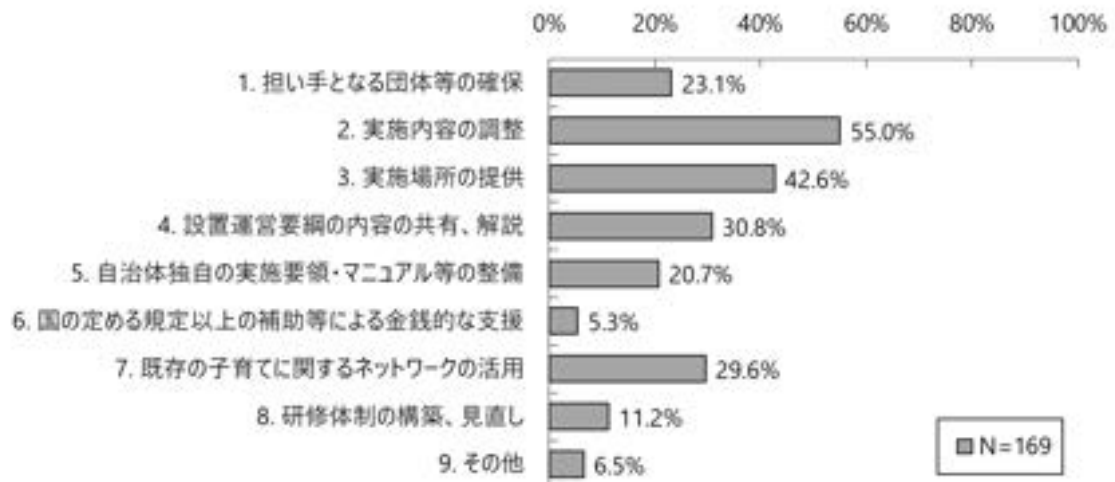
（１０）質問 4-9 にて 1 とご回答された方にお伺いします。自治体から子育て世帯への情報発信の方法について、当てはまるものを全てお選びください。



	回答数	割合
	N=143	N=143
1. 窓口等での周知	113	79.0%
2. 自治体のHP	124	86.7%
3. 自治体の広報誌	99	69.2%
4. 自治体のパンフレット	66	46.2%
5. X (旧 Twitter)	7	4.9%
6. Facebook	8	5.6%
7. Instagram	10	7.0%
8. LINE	38	26.6%
9. 子育て支援アプリ	52	36.4%
10. その他	14	9.8%

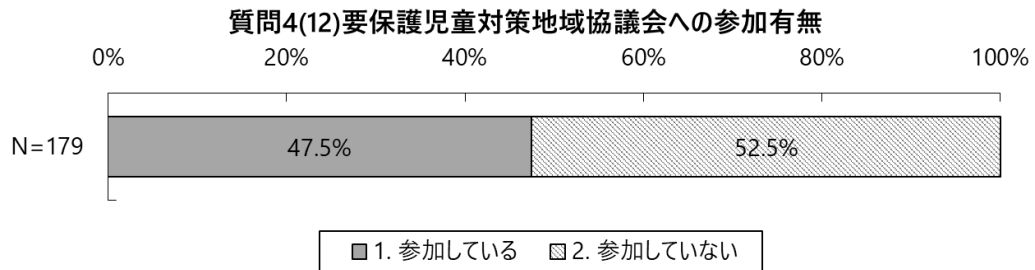
(1 1) 地域子育て相談機関設置にあたり自治体が行った内容について、当てはまるものを全てお選びください。

質問4(11)地域子育て相談機関設置にあたり自治体が行った内容



	回答数	割合
	N=169	N=169
1. 担い手となる団体等の確保	39	23.1%
2. 実施内容の調整	93	55.0%
3. 実施場所の提供	72	42.6%
4. 設置運営要綱の内容の共有、解説	52	30.8%
5. 自治体独自の実施要領・マニュアル等の整備	35	20.7%
6. 国の定める規定以上の補助等による金銭的な支援	9	5.3%
7. 既存の子育てに関するネットワークの活用	50	29.6%
8. 研修体制の構築、見直し	19	11.2%
9. その他	11	6.5%

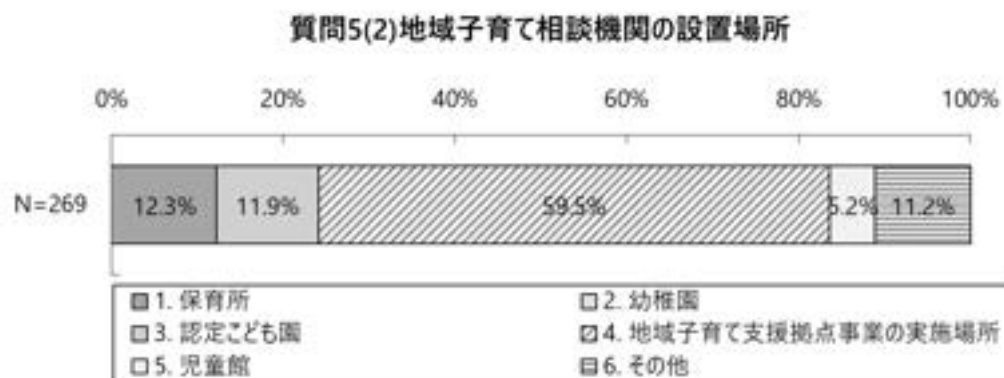
(12) 地域子育て相談機関またはその運営団体の要保護児童対策地域協議会への参加有無について、当てはまるものを全てお選びください。



	回答数	割合
	N=179	N=179
1. 参加している	85	47.5%
2. 参加していない	94	52.5%
総計	179	100%

質問 5

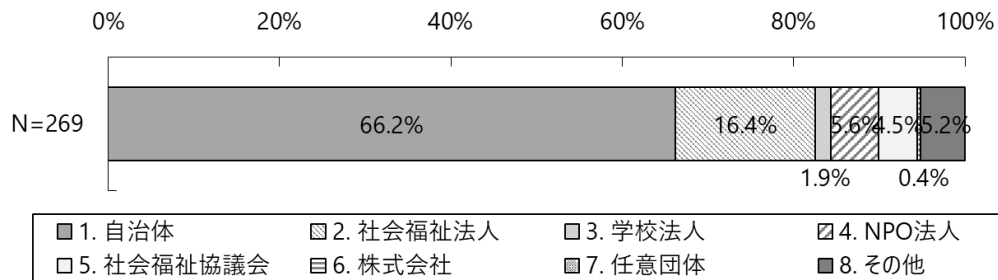
(2) 地域子育て相談機関の設置場所について、当てはまるものを一つお選びください。



	回答数	割合
	N=269	N=269
1. 保育所	33	12.3%
2. 幼稚園	0	0.0%
3. 認定こども園	32	11.9%
4. 地域子育て支援拠点事業の実施場所	160	59.5%
5. 児童館	14	5.2%
6. その他	30	11.2%
総計	269	100%

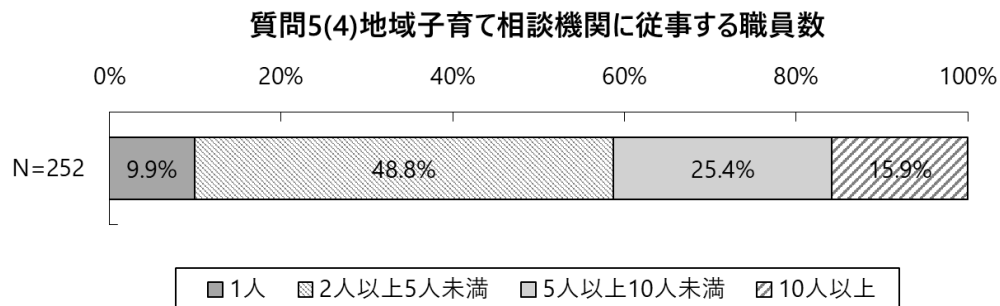
(3) 地域子育て相談機関の設置場所について、当てはまるものを一つお選びください。

質問5(3)地域子育て相談機関の実施団体の種別



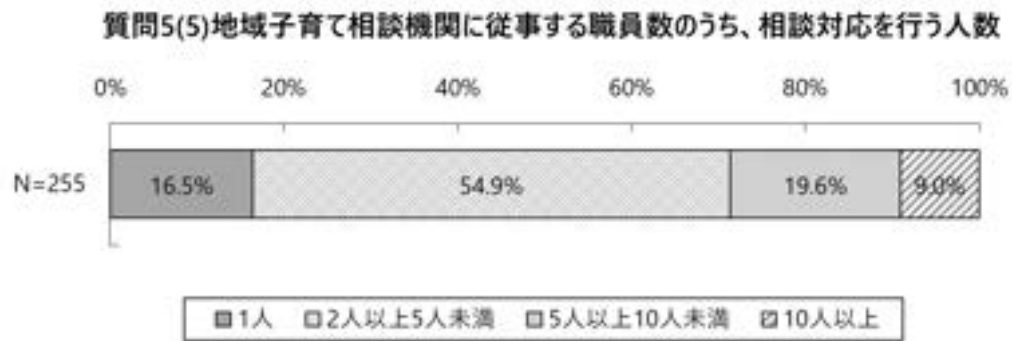
	回答数	割合
	N=269	N=269
1. 自治体	178	66.2%
2. 社会福祉法人	44	16.4%
3. 学校法人	5	1.9%
4. NPO 法人	15	5.6%
5. 社会福祉協議会	12	4.5%
6. 株式会社	1	0.4%
7. 任意団体	0	0.0%
8. その他	14	5.2%
総計	269	100%

(4) 地域子育て相談機関に従事する職員数をご記入ください。



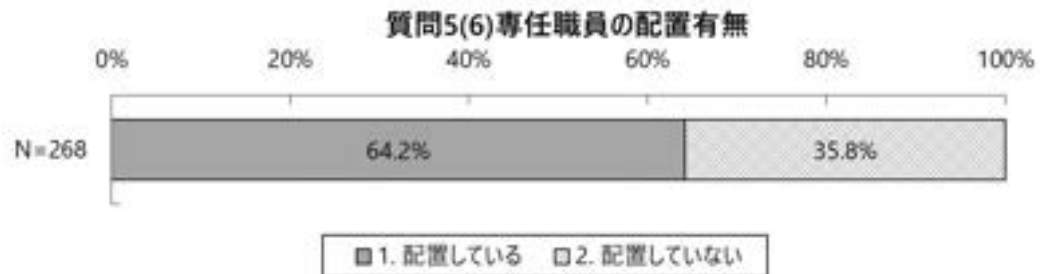
	回答数	割合
	N=252	N=252
1 人	25	9. 9%
2 人以上 5 人未満	123	48. 8%
5 人以上 10 人未満	64	25. 4%
10 人以上	40	15. 9%
総計	252	100%

(5) 地域子育て相談機関に従事する職員数のうち、相談対応を行う人数をご記入ください。



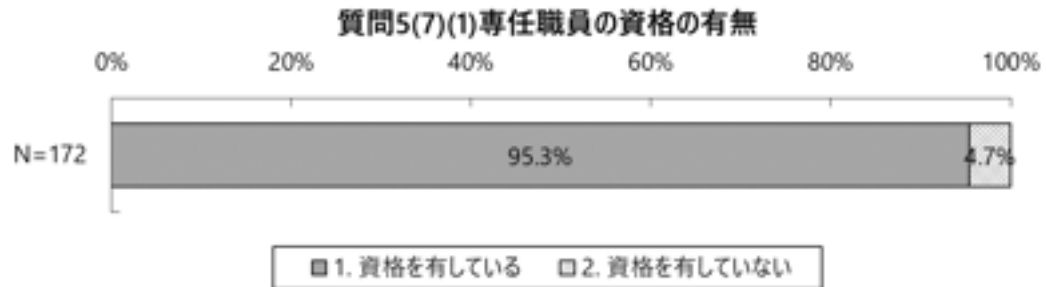
	回答数	割合
	N=255	N=255
1 人	42	16. 5%
2 人以上 5 人未満	140	54. 9%
5 人以上 10 人未満	50	19. 6%
10 人以上	23	9. 0%
総計	255	100. 0%

(6) 専任職員の配置有無について、当てはまるものを一つお選びください。



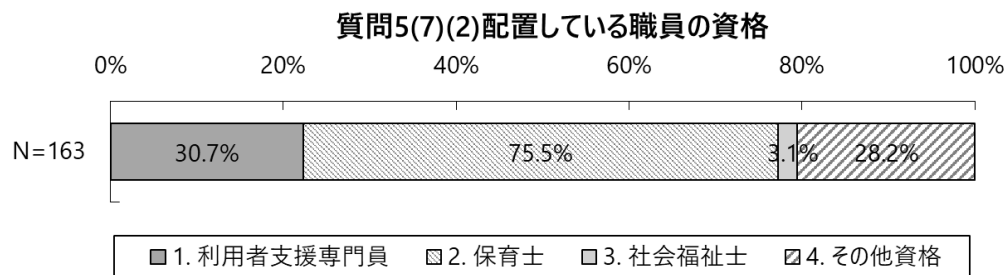
	回答数	割合
	N=268	N=268
1. 配置している	172	64. 2%
2. 配置していない	96	35. 8%
総計	268	100%

(7) (1) 専任職員の資格有無について、当てはまるものを一つお選びください。



	回答数	割合
	N=172	N=172
1. 資格を有している	164	95.3%
2. 資格を有していない	8	4.7%
総計	172	100%

(7) (2) (1)で「資格を有している」と回答された方にお伺いします。配置している職員の資格に当てはまるものを全てお選びください。



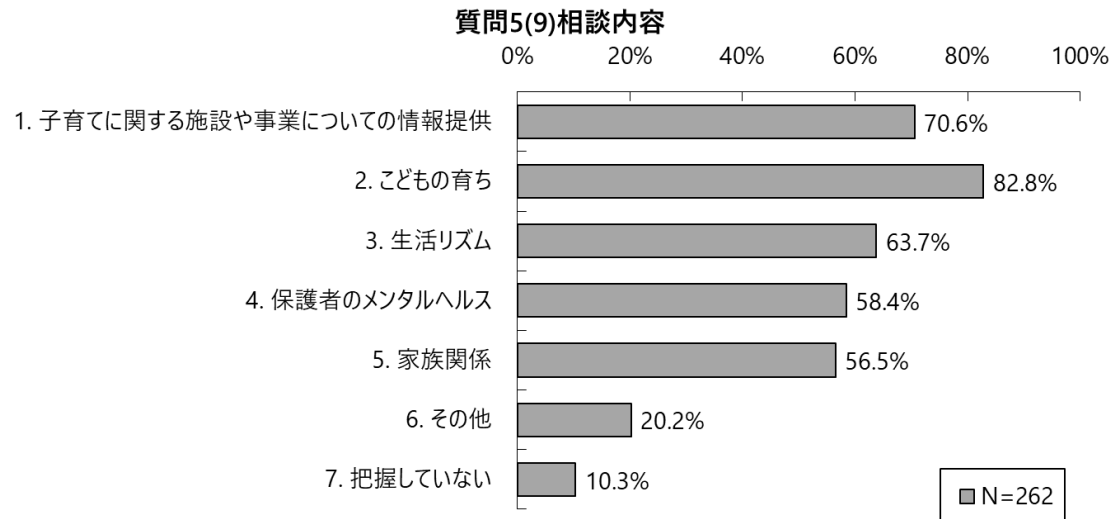
	回答数	割合
	N=163	N=163
1. 利用者支援専門員	50	30.7%
2. 保育士	123	75.5%
3. 社会福祉士	5	3.1%
4. その他資格	46	28.2%

(8) 令和6年9月1か月間の相談対応件数をご記入ください。



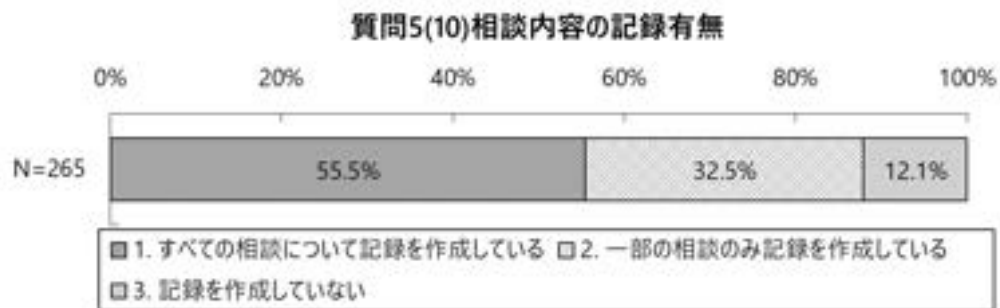
	回答数	割合
	N=229	N=229
0 件	43	18. 8%
1 件以上 10 件未満	92	40. 2%
10 件以上 20 件未満	39	17. 0%
30 件以上	55	24. 0%
総計	229	100%

(9) 相談内容について、当てはまるものを全てお選びください。



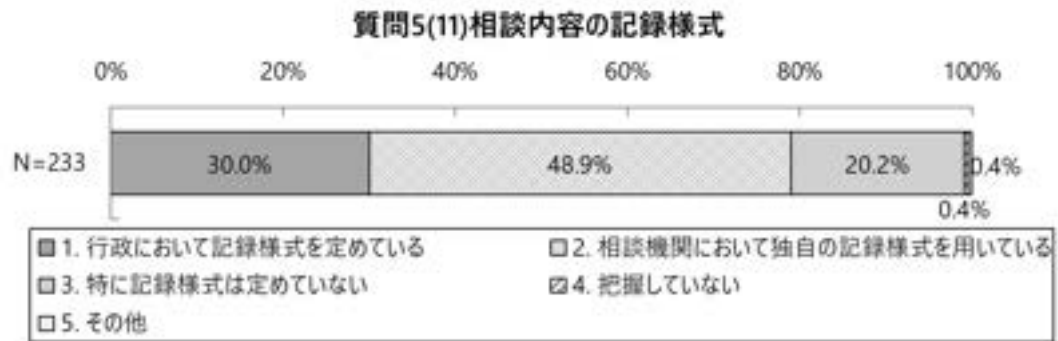
	回答数	割合
	N=262	N=262
1. 子育てに関する施設や事業についての情報提供	185	70.6%
2. こどもの育ち	217	82.8%
3. 生活リズム	167	63.7%
4. 保護者のメンタルヘルス	153	58.4%
5. 家族関係	148	56.5%
6. その他	53	20.2%
7. 把握していない	27	10.3%

(10) 相談内容の記録有無について、当てはまるものを一つお選びください。



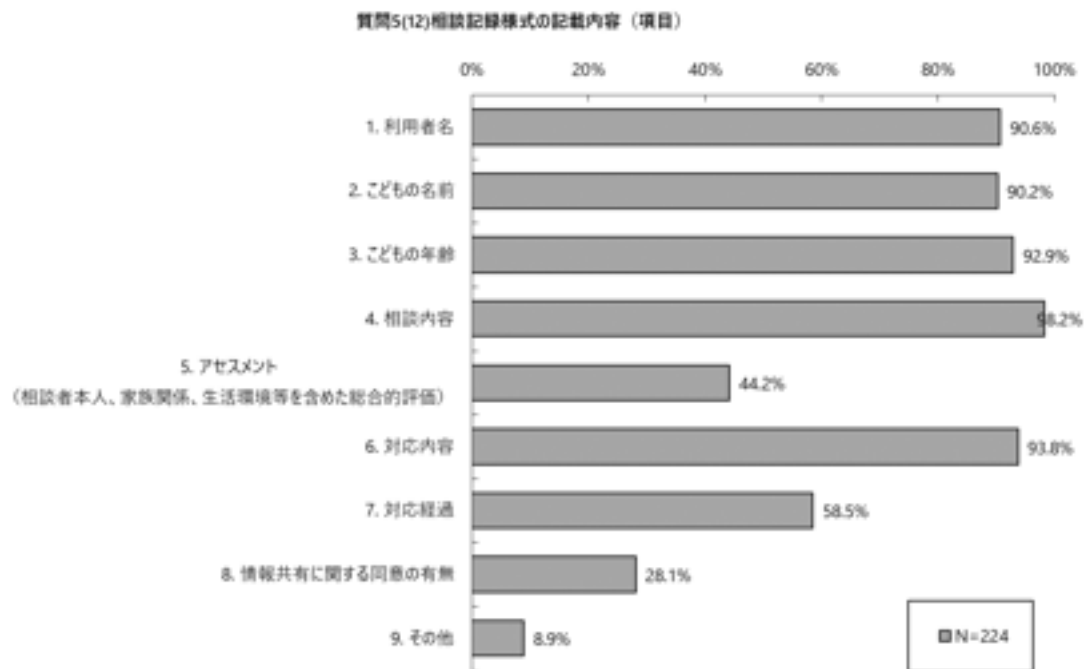
	回答数	割合
	N=265	N=265
1. すべての相談について記録を作成している	147	55. 5%
2. 一部の相談のみ記録を作成している	86	32. 5%
3. 記録を作成していない	32	12. 1%
総計	265	100%

(11) 質問 5-10 にて 1 または 2 とご回答された方にお伺いします。相談内容の記録様式について、当てはまるものを一つお選びください。



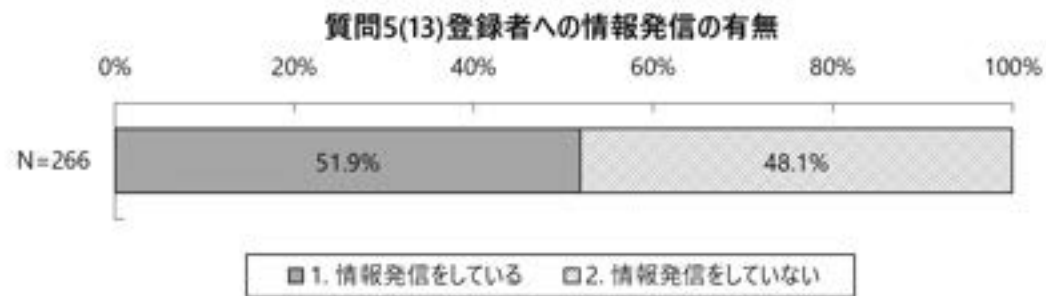
	回答数	割合
	N=233	N=233
1. 行政において記録様式を定めている	70	30.0%
2. 相談機関において独自の記録様式を用いている	114	48.9%
3. 特に記録様式は定めていない	47	20.2%
4. 把握していない	1	0.4%
5. その他	1	0.4%
総計	233	100%

(12) 質問 5-10 にて 1 または 2 とご回答された方にお伺いします。相談内容の記録様式について、当てはまるものを一つお選びください。



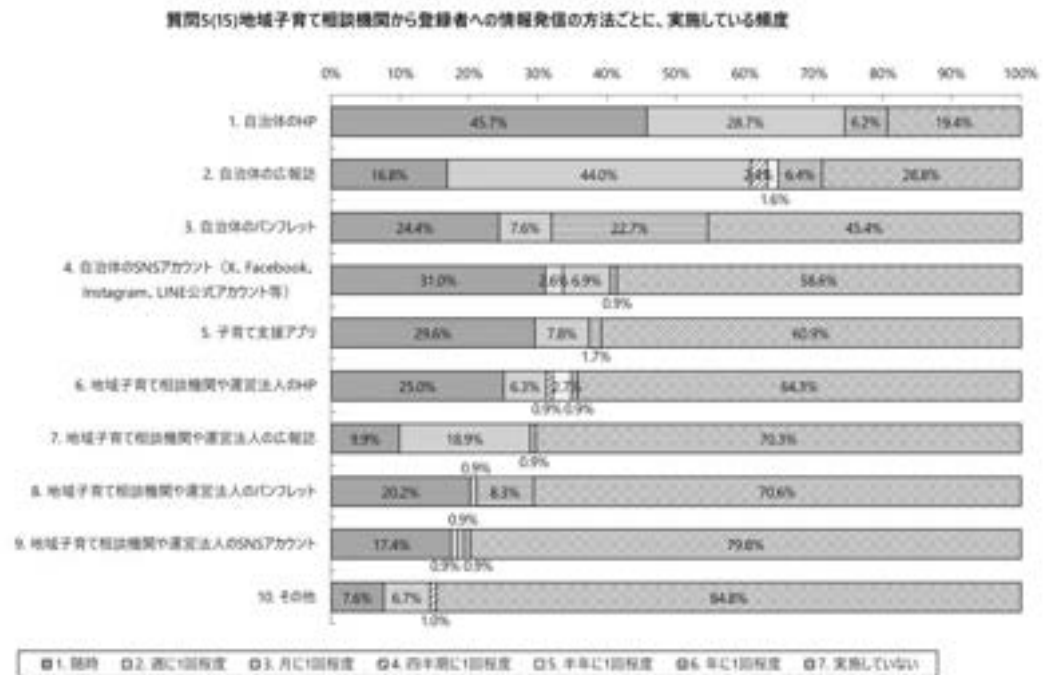
	回答数	割合
	N=224	N=224
1. 利用者名	203	90.6%
2. こどもの名前	202	90.2%
3. こどもの年齢	208	92.9%
4. 相談内容	220	98.2%
5. アセスメント (相談者本人、家族関係、生活環境等を含めた総合的評価)	99	44.2%
6. 対応内容	210	93.8%
7. 対応経過	131	58.5%
8. 情報共有に関する同意の有無	63	28.1%
9. その他	20	8.9%

(13) 地域子育て相談機関から登録者への情報発信の有無について、当てはまるものをお選びください。



	回答数	割合
	N=266	N=266
1. 情報発信をしている	138	51.9%
2. 情報発信をしていない	128	48.1%
総計	266	100%

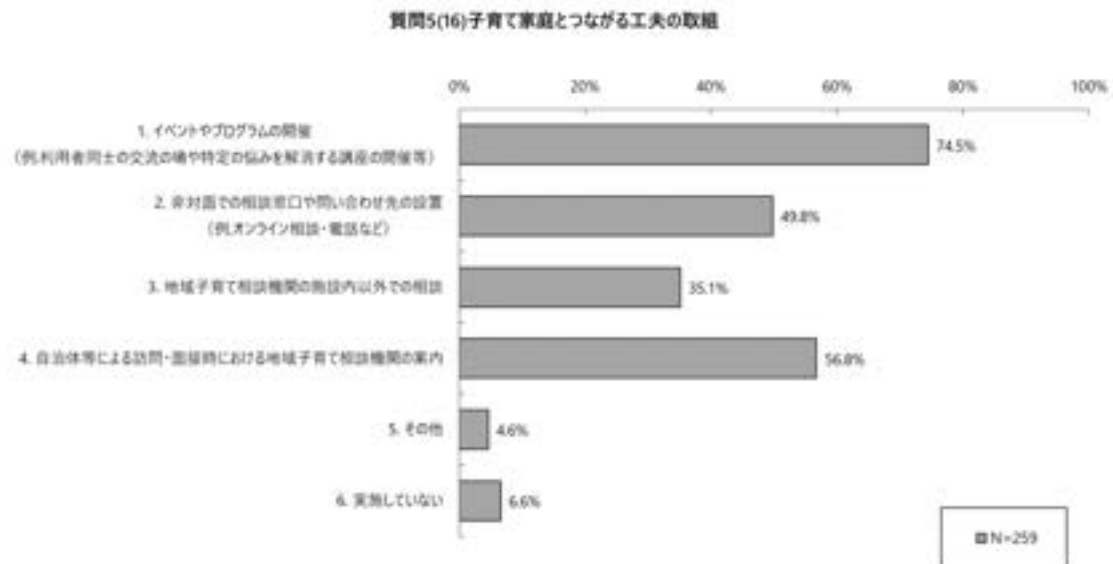
（１５）質問 5-13 にて 1 とご回答された方にお伺いします。地域子育て相談機関から登録者への情報発信の方法ごとに、実施している頻度として当てはまるものを一つお答えください。実施していないものは「7. 実施していない」をお選びください。



	回答数									
	1. 自治体のHP	2. 自治体の広報誌	3. 自治体のパンフレット	4. 自治体のSNSアカウント（X、Facebook、Instagram、LINE公式アカウント等）	5. 子育て支援アプリ	6. 地域子育て相談機関や運営法人のHP	7. 地域子育て相談機関や運営法人の広報誌	8. 地域子育て相談機関や運営法人のパンフレット	9. 地域子育て相談機関や運営法人のSNSアカウント	10. その他
	N=129	N=125	N=119	N=116	N=115	N=112	N=111	N=109	N=109	N=105
1. 随時	59	21	29	36	34	28	11	22	19	8
2. 週に1回程度	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0
3. 月に1回程度	37	55	9	8	9	7	21	1	1	7
4. 四半期に1回程度	0	3	0	0	0	1	0	0	0	1
5. 半年に1回程度	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0
6. 年に1回程度	8	8	27	1	2	1	1	9	1	0
7. 実施していない	25	36	54	68	70	72	78	77	87	89
総計	129	125	119	116	115	112	111	109	109	105

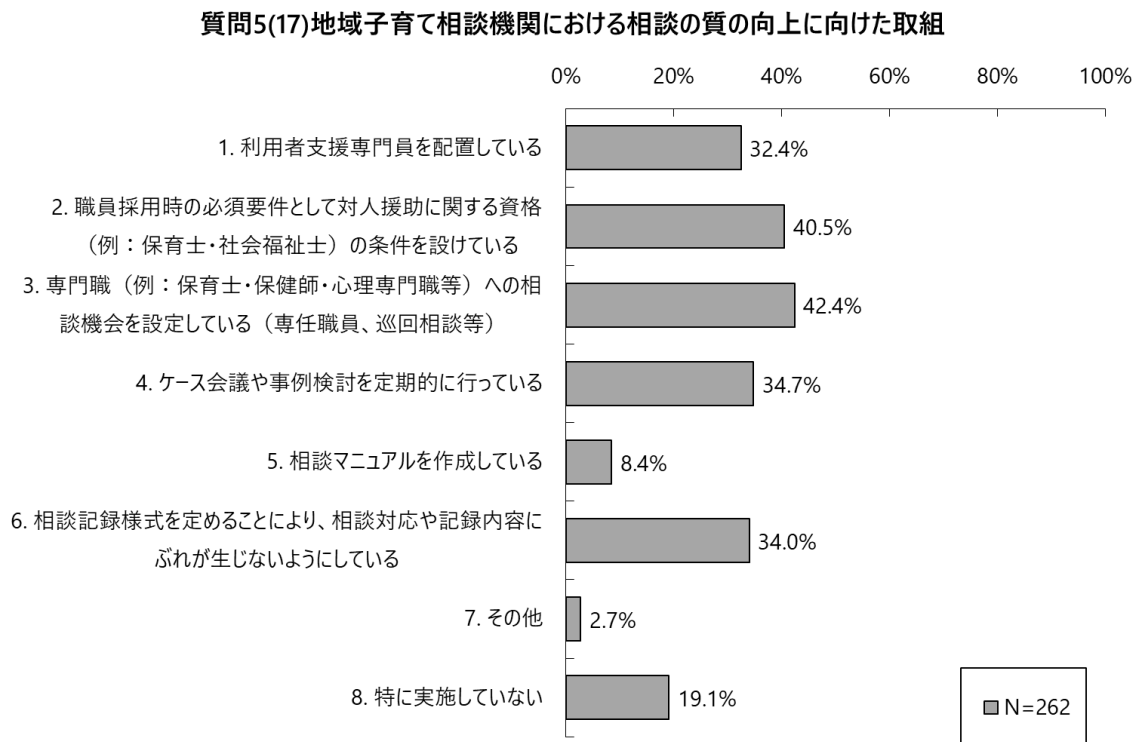
	回答数									
	1. 自治体のHP	2. 自治体の広報誌	3. 自治体のパンフレット	4. 自治体のSNSアカウント(X、Facebook、Instagram、LINE公式アカウント等)	5. 子育て支援アプリ	6. 地域子育て相談機関や運営法人のHP	7. 地域子育て相談機関や運営法人の広報誌	8. 地域子育て相談機関や運営法人のパンフレット	9. 地域子育て相談機関や運営法人のSNSアカウント	10. その他
	N=129	N=125	N=119	N=116	N=115	N=112	N=111	N=109	N=109	N=105
1. 随時	45.7%	16.8%	24.4%	31.0%	29.6%	25.0%	9.9%	20.2%	17.4%	7.6%
2. 週に1回程度	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%
3. 月に1回程度	28.7%	44.0%	7.6%	6.9%	7.8%	6.3%	18.9%	0.9%	0.9%	6.7%
4. 四半期に1回程度	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
5. 半年に1回程度	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 年に1回程度	6.2%	6.4%	22.7%	0.9%	1.7%	0.9%	0.9%	8.3%	0.9%	0.0%
7. 実施していない	19.4%	28.8%	45.4%	58.6%	60.9%	64.3%	70.3%	70.6%	79.8%	84.8%
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(16) 子育て家庭とつながる工夫の取組について、実施しているものを全てお選びください。



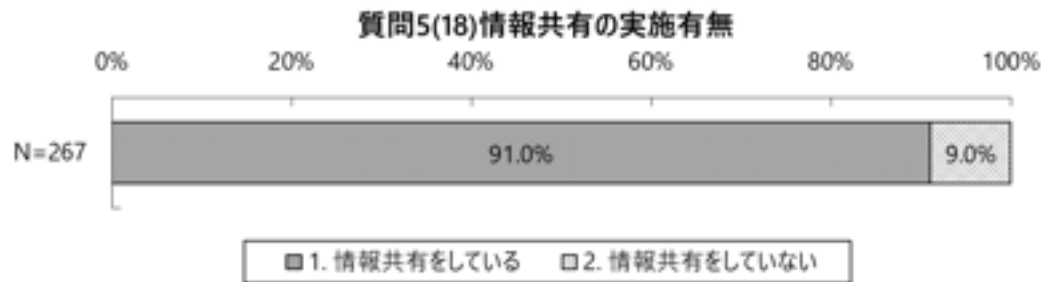
	回答数	割合
	N=259	N=259
1. イベントやプログラムの開催 (例. 利用者同士の交流の場や特定の悩みを解消する講座の開催等)	193	74.5%
2. 非対面での相談窓口や問い合わせ先の設置 (例. オンライン相談・電話等)	129	49.8%
3. 地域子育て相談機関の施設内以外での相談	91	35.1%
4. 自治体等による訪問・面接時における地域子育て相談機関の案内	147	56.8%
5. その他	12	4.6%
6. 実施していない	17	6.6%

（１７）地域子育て相談機関における相談の質の向上に向けた取組として、当てはまるものを全てお選びください。



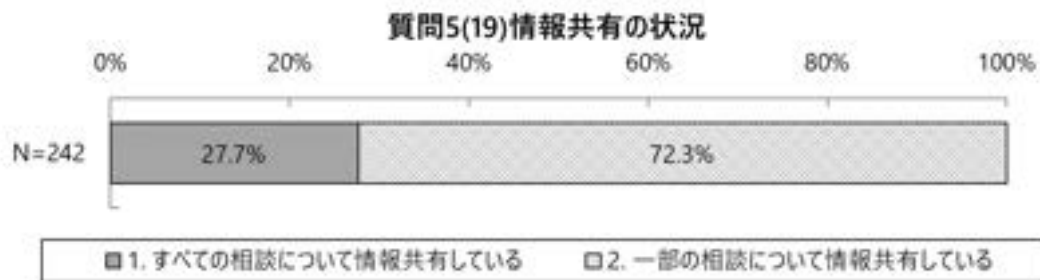
	回答数	割合
	N=262	N=262
1. 利用者支援専門員を配置している	85	32. 4%
2. 職員採用時の必須要件として対人援助に関する資格 (例：保育士・社会福祉士)の条件を設けている	106	40. 5%
3. 専門職(例：保育士・保健師・心理専門職等)への相談機会を設定している (専任職員、巡回相談等)	111	42. 4%
4. ケース会議や事例検討を定期的に行っている	91	34. 7%
5. 相談マニュアルを作成している	22	8. 4%
6. 相談記録様式を定めることにより、相談対応や記録内容に ぶれが生じないようにしている	89	34. 0%
7. その他	7	2. 7%
8. 特に実施していない	50	19. 1%

(1 8) 地域子育て相談機関と貴自治体の間での相談者・相談内容に関する情報共有の実施有無として当てはまるものを一つお選びください。



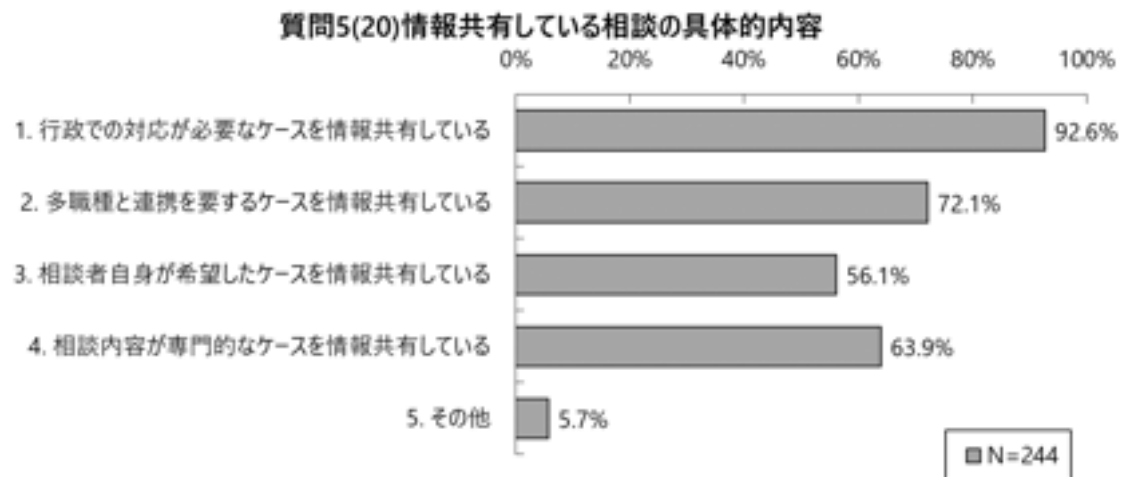
	回答数	割合
	N=267	N=267
1. 情報共有をしている	243	91.0%
2. 情報共有をしていない	24	9.0%
総計	267	100%

(19) 質問 5-18 にて 1 とご回答された方にお伺いします。情報共有している相談について、当てはまるものを一つお選びください。



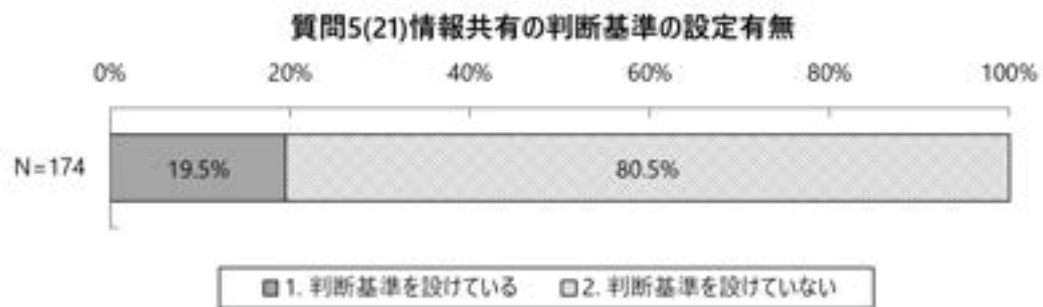
	回答数	割合
	N=242	N=242
1. すべての相談について情報共有している	67	27.7%
2. 一部の相談について情報共有している	175	72.3%
総計	242	100%

(20) 質問 5-18 にて 1 とご回答された方にお伺いします。情報共有している相談の具体的内容について、当てはまるものを全てお選びください。



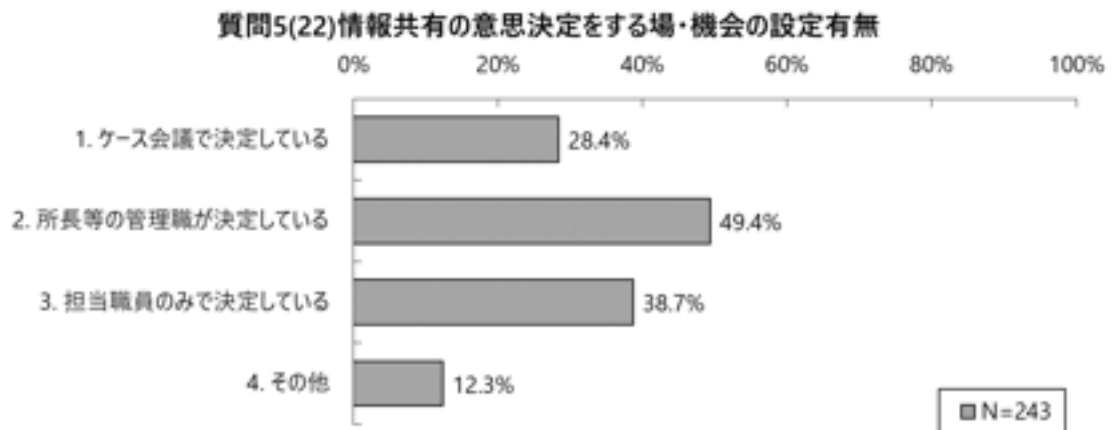
	回答数	割合
	N=244	N=244
1. 行政での対応が必要なケースを情報共有している	226	92. 6%
2. 多職種と連携を要するケースを情報共有している	176	72. 1%
3. 相談者自身が希望したケースを情報共有している	137	56. 1%
4. 相談内容が専門的なケースを情報共有している	156	63. 9%
5. その他	14	5. 7%

(21) 質問 5-19 にて 2 とご回答された方にお伺いします。情報共有の判断基準の設定有無について、当てはまるものを一つお選びください。



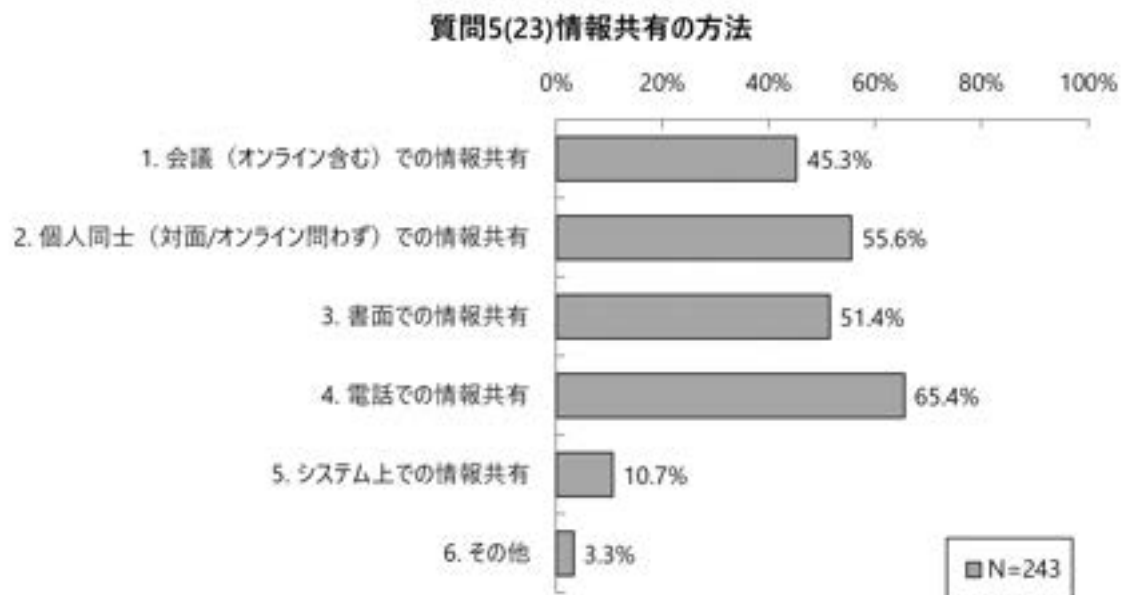
	回答数	割合
	N=174	N=174
1. 判断基準を設けている	34	19.5%
2. 判断基準を設けていない	140	80.5%
総計	174	100%

(22) 質問 5-18 にて 1 とご回答された方にお伺いします。情報共有の意思決定をする場・機会の設定有無について、当てはまるものを全てお選びください。



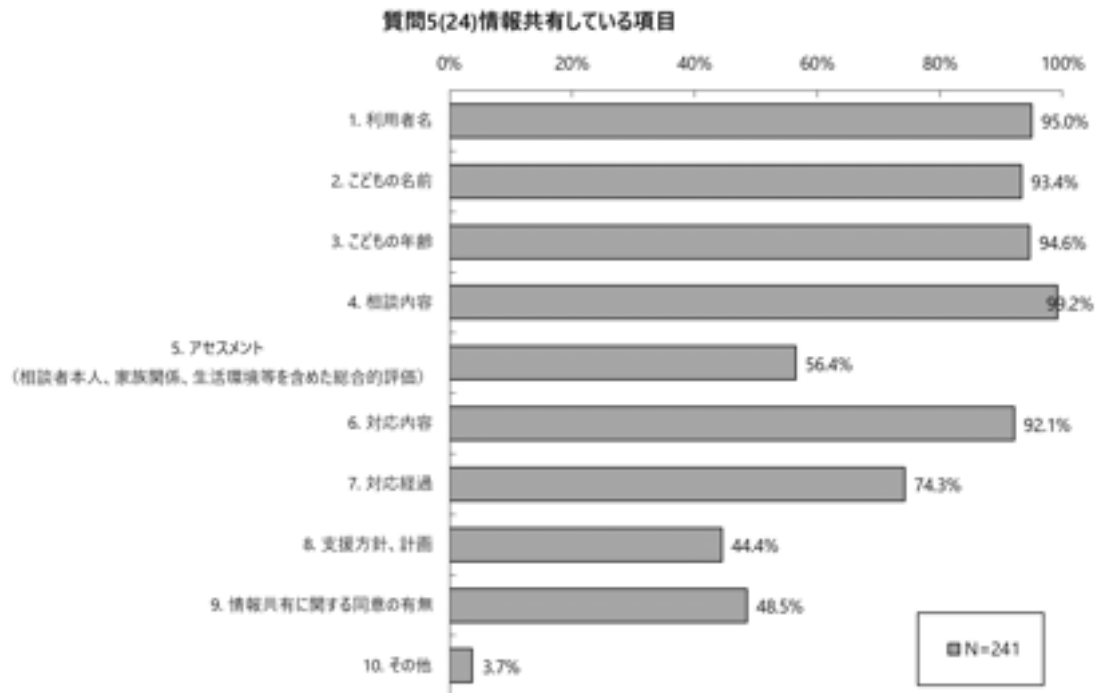
	回答数	割合
	N=243	N=243
1. ケース会議で決定している	69	28.4%
2. 所長等の管理職が決定している	120	49.4%
3. 担当職員のみで決定している	94	38.7%
4. その他	30	12.3%

（２３）質問 5-18 にて 1 とご回答された方にお伺いします。情報共有の方法について、当てはまるものを全てお選びください。



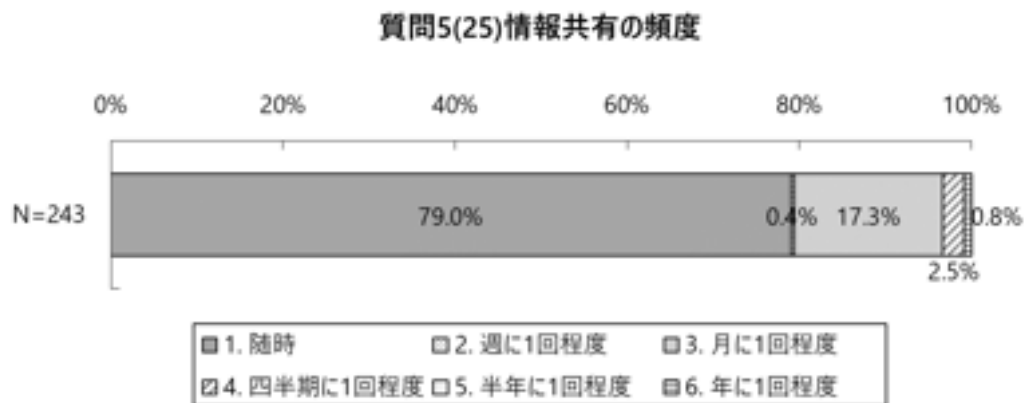
	回答数	割合
	N=243	N=243
1. 会議（オンライン含む）での情報共有	110	45. 3%
2. 個人同士（対面/オンライン問わず）での情報共有	135	55. 6%
3. 書面での情報共有	125	51. 4%
4. 電話での情報共有	159	65. 4%
5. システム上での情報共有	26	10. 7%
6. その他	8	3. 3%

(24) 質問 5-18 にて 1 とご回答された方にお伺いします。情報共有している項目について、当てはまるものを全てお選びください。



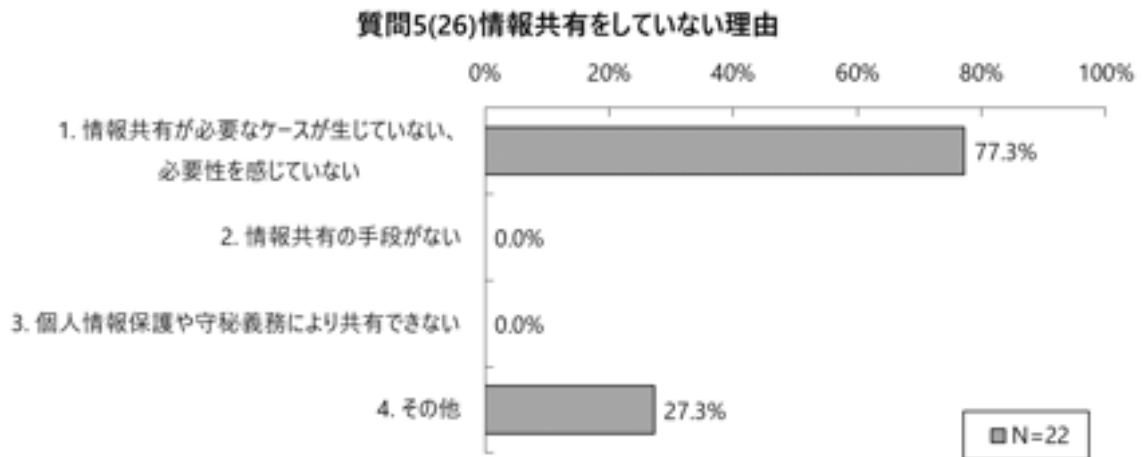
	回答数	割合
	N=241	N=241
1. 利用者名	229	95.0%
2. こどもの名前	225	93.4%
3. こどもの年齢	228	94.6%
4. 相談内容	239	99.2%
5. アセスメント (相談者本人、家族関係、生活環境等を含めた総合的評価)	136	56.4%
6. 対応内容	222	92.1%
7. 対応経過	179	74.3%
8. 支援方針、計画	107	44.4%
9. 情報共有に関する同意の有無	117	48.5%
10. その他	9	3.7%

（２５）質問 5-18 にて 1 とご回答された方にお伺いします。情報共有の頻度について、当てはまるものを一つお選びください。



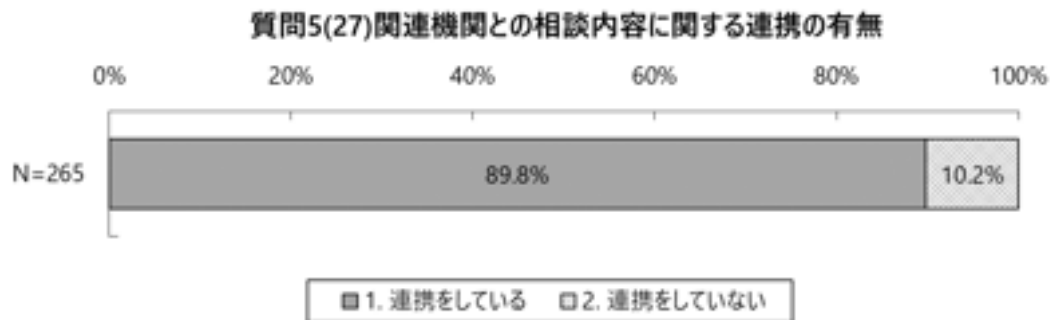
	回答数	割合
	N=243	N=243
1. 随時	192	79.0%
2. 週に1回程度	1	0.4%
3. 月に1回程度	42	17.3%
4. 四半期に1回程度	6	2.5%
5. 半年に1回程度	0	0.0%
6. 年に1回程度	2	0.8%
総計	243	100%

(26) 質問 5-18 にて 2 とご回答された方にお伺いします。情報共有をしていない理由として当てはまるものを全てお選びください。



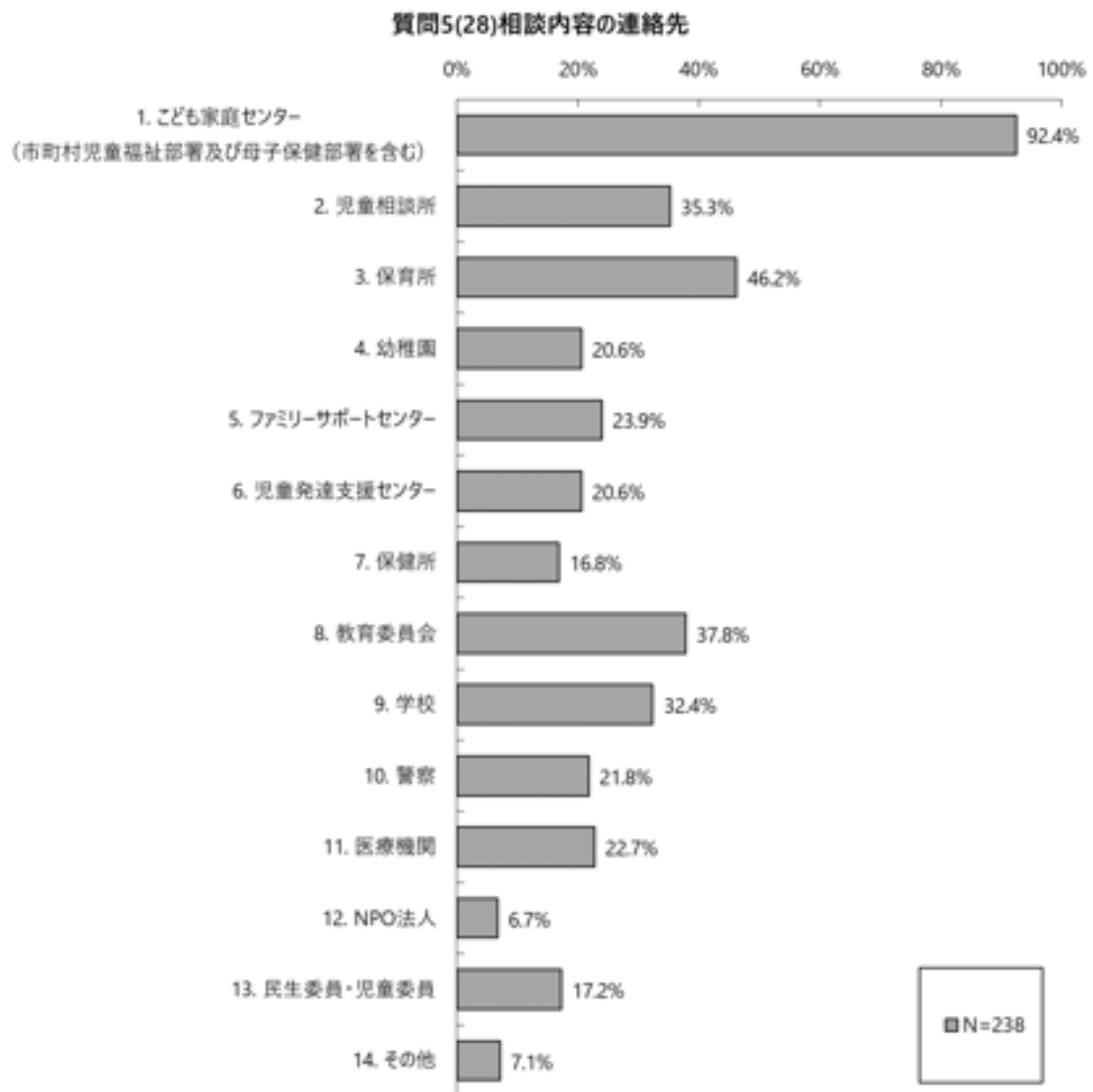
	回答数	割合
	N=22	N=22
1. 情報共有が必要なケースが生じていない、必要性を感じていない	17	77.3%
2. 情報共有の手段がない	0	0.0%
3. 個人情報保護や守秘義務により共有できない	0	0.0%
4. その他	6	27.3%

(27) こども家庭センターや要対協等の関係機関への相談内容の連携有無として当てはまるものを一つお選びください。



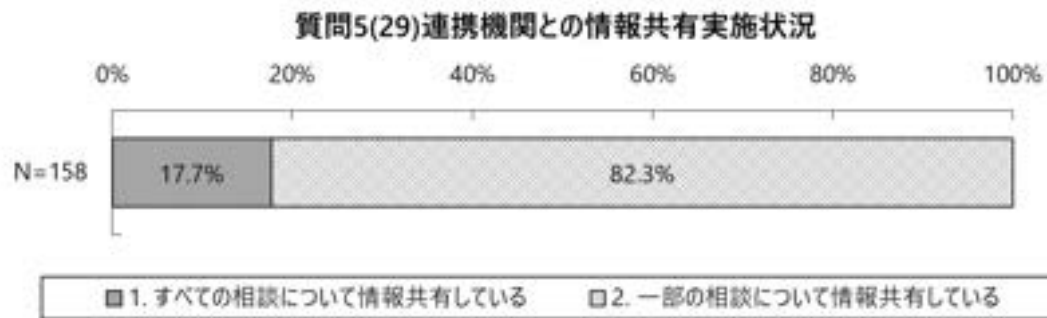
	回答数	割合
	N=265	N=265
1. 連携をしている	238	89.8%
2. 連携をしていない	27	10.2%
総計	265	100%

(28) 質問 5-27 にて 1 とご回答された方にお伺いします。連携先について、当てはまるものを全てお選びください。



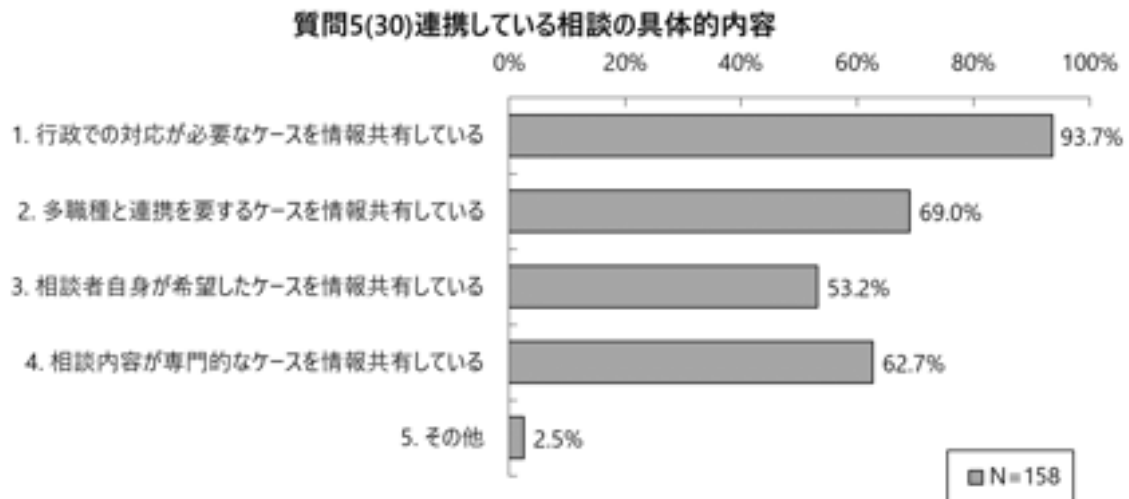
	回答数	割合
	N=238	N=238
1. こども家庭センター (市町村児童福祉部署及び母子保健部署を含む)	220	92.4%
2. 児童相談所	84	35.3%
3. 保育所	110	46.2%
4. 幼稚園	49	20.6%
5. ファミリーサポートセンター	57	23.9%
6. 児童発達支援センター	49	20.6%
7. 保健所	40	16.8%
8. 教育委員会	90	37.8%
9. 学校	77	32.4%
10. 警察	52	21.8%
11. 医療機関	54	22.7%
12. NPO 法人	16	6.7%
13. 民生委員・児童委員	41	17.2%
14. その他	17	7.1%

(29) 質問 5-27 にて 1 とご回答された方にお伺いします。連携している相談について、当てはまるものを一つお選びください。



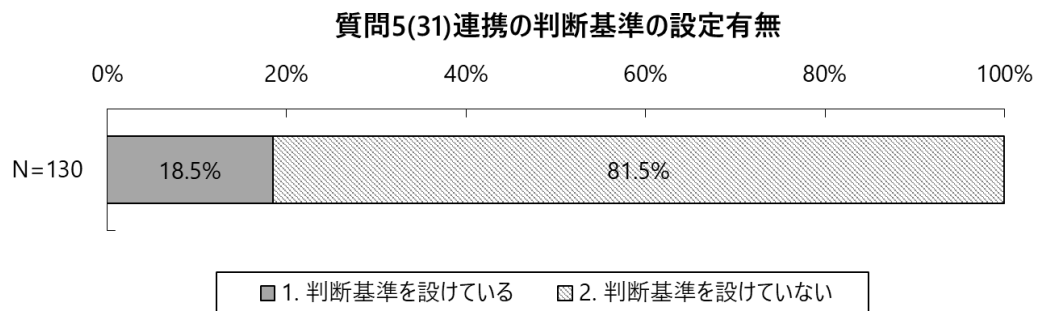
	回答数	割合
	N=158	N=158
1. すべての相談について情報共有している	28	17.7%
2. 一部の相談について情報共有している	130	82.3%
総計	158	100%

(30) 質問 5-27 にて 1 とご回答された方にお伺いします。連携している相談の具体的内容について、当てはまるものを全てお選びください。



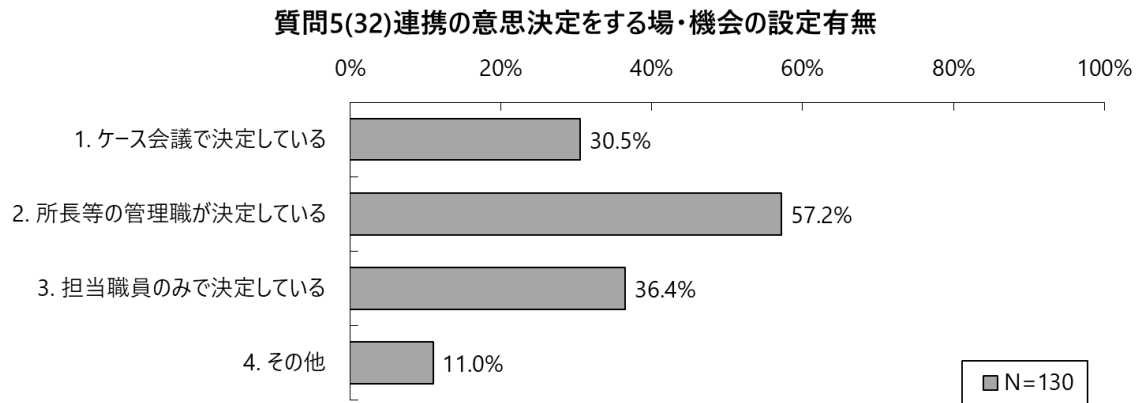
	回答数	割合
	N=158	N=158
1. 行政での対応が必要なケースを情報共有している	148	93.7%
2. 多職種と連携を要するケースを情報共有している	109	69.0%
3. 相談者自身が希望したケースを情報共有している	84	53.2%
4. 相談内容が専門的なケースを情報共有している	99	62.7%
5. その他	4	2.5%

(3 1) 質問 5-29 にて 2 とご回答された方にお伺いします。連携の判断基準の設定有無について、当てはまるものを一つお選びください。



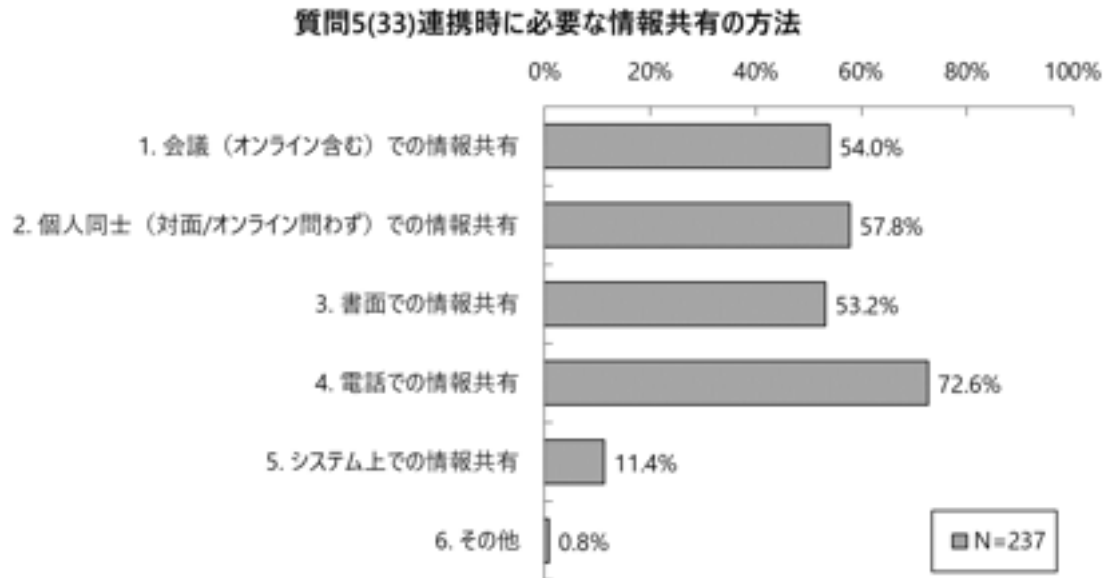
	回答数	割合
	N=130	N=130
1. 判断基準を設けている	24	18.5%
2. 判断基準を設けていない	106	81.5%
総計	130	100%

(32) 質問 5-27 にて 1 とご回答された方にお伺いします。連携の意思決定をする場・機会の設定有無について、当てはまるものを全てお選びください。



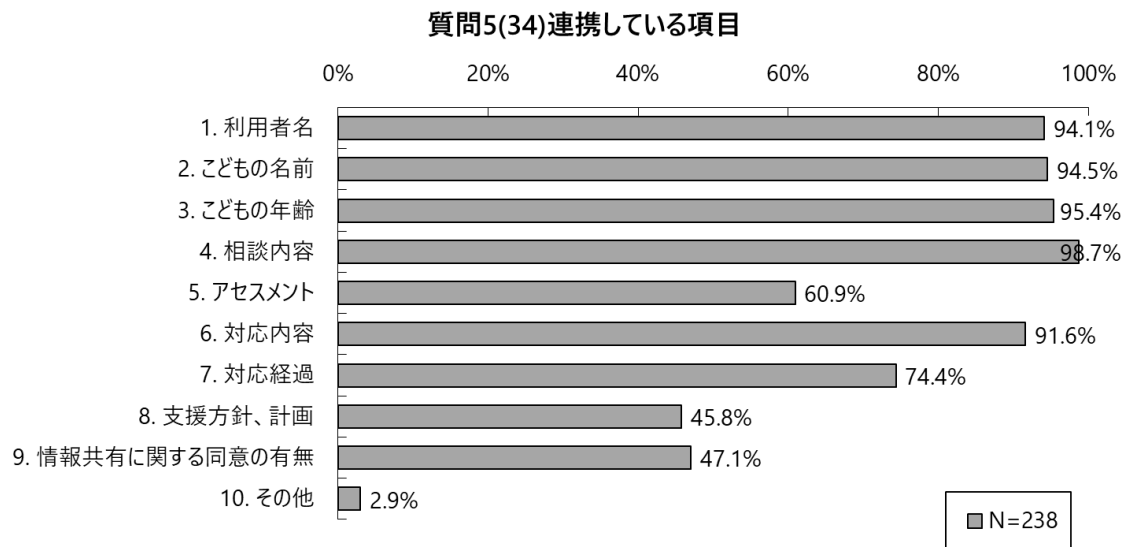
	回答数	割合
	N=236	N=236
1. ケース会議で決定している	72	30.5%
2. 所長等の管理職が決定している	135	57.2%
3. 担当職員のみで決定している	86	36.4%
4. その他	26	11.0%

（３３）質問 5-27 にて 1 とご回答された方にお伺いします。連携時に必要な情報共有の方法について、当てはまるものを全てお選びください。



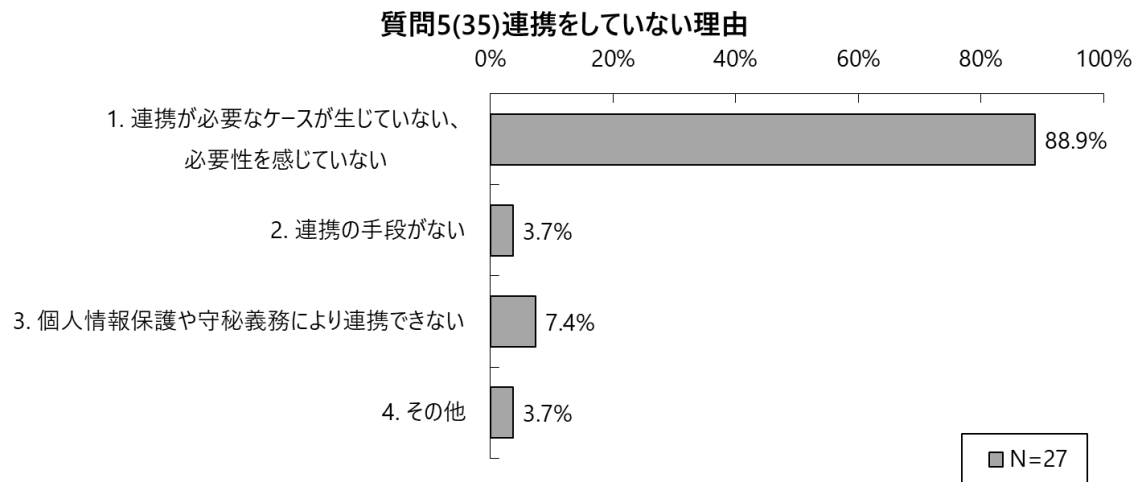
	回答数	割合
	N=237	N=237
1. 会議（オンライン含む）での情報共有	128	54.0%
2. 個人同士（対面/オンライン問わず）での情報共有	137	57.8%
3. 書面での情報共有	126	53.2%
4. 電話での情報共有	172	72.6%
5. システム上での情報共有	27	11.4%
6. その他	2	0.8%

(34) 質問 5-27 にて 1 とご回答された方にお伺いします。連携している項目について、当てはまるものを全てお選びください。



	回答数	割合
	N=238	N=238
1. 利用者名	224	94.1%
2. こどもの名前	225	94.5%
3. こどもの年齢	227	95.4%
4. 相談内容	235	98.7%
5. アセスメント	145	60.9%
6. 対応内容	218	91.6%
7. 対応経過	177	74.4%
8. 支援方針、計画	109	45.8%
9. 情報共有に関する同意の有無	112	47.1%
10. その他	7	2.9%

(35) 質問 5-27 にて 2 とご回答された方にお伺いします。連携をしていない理由について、当てはまるものを全てお選びください。



	回答数	割合
	N=27	N=27
1. 連携が必要なケースが生じていない、必要性を感じていない	24	88.9%
2. 連携の手段がない	1	3.7%
3. 個人情報保護や守秘義務により連携できない	2	7.4%
4. その他	1	3.7%

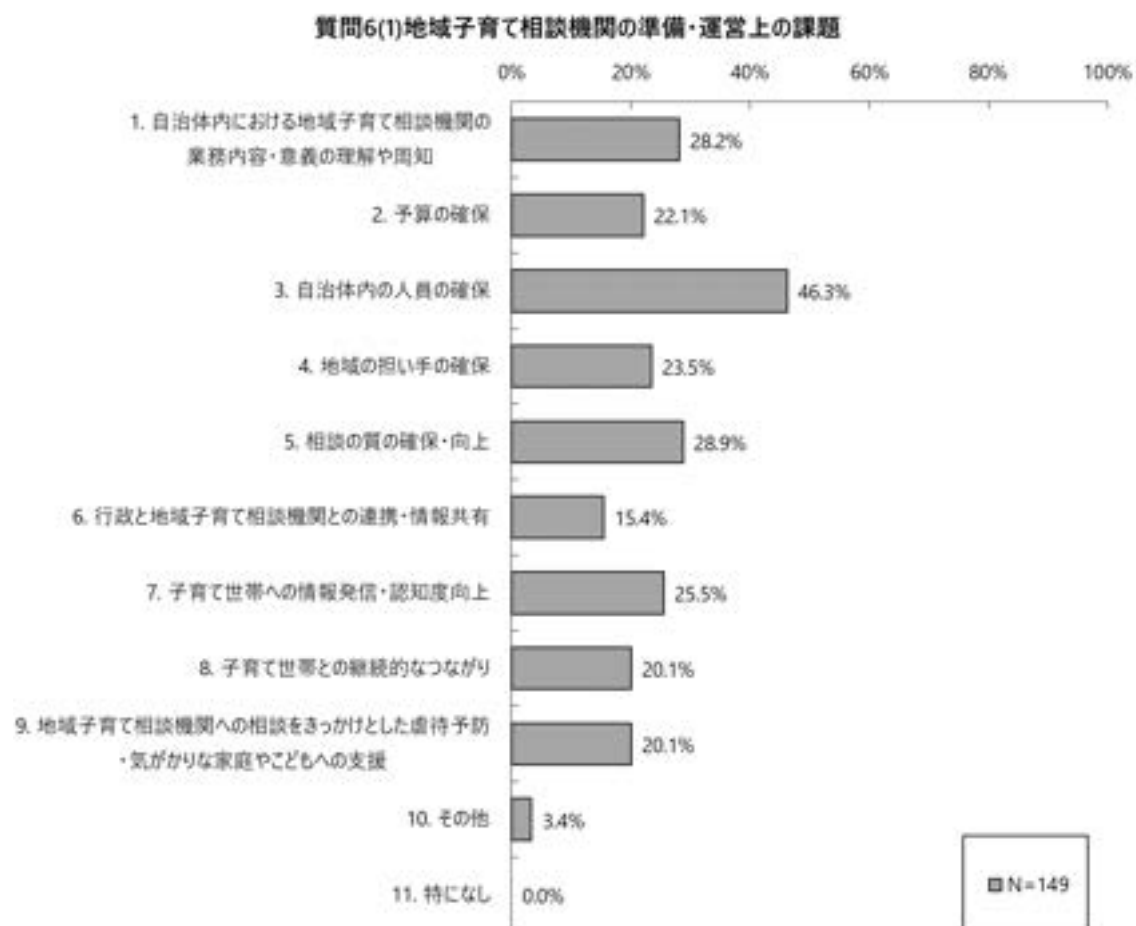
(36) 相談機関の設置運営にあたって活用されている補助事業等について、当てはまるものを一つお選びください。



	回答数	割合
	N=259	N=259
1. 利用者支援事業（基本Ⅰ型）及びこども家庭センター連携等加算	77	29.7%
2. 利用者支援事業（基本Ⅱ型）及びこども家庭センター連携等加算	8	3.1%
3. 利用者支援事業（基本Ⅲ型）	32	12.4%
4. 自治体独自の財政支援	9	3.5%
5. 特になし	94	36.3%
6. その他	39	15.1%
総計	259	100%

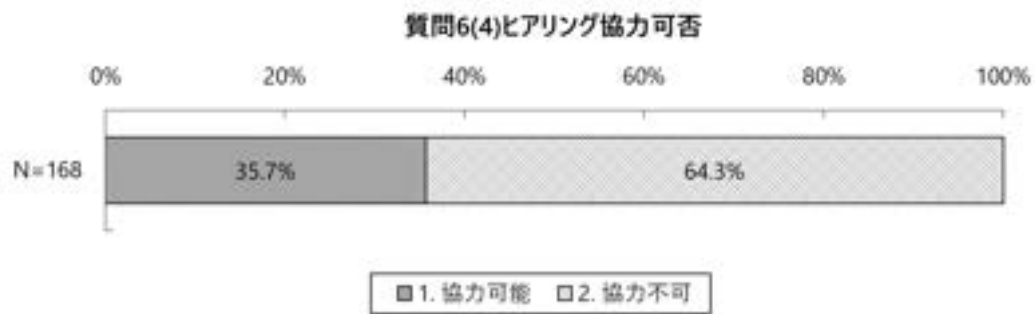
質問6

(1) 地域子育て相談機関の準備・運営上の課題について、当てはまるものを3つまでお選びください。



	回答数	割合
	N=149	N=149
1. 自治体内における地域子育て相談機関の業務内容・意義の理解や周知	42	28. 2%
2. 予算の確保	33	22. 1%
3. 自治体内の人員の確保	69	46. 3%
4. 地域の担い手の確保	35	23. 5%
5. 相談の質の確保・向上	43	28. 9%
6. 行政と地域子育て相談機関との連携・情報共有	23	15. 4%
7. 子育て世帯への情報発信・認知度向上	38	25. 5%
8. 子育て世帯との継続的なつながり	30	20. 1%
9. 地域子育て相談機関への相談をきっかけとした虐待予防 ・気がかりな家庭やこどもへの支援	30	20. 1%
10. その他	5	3. 4%
11. 特になし	0	0. 0%

（４）本アンケートのご回答内容を踏まえ、より詳細な取組内容をお伺いするために、弊社（株式会社野村総合研究所）またはこども家庭庁よりヒアリングをお願いすることがございます。



	回答数	割合
	N=168	N=168
1. 協力可能	60	35. 7%
2. 協力不可	108	64. 3%
総計	168	100%

参考資料②

アンケート調査票

本調査では、貴自治体における地域子育て相談機関の取組状況及び取組施設の状況についてお伺いします。

本調査票は、貴自治体内において、同取組をご担当されている部署のご担当者にご回答ください。

※ご回答いただいた内容により、回答不要となったセルは、ダークグレーに変化します。

現時点で、質問1、質問2、質問3、質問4、質問5、質問6が未回答です。

1. 本調査票をご回答される方の情報について教えてください。

未回答

質問1-1 本調査票をご回答される方のお名前・ご所属・ご連絡先をご記入ください。

ご連絡先1記入欄				
1.所属部署(必須)	〔例〕福祉保健部子育て支援課			
2.連絡先(必須)	TEL(必須)		Mail(必須)	
3.回答者氏名(必須)	担当者1(必須)		担当者2	
4.回答者役職	担当者1(必須)		担当者2	

複数の部署の方がご担当されている場合、以下の回答欄もご使用ください。

ご連絡先2記入欄				
1.所属部署	〔例〕福祉保健部子育て支援課			
2.連絡先	TEL		Mail	
3.回答者氏名	担当者1		担当者2	
4.回答者役職	担当者1		担当者2	

質問1-2 貴自治体の基本情報についてお伺いします。以降の設問では、令和6年10月1日時点での状況についてご回答ください。

①所在する都道府県名を選択肢より選択してください。

②貴自治体名をご記入ください。

※全国地方公共団体コードが自動表示されていることをご確認ください。

回答欄	
1.都道府県名	
2.自治体名	
全国地方公共団体コード(自動表示)	

2. 貴自治体の子育て資源の状況について教えてください。

未回答

質問2-1 貴自治体の小学校区数をご記入ください。

質問2-1回答欄	
小学校区数	

質問2-2 貴自治体の中学校区数をご記入ください。

質問2-2回答欄	
中学校区数	

質問2-3 こども家庭センターの設置有無について、当てはまるもの一つお選びください。

質問2-3回答欄	
質問2-3選択肢	
1.設置している	
2.設置に向けて準備を行っている	
3.設置すべきか否か検討している	
4.設置してあらず検討を行っていない	

質問2-4 地域子育て相談機関設置運営要綱では、地域子育て相談機関の実施場所の例が下表のとおり記載されています。設置運営要綱に示された各施設について、貴自治体内に所在する施設数をご記入ください。該当施設が無い場合は“0”とご記入ください。

地域子育て相談機関設置運営要綱「2.実施主体」より一部抜粋
地域子育て相談機関の実施主体は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。
地域子育て相談機関の実施場所は、本設置運営要綱の6.業務内容実施可能な保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができる市町村長が認める場所とする（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第1条の39の3）。

質問2-4回答欄	
施設数	
1.保育所	
2.幼稚園	
3.認定こども園	
4.地域子育て支援拠点事業の実施場所	
5.児童館	
6.上記以外の利用者支援事業の実施場所	
7.その他、貴自治体において地域子育て相談機関が実施可能な場所 （具体的な実施場所を記入）	

3. 地域子育て相談機関の設置状況について教えてください。

未回答

質問3-1 地域子育て相談機関の設置有無について、当てはまるもの一つお選びください。

- 質問3-1選択肢
1. 設置している
 2. 設置に向けて準備を行っている
 3. 設置すべきか否か検討している
 4. 設置しておらず検討を行っていない

質問3-1回答欄

質問3-2 質問3-1にて2とご回答された方にお伺いします。地域子育て相談機関の設置予定時期について、当てはまるもの一つお選びください。

- 質問3-2選択肢
1. 2024年度中
 2. 2025年度中
 3. 2026年度以降
 4. 未定

質問3-2回答欄

質問3-3 貴自治体の子ども子育て支援事業計画における、地域子育て相談機関の設置に関する記載の有無について、当てはまるもの一つお選びください。

- 質問3-3選択肢
1. ある
 2. ない

質問3-3回答欄

質問3-4 質問3-1にて3または4とご回答された方にお伺いします。地域子育て相談機関を設置しない(できない)理由について、当てはまるものを全てお選びください。

- 質問3-4選択肢
1. 担い手となる施設がないため
 2. 整備に向けて何をすべきかわからないため
 3. 既存の施設・機関・事業で子育て家庭のニーズを満たしているため
 4. 予算確保が難しいため
 5. その他
- (具体的な内容を記入)

質問3-4回答欄

質問3-5 質問3-4にて回答された選択肢の中で、地域子育て相談機関を設置しない(できない)理由に最も当てはまるもの一つお選びください。

- 質問3-5選択肢
1. 担い手となる施設がないため
 2. 整備に向けて何をすべきかわからないため
 3. 既存の施設・機関・事業で子育て家庭のニーズを満たしているため
 4. 予算確保が難しいため
 5. その他

質問3-5回答欄

質問3-6 質問3-4にて3と回答された方にお伺いします。該当する既存施設での取り組みについて実施場所、事業概要、ニーズを満たせていると考える理由

	質問3-6回答欄
実施場所	
事業概要	
ニーズを満たせていると考える理由	

4. 地域子育て相談機関の基本情報について教えてください。

未回答

これ以降の設問は、質問9-1「地域子育て相談機関の設置有無」にて、選択題1「設置している」と回答している方にのみ表示

質問4-1 地域子育て相談機関の設置数をご記入ください。

	質問4-1回答欄
地域子育て相談機関の設置数	

質問4-2 地域子育て相談機関は原則中学校区に1か所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じた整備が望ましいとされています。

また、地域子育て相談機関が定期的に出張相談に向くなど、様々な手法が考えられます。貴自治体における設置区域の考え方について、当てはまるものを一つお選びください。

地域子育て相談機関設置運営要綱「3.設置区域の考え方」より一部抜粋 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して、定める区域ごとに地域子育て相談機関の整備に努めることとされているが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、中学校区に1か所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。都市部の市町村では大人が徒歩15分以内で行ける範囲が適切と考えられるが、一方で地方部の市町村では、公共交通機関の整備状況などの物理的なハードルも考慮したうえで、単に中学校区を基に均等に配置するのではなく、中心部に地域子育て相談機関を設けたうえで、当該地域子育て相談機関が、定期的に出張相談に向くなどの手法も考えられる。 また、区域設定にあたっては、区域内の総人口だけでなく、子育て世帯数やこどもの数、人口動態を併せて勘案することが望ましく、複数の中学校区を統合した区域設定や、中学校区をさらに複数の区切った区域設定も可能である。	
--	--

質問4-2選択肢 1. 中学校区と同じ区域設定としている 2. 複数の中学校区を統合した区域設定としている 3. 中学校区をさらに複数の区切った区域設定としている 4. 特に明確な区域設定の考え方はない 5. その他	質問4-2回答欄 「5. その他」の場合は具体的な内容をご記入ください→
---	---

質問4-3 質問4-2のような設置区域の考え方を採用している理由をご記入ください。特にない場合は「特になし」とご記入ください。

質問4-3回答欄

質問4-4 地域子育て相談機関における出張相談の実施有無について、当てはまるものを一つお選びください。

質問4-4選択肢 1. 実施している 2. 実施していない	質問4-4回答欄
-------------------------------------	----------

質問4-5 地域子育て相談機関設置運営要綱では、どの家庭がどの地域子育て相談機関に登録しているかの全体管理については市町村が行うこととされています。登録の有無について、当てはまるものを一つお選びください。

地域子育て相談機関設置運営要綱「5.各家庭の地域子育て相談機関の設定・維持」より一部抜粋 各家庭が地域子育て相談機関を設定する際には、こどもの氏名、生年月日及び住所、保護者（養育者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日を登録することとし、登録情報や相談記録については、保護者の同意を得た上で、各地域子育て相談機関が管理することを基本とする。どの家庭がどの地域子育て相談機関に登録しているかの全体管理については市町村が行うこととし、利用状況及び情報管理を適切に行うこと。 なお、登録した地域子育て相談機関は、区域や登録数にとらわれず、自由に登録・変更できるとともに、保護者の希望により複数登録することも可とする。 併せて、登録情報及び相談記録の管理については、各地域子育て相談機関と市町村において随時共有することとし、変更等に漏れないよう留意されたい。 各家庭が地域子育て相談機関を設定した後も、各家庭が利用しやすくなるよう設定された地域子育て相談機関からイベント情報を通知する等、適宜アプローチすることにより、その後も利用しやすい環境を整えることが望ましい。	
---	--

質問4-5選択肢 1. 自治体内の全ての子育て家庭を地域子育て相談機関に登録している 2. 自治体内の一部の子育て家庭を地域子育て相談機関に登録している 3.（要綱では登録を定めているものの）子育て家庭を地域子育て相談機関に登録させていない	質問4-5回答欄
---	----------

質問4-6 質問4-5にて1または2とご回答された方にお伺いします。利用者が希望する地域子育て相談機関の選択有無について、当てはまるものを一つお選びください。

質問4-6選択肢 1. 利用者の希望により複数登録できる 2. 利用者の希望により1か所登録できる	質問4-6回答欄
---	----------

質問4-7 質問4-5にて1または2とご回答された方にお伺いします。家庭の登録にあたり工夫されていることがあればご記入ください。特にない場合は「特になし」とご記入ください。

質問4-7回答欄

質問4-8 質問4-5にて3とご回答された方にお伺いします。登録させていない理由や課題について、当てはまるものを全てお選びください。

質問4-8選択肢 1. 業務負担になるため 2. 登録制度により地域子育て相談機関を利用するハードルが高くなると考えられるため 3. その他 （具体的な内容を記入）	質問4-8回答欄
--	----------

質問4-9

自治体から子育て世帯に対する地域子育て相談機関に関する情報発信の有無について、当てはまるもの一つお選びください。

質問4-9選択肢

1. 情報発信をしている

2. 情報発信をしていない

質問4-9回答欄

質問4-10

質問4-9にて1とご回答された方にお伺いします。自治体から子育て世帯への情報発信の方法について、当てはまるもの全てをお選びください。

質問4-10選択肢

1. 窓口等での周知

2. 自治体のHP

3. 自治体の広報誌

4. 自治体のパンフレット

5. X(旧Twitter)

6. Facebook

7. Instagram

8. LINE

9. 子育て支援アプリ

10. その他

(具体的な内容を記入)

質問4-10回答欄

質問4-11

地域子育て相談機関設置に当たり自治体を取り組んだ内容について、当てはまるもの全てをお選びください。

質問4-11選択肢

1. 担い手となる団体等の確保

2. 実施内容の調整

3. 実施場所の提供

4. 設置運営要綱の内容の共有、解説

5. 自治体独自の実施要領・マニュアル等の整備

6. 国の定める規定以上の補助等による金銭的な支援

7. 既存の子育てに関するネットワークの活用

8. 研修体制の構築、見直し

9. その他

(具体的な内容を記入)

質問4-11回答欄

質問4-12

地域子育て相談機関またはその運営団体の要保護児童対策地域協議会への参加有無について、当てはまるものを全てお選びください。

質問4-12選択肢

1. 参加している

2. 参加していない

質問4-12回答欄

1. 代表者会議

2. 実務者会議

3. 個別ケース会議

質問4-13

質問4-12にてすべての会議体に2とご回答された方にお伺いします。要保護児童対策地域協議会の構成員としていない理由をご記入ください。**欄にない場合は「他」に記入ください。**

質問4-13回答欄

5. 地域子育て相談機関の取組内容について教えてください。

未回答

これ以降の設問は、質問3-1「地域子育て相談機関の設置有無」について、選択肢1「設置している」と回答している方に伺います

質問5は、貴自治体と連携ができている地域子育て相談機関を最大3か所選び、その機関の取組内容についてご回答ください。

質問5-1

地域子育て相談機関の名称をご記入ください。

地域子育て相談機関①

地域子育て相談機関②

地域子育て相談機関③

地域子育て相談機関の名称

質問5-1-1回答欄

質問5-1-2回答欄

質問5-1-3回答欄

質問5-2

地域子育て相談機関の設置場所について、当てはまるものを一つお選びください。

質問5-2選択肢

1. 保育所

2. 幼稚園

3. 認定こども園

4. 地域子育て支援拠点事業の実施場所

5. 児童館

6. その他

「6. その他」の場合は具体的な内容をご記入くださいー

地域子育て相談機関①

地域子育て相談機関②

地域子育て相談機関③

質問5-2-1回答欄

質問5-2-2回答欄

質問5-2-3回答欄

質問5-3

地域子育て相談機関の実施団体の種別について、当てはまるものを一つお選びください。

質問5-3選択肢

1. 自治体

2. 社会福祉法人

3. 学校法人

4. NPO法人

5. 社会福祉協議会

6. 株式会社

7. 任意団体

8. その他

「8. その他」の場合は具体的な内容をご記入くださいー

地域子育て相談機関①

地域子育て相談機関②

地域子育て相談機関③

質問5-3-1回答欄

質問5-3-2回答欄

質問5-3-3回答欄

質問5-4

地域子育て相談機関に従事する職員数をご記入ください。

地域子育て相談機関①

地域子育て相談機関②

地域子育て相談機関③

地域子育て相談機関の職員数

質問5-4-1回答欄

質問5-4-2回答欄

質問5-4-3回答欄

質問5-5

地域子育て相談機関に従事する職員数のうち、相談対応を行う人数をご記入ください。

地域子育て相談機関①

地域子育て相談機関②

地域子育て相談機関③

地域子育て相談機関の職員数のうち、相談対応を行う人数

質問5-5-1回答欄

質問5-5-2回答欄

質問5-5-3回答欄

質問5-6

専任職員の配置有無について、当てはまるものを一つお選びください。

質問5-6選択肢

1. 配置している

2. 配置していない

地域子育て相談機関①

地域子育て相談機関②

地域子育て相談機関③

質問5-6-1回答欄

質問5-6-2回答欄

質問5-6-3回答欄

質問5-7

質問5-6にて1と回答された方にお伺いします。

(1) 専任職員の資格有無について、当てはまるものを一つお選びください。

(2) (1)で「資格を有している」と回答された方にお伺いします。配置している職員の資格に当てはまるものを全てお選びください。

質問5-7選択肢

1. 資格を有している

2. 資格を有していない

(1) 資格の有無

1. 利用者支援専門員

2. 保育士

(2) 各資格を有する職員の配置状況

3. 社会福祉士

4. その他資格

「4. その他」の場合は具体的な資格をご記入くださいー

地域子育て相談機関①

地域子育て相談機関②

地域子育て相談機関③

質問5-7-1回答欄

質問5-7-2回答欄

質問5-7-3回答欄

質問5-8

令和6年9月1か月間の相談対応件数をご記入ください。

地域子育て相談機関①

地域子育て相談機関②

地域子育て相談機関③

令和6年9月1か月間の相談対応件数

質問5-8-1回答欄

質問5-8-2回答欄

質問5-8-3回答欄

148

質問5-9

相談内容について、当てはまるものを全てお選びください。

質問5-9選択肢

1. 子育てに関する施設や事業についての情報提供

2. こどもの育ち

3. 生活リズム

4. 保護者のメンタルヘルス

5. 家族関係

6. その他

(具体的な内容を記入)

7. 把握していない

地域子育て相談機関①

質問5-9-1回答欄

地域子育て相談機関②

質問5-9-2回答欄

地域子育て相談機関③

質問5-9-3回答欄

質問5-10

相談内容の記録有無について、当てはまるものを一つお選びください。

質問5-10選択肢

1. すべての相談について記録を作成している

2. 一部の相談のみ記録を作成している

3. 記録を作成していない

地域子育て相談機関①

質問5-10-1回答欄

地域子育て相談機関②

質問5-10-2回答欄

地域子育て相談機関③

質問5-10-3回答欄

質問5-11

質問5-10にて1または2とご回答された方にお伺いします。相談内容の記録様式について、当てはまるものを一つお選びください。

質問5-11選択肢

1. 行政において記録様式を定めている

2. 相談機関において独自の記録様式を用いている

特に記録様式は定めていない

把握していない

その他

「5. その他」の場合は具体的な内容をご記入ください→

地域子育て相談機関①

質問5-11-1回答欄

地域子育て相談機関②

質問5-11-2回答欄

地域子育て相談機関③

質問5-11-3回答欄

質問5-12

質問5-10にて1または2とご回答された方にお伺いします。相談記録様式の記載内容(項目)について、当てはまるものを全てお選びください。

質問5-12選択肢

1. 利用者名

2. こどもの名前

3. こどもの年齢

4. 相談内容

5. アセスメント(相談者本人、家族関係、生活環境等を含めた総合的評価)

6. 対応内容

7. 対応経過

8. 情報共有に関する同意の有無

9. その他

(具体的な内容を記入)

地域子育て相談機関①

質問5-12-1回答欄

地域子育て相談機関②

質問5-12-2回答欄

地域子育て相談機関③

質問5-12-3回答欄

質問5-13 地域子育て相談機関から登録者への情報発信の有無について、当てはまるもの一つをお選びください。

- 質問5-13選択肢
1. 情報発信をしている
 2. 情報発信をしていない

地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-13-1回答欄	質問5-13-2回答欄	質問5-13-3回答欄

質問5-14 質問5-13-1にて1とご回答された方にお伺いします。情報発信の具体的な内容や工夫をご記入ください。**数にない場合は「数にない」とご記入ください。**

質問5-14回答欄

質問5-15 質問5-13にて1とご回答された方にお伺いします。地域子育て相談機関から登録者への情報発信の方法ごとに、実施している頻度として当てはまるもの一つをお選びください。**実施していないものは「7.実施していない」をお選びください。**

質問5-15選択肢	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
1. 随時	質問5-16-1回答欄	質問5-16-2回答欄	質問5-16-3回答欄
2. 週に1回程度	1. 自治体のHP		
3. 月に1回程度	2. 自治体の広報誌		
4. 四半期に1回程度	3. 自治体のパンフレット		
5. 半年に1回程度	4. 自治体のSNSアカウント(X, Facebook, Instagram, LINE公式アカウント等)		
6. 年に1回程度	5. 子育て支援アプリ		
7. 実施していない	6. 地域子育て相談機関や運営法人のHP		
	7. 地域子育て相談機関や運営法人の広報誌		
	8. 地域子育て相談機関や運営法人のパンフレット		
	9. 地域子育て相談機関や運営法人のSNSアカウント		
	10. その他		
	(具体的な内容を記入)		

質問5-16 子育て家庭とつながる工夫の取組について、実施しているものを全てお選びください。

質問5-16選択肢	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
1. イベントやプログラムの開催(例:利用者同士の交流の場や特定の悩みを解消する講座の開催等)	質問5-16-1回答欄	質問5-16-2回答欄	質問5-16-3回答欄
2. 非対面での相談窓口や問い合わせ先の設置(例:オンライン相談・電話など)			
3. 地域子育て相談機関の施設内以外での相談			
4. 自治体等による訪問・面接時における地域子育て相談機関の案内			
5. その他			
(具体的な内容を記入)			
6. 実施していない			

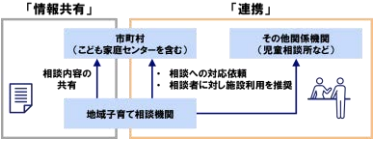
質問5-17 地域子育て相談機関における相談の質の向上に向けた取組として、当てはまるものを全てお選びください。

質問5-17選択肢	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
1. 利用者支援専門員を配置している	質問5-17-1回答欄	質問5-17-2回答欄	質問5-17-3回答欄
2. 職員採用時の必須要件として対人援助に関する資格(例:保育士・社会福祉士)の条件を設けている			
3. 専門職(例:保育士・保健師・心理専門職等)への相談機会を設定している(専任職員、巡回相談等)			
4. ケース会議や事例検討を定期的に行っている			
5. 相談マニュアルを作成している			
6. 相談記録様式を定めることにより、相談対応や記録内容にずれが生じないようにしている			
7. その他			
(具体的な内容を記入)			
8. 特に実施していない			

これ以降の設問は、地域子育て相談機関の「情報共有」「連携」の状況に係る内容になります。

本アンケートでは、「情報共有」は、地域子育て相談機関から市町村に報告を上げるものを指し、「連携」は、地域子育て相談機関がこども家庭センターやその他関係機関に相談内容に関する対応を依頼したり、相談者に対してこども家庭センターやその他関係機関の利用を推薦したりするものを指します。

※「情報共有」、「連携」の定義に関しては以下の図をご確認ください。



「情報共有」の状況についてご回答ください。

質問5-18 地域子育て相談機関と貴自治体の間で相談者・相談内容に関する情報共有の実施有無として当てはまるものを一つお選びください。

質問5-18選択肢

1. 情報共有をしている
2. 情報共有をしていない

地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-18-1回答欄	質問5-18-2回答欄	質問5-18-3回答欄

質問5-19 質問5-18にて1とご回答された方にお伺いします。情報共有している相談について、当てはまるものを一つお選びください。

質問5-19選択肢

1. すべての相談について情報共有している
2. 一部の相談について情報共有している

地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-19-1回答欄	質問5-19-2回答欄	質問5-19-3回答欄

質問5-20 質問5-18にて1とご回答された方にお伺いします。情報共有している相談の具体的な内容について、当てはまるものを全てお選びください。

質問5-20選択肢

1. 行政での対応が必要なケースを情報共有している
2. 多職種と連携を要するケースを情報共有している
3. 相談者自身が希望したケースを情報共有している
4. 相談内容が専門的なケースを情報共有している
5. その他

（具体的な内容を記入）

地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-20-1回答欄	質問5-20-2回答欄	質問5-20-3回答欄

質問5-21 質問5-19にて2とご回答された方にお伺いします。情報共有の判断基準の設定有無について、当てはまるものを一つお選びください。

質問5-21選択肢

1. 判断基準を設けている
2. 判断基準を設けていない

地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-21-1回答欄	質問5-21-2回答欄	質問5-21-3回答欄

質問5-22 質問5-18にて1とご回答された方にお伺いします。情報共有の意思決定をする場・機会の設定有無について、当てはまるものを全てお選びください。

質問5-22選択肢

1. ケース会議で決定している
2. 所長等の管理職が決定している
3. 担当職員のみで決定している
4. その他

（具体的な内容を記入）

地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-22-1回答欄	質問5-22-2回答欄	質問5-22-3回答欄

質問5-23 質問5-18にて1にご回答された方にお伺いします。情報共有の方法について、当てはまるものを全てお選びください。

	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-23選択肢	質問5-23-1回答欄	質問5-23-2回答欄	質問5-23-3回答欄
1. 会議(オンライン含む)での情報共有			
2. 個人同士(対面/オンライン問わず)での情報共有			
3. 書面での情報共有			
4. 電話での情報共有			
5. システム上での情報共有			
6. その他			
(具体的な内容を記入)			

質問5-24 質問5-18にて1にご回答された方にお伺いします。情報共有している項目について、当てはまるものを全てお選びください。

	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-24選択肢	質問5-24-1回答欄	質問5-24-2回答欄	質問5-24-3回答欄
1. 利用者名			
2. こどもの名前			
3. こどもの年齢			
4. 相談内容			
5. アセスメント(相談者本人、家族関係、生活環境等を含めた総合的評価)			
6. 対応内容			
7. 対応経過			
8. 支援方針、計画			
9. 情報共有に関する同意の有無			
10. その他			
(具体的な内容を記入)			

質問5-25 質問5-18にて1にご回答された方にお伺いします。情報共有の頻度について、当てはまるものを一つお選びください。

	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-25選択肢	質問5-25-1回答欄	質問5-25-2回答欄	質問5-25-3回答欄
1. 随時			
2. 週に1回程度			
3. 月に1回程度			
4. 四半期に1回程度			
5. 半年に1回程度			
6. 年に1回程度			

質問5-26 質問5-18にて2にご回答された方にお伺いします。情報共有をしていない理由として当てはまるものを全てお選びください。

	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-26選択肢	質問5-26-1回答欄	質問5-26-2回答欄	質問5-26-3回答欄
1. 情報共有が必要なケースが生じていない、必要性を感じていない			
2. 情報共有の手段がない			
3. 個人情報保護や守秘義務により共有できない			
4. その他			
(具体的な内容を記入)			

質問5-27 こども家庭センターや要対協等の関係機関への相談内容の連携有無として当てはまるものを一つお選びください。

質問5-27選択肢

- 質問5-28**

質問5-27にて1とご回答された方にお伺いします。連携先について、当てはまるものを全てお選びください。

質問5-28選択肢		質問5-28-1回答欄	質問5-28-2回答欄	質問5-28-3回答欄
行政機関	1. こども家庭センター（市町村児童福祉部署及び母子保健部署を含む）			
	2. 児童相談所			
	3. 保育所			
	4. 幼稚園			
	5. ファミリーサポートセンター			
	6. 児童発達支援センター			
	7. 保健所			
	8. 教育委員会			
	9. 学校			
	10. 警察			
行政機関以外の機関	11. 医療機関			
	12. NPO法人			
個人	13. 民生委員・児童委員			
その他	14. その他 （具体的な内容を記入）			

質問5-27にて1とご回答された方にお伺いします。連携している相談について、当てはまるものを一つお選びください。

質問5-29選択肢

- 質問5-30**

質問5-27にて1とご回答された方にお伺いします。連携している相談の具体的内容について、当てはまるものを全てお選びください。

質問5-30選択肢

- 質問5-31**

質問5-29にて2とご回答された方にお伺いします。連携の判断基準の設定有無について、当てはまるものを一つお選びください。

質問5-31選択肢

- 153

質問5-32

質問5-27にて1にご回答された方にお伺いします。連携の意思決定をする場・機会の設定有無について、当てはまるものを全てお選びください。

	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-32選択肢	質問5-32-1回答欄	質問5-32-2回答欄	質問5-32-3回答欄
1. ケース会議で決定している			
2. 所長等の管理職が決定している			
3. 担当職員のみで決定している			
4. その他			
(具体的な内容を記入)			

質問5-33

質問5-27にて1にご回答された方にお伺いします。連携時に必要な情報共有の方法について、当てはまるものを全てお選びください。

	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-33選択肢	質問5-33-1回答欄	質問5-33-2回答欄	質問5-33-3回答欄
1. 会議(オンライン含む)での情報共有			
2. 個人同士(対面/オンライン問わず)での情報共有			
3. 書面での情報共有			
4. 電話での情報共有			
5. システム上での情報共有			
6. その他			
(具体的な内容を記入)			

質問5-34

質問5-27にて1にご回答された方にお伺いします。連携している項目について、当てはまるものを全てお選びください。

	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-34選択肢	質問5-34-1回答欄	質問5-34-2回答欄	質問5-34-3回答欄
1. 利用者名			
2. こどもの名前			
3. こどもの年齢			
4. 相談内容			
5. アセスメント			
6. 対応内容			
7. 対応経過			
8. 支援方針、計画			
9. 情報共有に関する同意の有無			
10. その他			
(具体的な内容を記入)			

質問5-35

質問5-27にて2にご回答された方にお伺いします。連携をしていない理由について、当てはまるものを全てお選びください。

	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-35選択肢	質問5-35-1回答欄	質問5-35-2回答欄	質問5-35-3回答欄
1. 連携が必要なケースが生じていない、必要性を感じていない			
2. 連携の手段がない			
3. 個人情報保護や守秘義務により連携できない			
4. その他			
(具体的な内容を記入)			

質問5-36

相談機関の設置運営にあたって活用されている補助事業等について、当てはまるもの一つをお選びください。

	地域子育て相談機関①	地域子育て相談機関②	地域子育て相談機関③
質問5-36選択肢	質問5-36-1回答欄	質問5-36-2回答欄	質問5-36-3回答欄
1. 利用者支援事業(基本Ⅰ型)及び子ども家庭センター連携等加算			
2. 利用者支援事業(基本Ⅱ型)及び子ども家庭センター連携等加算			
3. 利用者支援事業(基本Ⅲ型)			
4. 自治体独自の財政支援			
5. 特になし			
6. その他			

質問5-37

地域子育て相談機関実施によって感じるメリットをご記入ください。(特に地域子育て支援拠点等など以前から実施していた事業との違いによるものがあればご記入ください。)欄にない場合は「欄にない」と記入してください。

質問5-37回答欄

6. 地域子育て相談機関の取組上の課題や要望について教えてください。

未回答

質問6-1 地域子育て相談機関の準備・運営上の課題について、当てはまるものを3つまで選びください。

質問6-1選択肢	質問6-1回答欄
1. 自治体内における地域子育て相談機関の業務内容・意義の理解や周知	
2. 予算の確保	
3. 自治体内の人員の確保	
4. 地域の担い手の確保	
5. 相談の質の確保・向上	
6. 行政と地域子育て相談機関との連携・情報共有	
7. 子育て世帯への情報発信・認知度向上	
8. 子育て世帯との継続的なつながり	
9. 地域子育て相談機関への相談をきっかけとした虐待予防・気がかりな家庭や子どもへの支援	
10. その他	
（具体的な内容を記入）	
11. 特になし	

質問6-2 地域子育て相談機関設置運営要綱に関して、改善すべき項目やより具体的な記述が必要な項目についてご意見がありましたらご記入ください。ご意見がない場合は「特になし」とご記入ください。

質問6-2回答欄

質問6-3 地域子育て相談機関の設置・運営にあたって国に求める支援があればご記入ください。ご意見がない場合は「特になし」とご記入ください。

質問6-3回答欄

質問6-4 本アンケートのご回答内容を踏まえ、より詳細な取組内容をお伺いするために、弊社(株式会社野村総合研究所)またはこども家庭庁よりヒアリングをお願いすることがございます。ヒアリングをお願いした際にご協力いただくことは可能でしょうか？

質問6-4選択肢	質問6-4回答欄
1. 協力可能	
2. 協力不可	

令和6年度 子ども・子育て支援調査研究事業
地域子育て相談機関のあり方に関する調査研究事業報告書

令和7年3月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)
〔ユニットコード:8371512〕